



Ⅲ

実施計画



Ⅲ 実施計画

政策体系別計画

政策体系別計画の見方について

① 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために基本構想において定める5つの基本政策の内容を記載しています。

② 政策の体系

基本政策の下に連なる、23の政策の一覧を表示しています。

③ 政策の方向性

それぞれの基本政策を体系的に進めるために、基本計画において定める政策の方向性を記載しています。

④ 市民の実感指標

「新たな総合計画策定に向けた市民アンケート」の結果をもとに、市民の意識・評価の水準（現状）を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね10年後を想定した市民の実感を目標として設定したものです。

⑤ 施策の体系

政策の下に連なる73の施策の一覧を表示しています。

基本政策のページ

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。
- また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

政策の体系

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 政策1-1 災害から生命を守る
- 政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる
- 政策1-3 水の安定した供給・循環を支える
- 政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる
- 政策1-5 豊かな暮らしを支える
- 政策1-6 市民の健康を守る

政策のページ

政策1-1 災害から生命を守る

政策1-1 災害から生命を守る

政策の方向性

- 高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。
- かけがえない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出自)	現状	目標
災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合（市民アンケート）	15.6%	25%以上

施策の体系

政策1-1 災害から生命を守る

- 施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進
- 施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進
- 施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進
- 施策1-1-4 消防力の総合的な強化
- 施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備

⑥ 施策の概要

施策の課題や今後の取組の方向性を記載しています。

⑦ 直接目標

施策を推進することによって、市民生活をどのように向上させるのかを端的に文章で表現したものです。

⑧ 主な成果指標

施策に位置づけられた事務事業を推進することにより、直接目標等が、どの程度達成されているか、客観的に評価するための目安として設定したものです。ただし、施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析することにより把握していきます。

※1「主な成果指標の見方」は、次ページを参照

⑨ 計画期間の主な取組

● 事務事業名

・ 事務事業名及び計画期間内の事業概要です。

● 現状

・ 平成 26(2014)年度から平成 27(2015)年度にかけての、取組内容や事業実施量です。

● 事業内容・目標

・ 計画期間中の事業実施内容や目標等を示しています。

※2「事業内容・目標」の補足を、63 ページに記載

政策1-1 災害から生命を守る

施策1 災害・危機事象に備える対策の推進

⑥ 施策の概要

- 大規模な災害が発生した時には、迅速で的確な災害対応を行う必要があるため、「地域防災計画」をはじめとした災害に関する計画等を整備し、災害時における情報連絡体制の確保に取り組みとともに、近隣自治体等との相互連携、防災訓練や岡山訓練を実施するなど、さまざまな危機事象に対応できる危機管理体制の充実に取り組みます。
- 臨海部における総合的な防災力の向上を図るため、津波対策など臨海部の防災・減災対策に取り組みます。
- 災害発生時において、応急的な避難を行うための緊急避難場所等の確保、災害時に的確に情報伝達を行うための情報通信システムの整備、避難所における食料・飲料水や生活必需品の計画的な備蓄、公園における防災機能の向上、帰宅困難者対策等を推進します。
- 東日本大震災の教訓などを踏まえ、起きてはならない最悪の事態を想定し、大規模な自然災害が発生しても機能不全に陥らない、強く、しなやかな地域づくりを推進します。
- 災害への対応は、公助だけでなく自助・共助（互助）の取組が重要であることから、自主防災組織の活動の促進、企業や団体との防災に関する協定の締結など、災害時の協力体制を整えるとともに、家庭や事業所などにおける災害への備えについて周知・啓発を行い、いざという時に地域でお互いに助け合えるしくみづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。
- 本庁舎は、地震により倒壊し、又は崩壊する危険性があるとされており、耐震補強も困難であるため、災害対策活動の中核拠点として機能する耐震性能を確保するための建替えを行い、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮した庁舎の整備に取り組みます。

避難所運営委員会も開催している避難所の割合

地域防災戦略における減災目標 (～平成 32 年度)

～平成 27 年度中に定める予定～

水難救助訓練

災害時における道路復旧訓練

資料：総務局調べ

政策1-1 災害から生命を守る

⑦ 直接目標

- 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

⑧ 主な成果指標

名称 (出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総務局調べ)	66.9% (平成27年度)	70.5%以上 (平成29年度)	75.2%以上 (平成33年度)	80%以上 (平成37年度)
避難所を知っている人の割合 (市民アンケート)	39.5% (平成27年度)	43.8%以上 (平成29年度)	51.8%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)
家庭内備蓄を行っている人の割合 (市民アンケート)	56.9% (平成27年度)	57.5%以上 (平成29年度)	58.8%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)

⑨ 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28 (2016)～平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度以降
防災対策管理運営事業	● 地域防災計画各編の修正 ● 国土強靱化地域計画策定に向けた検討・策定 ● 防災訓練の推進等、市の災害対応力の向上を図ります。	● 地域防災計画等各種防災の検討と見直し ● 国土強靱化地域計画の推進と連携管理 ● 新たな地震防災戦略の推進と連携管理	事業推進
地域防災推進事業	● 自主防災組織に対する補助制度の活用 ● 災害時要援護者の避難支援体制の強化 ● 避難所運営会議の開催 ● イベントや親子、講座等による防災啓蒙の実施	● 自主防災組織に対する補助制度の活用 ● 災害時要援護者の避難支援体制の更なる強化 ● 避難所運営会議の開催支援、情報提供 ● イベントや親子、講座等による防災啓蒙の実施	事業推進
防災施設整備事業	● 情報系防災行政無線の再整備 ● 多量系、衛星系防災行政無線の実施計画 ● 防災関連の施設、各種情報伝達システム等を整備し、市の災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。	● 情報系防災行政無線の屋外受信機の増設及び戸別受信機の更新 ● 多量系・衛星系防災行政無線の再整備 ● 総合防災情報システム (IDC/インターネットセンター) 移行 ● 避難所への備蓄倉庫の整備 ● 備蓄物資の計画配置	事業推進

※1 「主な成果指標」の見方

主な成果指標				
名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
市内全道路延長（自動車専用道路を除く）に対する4m未満の道路の割合 (まちづくり局調べ)	20% (平成22年度) ★1	16%以上 (平成29年度)	13%以上 (平成33年度)	10%以上 (平成37年度)
出火率 (火災件数/人口1万人) (消防局調べ) ★2	2.58件 (平成22～26年の平均)	2.49件以下 (平成25～29年の平均)	2.48件以下 (平成29～33年の平均)	2.46件以下 (平成33～37年の平均)
町内会・自治会加入率 (市民・こども局調べ)	63.8% (平成27年度)	64%以上 (平成29年度) ★3	64%以上 (平成33年度)	64%以上 (平成37年度)
住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ)	73% (平成25年度)	★4 ⇒	77%以上 (平成30年度)	80%以上 (平成35年度)
いじめの解消率 (教育委員会調べ) ※解消した件数/認知件数×100	60.0% (平成25年度:小学校)	80.0%以上 (平成29年度:小学校)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。 ★5	
	86.2% (平成25年度:中学校)	90.0%以上 (平成29年度:中学校)		
日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	4,648人/月 (平成26年度)	4,865人/月以上 (平成29年度)	5,094人/月以上 (平成33年度) ★6	5,333人/月以上 (平成37年度)

第3期障害福祉計画
第4期障害福祉計画
計画の改定で変更の可能性がある

★1

「現状」では、実施計画策定時点での成果指標となる指標の直近数値を記載しています。この現状の数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としています。この現状の数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等、指標によってはデータの取得年度に差があるため、現状の値の下に直近に取得した数値の年度等を示しています。

★2

指標によっては、複数年の実績の平均値を現状として指標としている場合や実施計画策定時点では確定した数値がなく見込値となっている場合等、指標特有の理由があるものについても、現状の値の下にその旨を付記しています。

★3

各実施計画期間の「目標値」では、例えば、目標値が各実施計画期間で同じものを設定している場合であっても、過去の指標の状況が下降傾向にあるため、取組を講じることで一定水準を維持すべきものなど、個々の指標の特性に応じた目標値を設定しています。

★4

目標達成を判断する時期は、基本的には各実施計画期間の終期（第1期→H29、第2期→H33、第3期→H37）としていますが、各数年に一度実施する調査データを活用している場合等は、目標達成を判断する時期がその調査に依るため、各期の目標値の下に目標達成を判断する年度等を示しています。また、調査のタイミングにより、各実施計画期間にデータが取得できない場合は、各実施計画期間の目標値を「⇒」で示しています。

★5

いじめ・不登校の児童生徒の割合や、市民の人権尊重・男女平等への意識等、10年後を見据えた数値による具体的な目標設定がなじまない指標については、よりよい状況の実現（いじめや不登校を限りなく減らすなど）に向けて、第1期実施計画の取組状況を踏まえて、第2期実施計画以降の目標を設定することとしています。

★6

新たな総合計画と連携する計画（P448参照）に掲げている指標や国の上位計画の指標等を本計画の指標として活用している指標は、それらの計画の改定に応じて、指標の目標値を改定する場合があります。

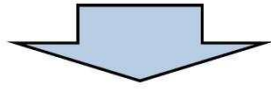
※2 「事業内容・目標」等の補足説明

この素案では「事業内容・目標」の平成28～29年度の2年間と、平成30年度以降に分けて記載しています。

今後、事業内容等をさらに精査し、平成28年度予算案とあわせて年度別の取組を公表する予定です。なお、予算編成作業等の中で、取組の内容や指標に掲げた目標を変更する場合があります。

【実施計画素案(H27. 11)】

事務事業名	事業内容・目標		
	現状 平成26～27 (2014～15)年度	平成28(2016)～平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
本庁舎等建替事業 <small>本庁舎等について災害対策活動の中枢拠点としての耐震性能を確保するため、建替えの取組を進めます。</small>	●本庁舎等建替基本計画の策定 ●環境影響評価手続の実施 ●本庁舎の解体に伴う設計の実施 ●本庁舎等からの各局事務室等の仮移転 ●第2庁舎の前震補強工事	●新本庁舎基本設計・実施設計 ●環境影響評価手続の実施 ●本庁舎の解体工事 ●民間ビル等への仮移転の継続	●新本庁舎実施設計(平成30年度までの予定) ●環境影響評価手続の実施(平成30年度までの予定) ●新本庁舎の整備・新本庁舎の完成(最速の場合で平成34年度) ●民間ビル等への仮移転の継続(新本庁舎供用開始時まで) ●第2庁舎の解体・跡地広場の整備・跡地広場の完成(最速の場合で平成35年度)



【実施計画案(H28. 2)記載イメージ】

事務事業名	事業内容・目標		
	現状 平成26～27 (2014～15)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度 平成30(2018)年度以降
本庁舎等建替事業 <small>本庁舎等について災害対策活動の中枢拠点としての耐震性能を確保するため、建替えの取組を進めます。</small>	●本庁舎等建替基本計画の策定 ●環境影響評価手続の実施 ●本庁舎の解体に伴う設計の実施 ●本庁舎等からの各局事務室等の仮移転 ●第2庁舎の前震補強工事	●新本庁舎基本設計 ●環境影響評価手続の実施 ●本庁舎の解体工事 ●民間ビル等への仮移転の継続	●新本庁舎実施設計・実施設計 ●新本庁舎実施設計(平成30年度までの予定) ●環境影響評価手続の実施(平成30年度までの予定) ●新本庁舎の整備・新本庁舎の完成(最速の場合で平成34年度) ●民間ビル等への仮移転の継続(新本庁舎供用開始時まで) ●第2庁舎の解体・跡地広場の整備・跡地広場の完成(最速の場合で平成35年度)

⑩ みんなで取り組もう 私たちができること

～市民から市民へのメッセージ～(総合計画策定に向けた「市民検討会議」より)

● 市民検討会議における議論 ～暮らしを支える「自助」と「共助」が重要！～

日本は、すでに人口減少社会に突入しており、私たちが暮らすこの川崎でも、今後、少子高齢化がさらに進行し、いずれは人口が減少していくことによって、地域の姿が変わり、そこに暮らす人々の生活も変化していくことが見込まれます。

こうした状況にあっても、子ども、若者、子育てをする若い世代、シニア世代など、誰もが安全・安心に暮らすためには、行政によるサービスだけでなく、個人または家庭で自ら行動することや、地域の中でお互いに支え合うことが大切になっています。

そこで、市民検討会議では、「自分・家庭でできること」(自助)、「地域でできること」(共助)、「行政が行うべきこと」(公助)という3つの区分を設定し、主な政策分野ごとに課題と対応策を検討しました。その成果は、新たな総合計画にも活かされています。

● 「市民から市民へのメッセージ」とは？

総合計画は、行政として実施する政策や施策を定める計画ですので、「公助」が中心になり、「自助」や「共助」の内容を十分に反映することは困難です。そこで、市民が自ら取り組むべきこととして、市民検討会議から直接、市民の皆さんに提案し、呼びかけることがふさわしいと考えたものを、メッセージとしてまとめることになりました。

このメッセージは、あくまで提案・呼びかけであり、押しつけるものではありませんが、「私たちの暮らしやまちをよりよいものにしていくために、ともに行動に移していきましょう。」という市民委員の願いがこもったものです。

メッセージは分野別にまとめてあることから、関連の深い取組の後ろで紹介しています。また、以下には、多くの分野に共通するメッセージについて掲載しています。

みんなで取り組もう 私たちができること
～市民から市民へのメッセージ～

「災害から生命を守る地域の助け合い」

背景

今後30年間に震度6以上(約70%)の地震発生が予想され、大規模な自然災害に備えることが重要な課題となっています。阪神・淡路大震災において、救助された人の97%が個人・家族・隣人によって助けられており、市民一人ひとりの災害への備えと地域コミュニティにおける防災の取組など、自助・共助による「地域の防災力の向上」が喫緊不可欠です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- 各家庭で防災準備を進めるとともに、阪神・淡路大震災でなくなったか7%が住宅や屋敷地が壊れていることから、地震の被害・火災発生を抑制し、被害の拡大を防止し、防災グッズなどの必要な物資の準備をしたり、避難場所やハザードマップの確保をすすめ、日頃から家庭内でできる災害に対する備えをしておきましょう。
- 実際に大規模な災害が発生した際に、迅速で助け合える体制を整えるために、連絡の仕方や集合場所などを決めておきましょう。
- 地域の住民同士で助け合うことで災害による被害を最小限にするため、近所での日頃からのコミュニケーションや助け合いを通じて災害時の体制づくりをすすめることにも、避難する際に役立つ防災的なが、交通が滞りやすいなどどこにいても、必要な備えを共有しましょう。
- 災害対策にはすべての世代が参加すべきですが、地域の防災活動への参加者は高齢者の比率が高いため、日中、大人がいない中でも地域にいる中学生、高校生を含む若い世代は、地域の災害活動を災害時に支えることができるよう積極的に参加するようにしましょう。

川崎市総合計画市民検討会議より

【共通メッセージ】

■多世代が参加する地域コミュニティをつくろう！

分野別の提案・呼びかけに入る前に、多くの分野に共通するメッセージがあります。それは、多世代の市民が参加し、互いに支え合う地域コミュニティをつくる、ということです。

超高齢社会を生き生きと暮らすためにも、次代を担う子どもを安心して育てるためにも、地域における支え合いや交流が欠かせません。災害から市民の生命や暮らしを守り、そして安全で快適なまちや交通環境をつくるためにも、地域コミュニティが重要です。

この地域コミュニティをよりよいものとするためには、子ども、若者、子育てをする世代、シニア世代などの多世代が参加し、交流し支え合うことが重要です。

町内会・自治会、小・中学校の校区などさまざまな単位で、こうした地域コミュニティをつくっていきけるよう、市民一人ひとりができることから始めましょう。

政策体系別計画 目次

基本政策	政策	施策	掲載ページ	
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策 1-1 災害から生命を守る	施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進	P72	
		施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進	P75	
		施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進	P78	
		施策 1-1-4 消防力の総合的な強化	P81	
		施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備	P84	
		政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	P87	
	政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	施策 1-2-1 防犯対策の推進	P88	
		施策 1-2-2 交通安全対策の推進	P91	
		施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	P94	
		施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	P97	
	政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える	施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上	P102	
		施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成	P105	
	政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	施策 1-4-1 総合的なケアの推進	P110	
		施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実	P115	
		施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり	P118	
		施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実	P121	
		施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進	P124	
		施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	P127	
		施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり	P130	
		政策 1-5 確かな暮らしを支える	P135	
	政策 1-5 確かな暮らしを支える	施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営	P136	
		施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進	P139	
	政策 1-6 市民の健康を守る	施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化	P142	
		施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営	P146	
		施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保	P149	
	基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり			P154
	政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる	施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進	P156	
		施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進	P158	
		施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進	P161	
		施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	P164	
政策 2-2 未来を担う人材を育成する	施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進	P170		
	施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応	P175		
	施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備	P179		
	施策 2-2-4 学校の教育力の向上	P182		
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する	施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上	P186		
	施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	P188		
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり			P192	
政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる	施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進	P194		

基本政策	政策	施策	掲載ページ
	政策 3-2 地域環境を守る		P197
		施策 3-2-1 地域環境対策の推進	P198
		施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進	P201
	政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす		P205
		施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	P206
		施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備	P209
		施策 3-3-3 多摩丘陵の保全	P212
		施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進	P214
		施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	P217
	基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり		P220
	政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興		P222
		施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化	P223
		施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成	P225
		施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成	P228
		施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化	P231
	政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上		P235
		施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進	P236
		施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援	P238
		施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	P241
		施策 4-2-4 スマートシティの推進	P243
		施策 4-2-5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上	P245
	政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる		P249
		施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり	P250
		施策 4-3-2 働きやすい環境づくり	P253
	政策 4-4 臨海部を活性化する		P255
		施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	P256
		施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成	P259
		施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備	P262
	政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する		P265
		施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成	P266
		施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備	P269
	政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する		P273
		施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進	P274
		施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進	P277
	政策 4-7 総合的な交通体系を構築する		P279
		施策 4-7-1 広域的な交通網の整備	P280
		施策 4-7-2 市域の交通網の整備	P282
		施策 4-7-3 身近な交通環境の整備	P285
		施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実	P287
	政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する		P291
		施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進	P292
		施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興	P296
		施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進	P301
	政策 4-9 戦略的なシティプロモーション		P305
		施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成	P306
		施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興	P308
	基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり		P314
	政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する		P315
		施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり	P316

基本政策	政策	施策	掲載ページ
		施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進	P319
		施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	P322
	政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる		P325
		施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	P326
		施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	P329

基本政策

1

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

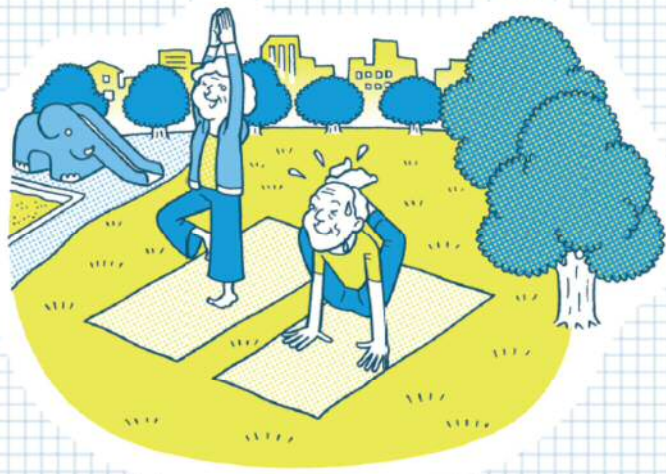


**守られて安全。
つながり合って安心。**

自然災害への対策はもちろん、いざという時に助け合える「顔の見える関係」づくりをサポートします。

**住み慣れたまちで、
生きられる幸せ。**

超高齢社会でも、生き生きと安心して暮らし続けられるしくみをつくります。



未来のため「新たな総合計画」策定中。

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

基本 政策1

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。
- また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

政策の体系

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害から生命を守る

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

政策1-5 確かな暮らしを支える

政策1-6 市民の健康を守る

政策1-1 災害から生命を守る

政策の方向性

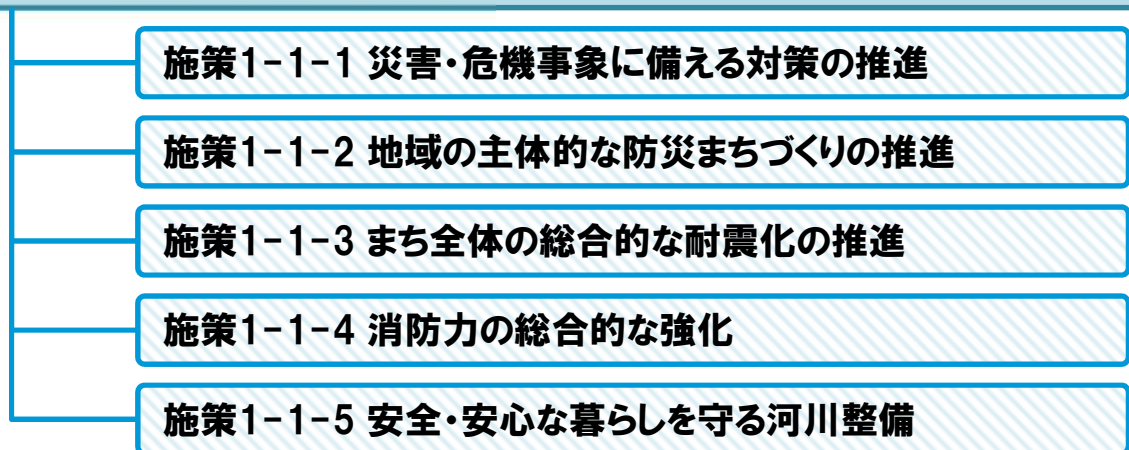
- ✓ 高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。
- ✓ かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	15.6%	25%以上

施策の体系

政策1-1 災害から生命を守る



総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

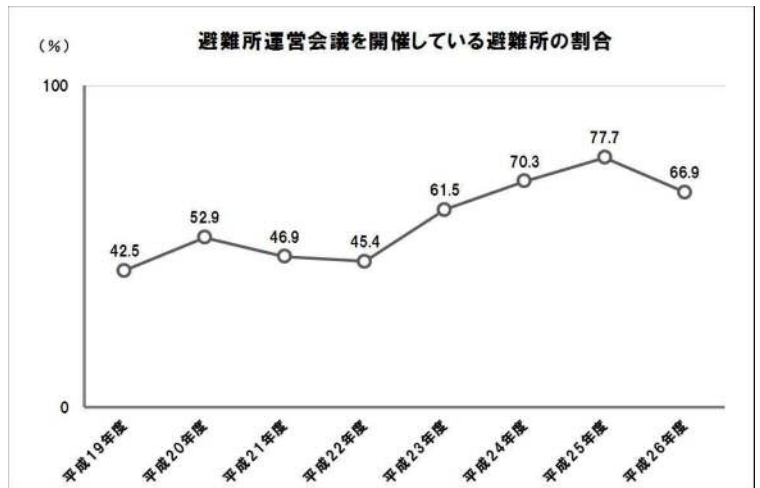
資料編等

施策1 災害・危機事象に備える対策の推進

施策の概要

- ✓ 大規模な災害が発生した時には、迅速で的確な災害対応を行う必要があるため、「地域防災計画」をはじめとした災害に関する計画等を整備し、災害時における情報連絡体制の確保に取り組むとともに、近隣自治体等との相互連携、防災訓練や図上訓練を実施するなど、さまざまな危機事象に対応できる危機管理体制の充実に取り組みます。
- ✓ 臨海部における総合的な防災力の向上を図るため、津波対策など臨海部の防災・減災対策に取り組みます。
- ✓ 災害発生時において、応急的な避難を行うための緊急避難場所等の確保、災害時に的確に情報伝達を行うための情報通信システムの整備、避難所における食料・飲料水や生活必需品の計画的な備蓄、公園における防災機能の向上、帰宅困難者対策等を推進します。
- ✓ 東日本大震災の教訓などを踏まえ、起きてはならない最悪の事態を想定し、大規模な自然災害が発生しても機能不全に陥らない、強く、しなやかな地域づくりを推進します。
- ✓ 災害への対応は、公助だけでなく自助・共助（互助）の取組が重要であることから、自主防災組織の活動の促進、企業や団体との防災に関する協定の締結など、災害時の協力体制を整えるとともに、家庭や事業所などにおける災害への備えについて周知・啓発を行い、いざという時に地域でお互いに助け合えるしくみづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。
- ✓ 本庁舎は、地震により倒壊し、又は崩壊する危険性があるとされており、耐震補強も困難であるため、災害対策活動の中核拠点として機能する耐震性能を確保するための建替えを行い、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮した庁舎の整備に取り組みます。

地震防災戦略における減災目標
 （～平成 32 年度）
 ～平成 27 年度中に定める予定～



資料：総務局調べ

水難救助訓練



災害時における道路復旧訓練

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

- 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総務局調べ)	66.9% (平成26年度)	70.5%以上 (平成29年度)	75.2%以上 (平成33年度)	80%以上 (平成37年度)
避難所を知っている人の割合 (市民アンケート)	39.5% (平成27年度)	43.6%以上 (平成29年度)	51.8%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)
家庭内備蓄を行っている人の割合 (市民アンケート)	56.9% (平成27年度)	57.5%以上 (平成29年度)	58.8%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
防災対策管理運営事業 地域防災計画や地震防災戦略の推進等、市の災害対応力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画各編の修正 ●国土強靱化地域計画策定に向けた検討・策定 ●地震防災戦略の推進、進捗管理及び見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画等各種防災の検討と見直し ●国土強靱化地域計画の推進と進捗管理 ●新たな地震防災戦略の推進と進捗管理 	事業推進
地域防災推進事業 自主防災組織の育成、民間企業との連携、防災訓練を通じた防災意識の向上等を通じて、共助(互助)の取組を進め、地域防災力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織に対する補助制度の運用 ●災害時要援護者の避難支援体制の強化 ●避難所運営会議の開催支援、情報提供 ●イベントや冊子、講座等による防災啓発の実施 ●防災協力事業所制度の推進 ●総合防災訓練(九都県市合同防災訓練)等の実施と検証を通じた地域防災体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織に対する補助制度の運用 ●災害時要援護者の避難支援体制の更なる強化 ●避難所運営会議の開催支援、情報提供 ●イベントや冊子、講座等による防災啓発の実施 ●防災協力事業所制度の推進 ●総合防災訓練(九都県市合同防災訓練)等の実施と検証を通じた地域防災体制の充実 	事業推進
防災施設整備事業 防災関連の施設、各種情報通信システム等を整備し、市の災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●同報系防災行政無線の再整備 ●多重系・衛星系防災行政無線の実施設計 ●総合防災情報システムのIDC(インターネットデータセンター)移行 ●避難所への備蓄倉庫の整備 ●備蓄物資の計画配置 	<ul style="list-style-type: none"> ●同報系防災行政無線の屋外受信機の増設及び戸別受信機の更新 ●多重系・衛星系防災行政無線の再整備 ●総合防災情報システムの機能強化 ●備蓄物資の計画配置 	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

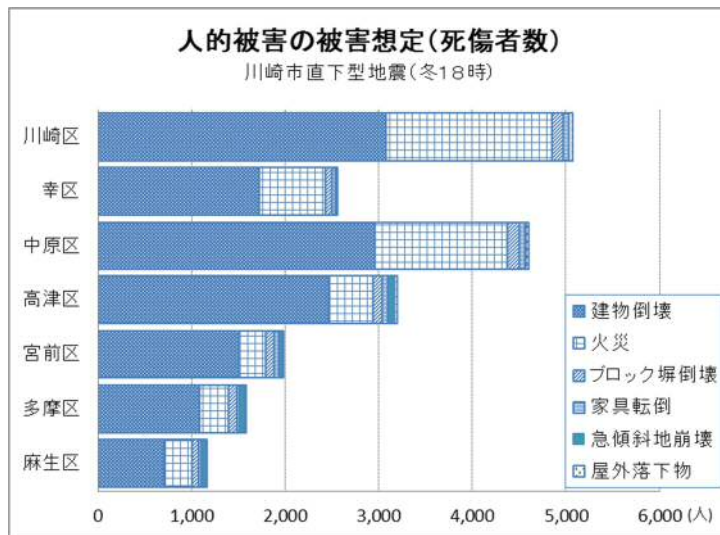
資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
臨海部・津波防災対策事業 津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●臨海部防災対策計画に基づく取組の推進 ●県石油コンビナート等防災計画の見直し ●津波避難計画に基づく取組の推進 ●津波避難施設の拡充(88か所) ●津波情報看板等の設置 ●津波避難訓練の実施 ●津波ハザードマップの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ●臨海部防災対策計画に基づく取組の推進 ●県石油コンビナート等防災計画の見直しを踏まえた臨海部防災対策計画の見直し(～平成28年度) ●津波避難計画に基づく取組の推進 ●津波避難施設の拡充 ●津波避難情報等の周知啓発 ●津波避難訓練の実施等 ●津波ハザードマップの更新 	事業推進
帰宅困難者対策推進事業 一斉帰宅の抑制の周知や帰宅困難者用一時滞在施設の確保等を行い、災害時における混乱の抑制や二次災害を防止します。	<ul style="list-style-type: none"> ●帰宅困難者用一時滞在施設の確保 ●帰宅困難者対策用無線機、備蓄品の配備 ●帰宅困難者対策の啓発 ●帰宅困難者用備蓄倉庫の整備 ●災害時帰宅支援ステーションの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰宅困難者用一時滞在施設の確保 ●帰宅困難者対策用無線機、備蓄品の配備 ●帰宅困難者対策の啓発 ●災害時帰宅支援ステーションの確保 	事業推進
公園防災機能向上事業 広域避難場所や幹線道路沿いの公園において、ソーラー照明灯や避難誘導標識などの防災関連施設を整備し、防災機能の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●防災に配慮した公園施設の整備(広域避難場所) ・生田緑地 他6公園 ●身近な公園の防災機能の向上 ・災害時利用想定図及び施設整備計画の作成 ●帰宅困難者対策の取組 ・下作延第2公園 ・ソーラー照明灯・案内板等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災に配慮した公園施設の整備(広域避難場所) ●身近な公園の防災機能の向上 ・設計・施設整備 ●帰宅困難者対策の取組 ・ソーラー照明灯・案内板等の整備 	事業推進
本庁舎等建替事業 本庁舎等について災害対策活動の中枢拠点としての耐震性能を確保するため、建替えの取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●本庁舎等建替基本計画の策定 ●環境影響評価手続の実施 ●本庁舎の解体に伴う設計の実施 ●本庁舎等からの各局事務室等の仮移転 ●第2庁舎の耐震補強工事 	<ul style="list-style-type: none"> ●新本庁舎基本設計・実施設計 ●環境影響評価手続の実施 ●本庁舎の解体工事 ●民間ビル等への仮移転の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●新本庁舎実施設計(平成30年度までの予定) ●環境影響評価手続の実施(平成30年度までの予定) ●新本庁舎の整備・新本庁舎の完成(最短の場合で平成34年度) ●民間ビル等への仮移転の継続(新本庁舎供用開始時まで) ●第2庁舎の解体・跡地広場の整備・跡地広場の完成(最短の場合で平成35年度)
港湾施設改修(防災・減災)事業 大規模災害時における緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震護岸の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●千鳥町7号岸壁耐震改修工事 ●東扇島9号岸壁耐震改修工事 ●緊急物資輸送道路の液状化対策の実施 ●防災用浮き棧橋の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●千鳥町7号岸壁耐震改修工事 ●東扇島9号岸壁耐震改修工事 ●緊急物資輸送道路の液状化対策の実施 	事業推進

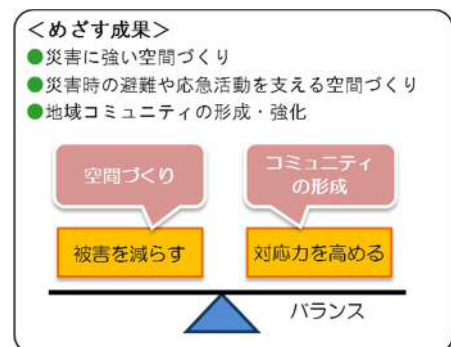
施策2 地域の主体的な防災まちづくりの推進

施策の概要

- ✓ 防災上課題のある地域等において、防火地域の指定など、予防・減災対策に効果的な、都市計画手法等を活用した防災対策手法の調査・検討を行います。
- ✓ 柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、都市復興の迅速化をめざすとともに、都市復興のプロセス等を市民と共有することにより、予防と復興への機運醸成や地域コミュニティの強化から、復興準備の更なる質的向上に連動する取組につなげていきます。
- ✓ 各地域における被害軽減に向けて、建物の不燃化、狭あい道路の改善などの個々のハード面の取組とともに、地域が主体となって防災ルール等を策定するなどのソフト的な取組を地域へ効果的に展開することで、地域の防災まちづくりを推進します。
- ✓ 老朽木造住宅等が密集し、建物倒壊や火災延焼による被害の恐れがある密集市街地のうち、延焼の危険性が高いなどの課題がある重点密集市街地（川崎区小田2・3丁目地区、幸区幸町3丁目地区）について、建物単位ではなく、地域単位とした面的な市街地整備や耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、重点的な防災力の向上に取り組めます。また、大規模地震の発生に備え、重点密集市街地に加え、新たに重点的に取り組む対象区域を設定し、火災延焼対策を一層効果的なものとするなど、実効性の高い区域一体で進める減災対策の更なる推進をめざします。
- ✓ 大規模な地震等に対する効率的な予防対策として、防災上の多様な課題がある地域において『地域住民との協働による防災まちづくり』を推進します。これにより、地域住民の防災リスクの理解を深め、防災意識の向上を図るとともに、地域住民が主体となって安全な避難が可能となる避難路や一時避難場所等の空間確保に努めることで、まちの延焼被害の軽減を図ります。



資料:市地震被害想定調査



資料:防災都市づくり基本計画

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

直接目標

- 地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
重点的に取り組む密集市街地における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合 (まちづくり局調べ)	20% (平成27年度)	25%以上 (平成29年度)	30%以上 (平成33年度)	35%以上 (平成37年度)
市内全道路延長(自動車専用道路を除く)に対する4m未満の道路の割合 (まちづくり局調べ)	20% (平成22年度)	16%以下 (平成29年度)	13%以下 (平成33年度)	10%以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
防災都市づくり基本計画推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 災害に強いまちづくりに向け、防災施策間の連携を一層強化するとともに、自助・共助の促進や都市計画手法等を活用した減災対策を推進します。また、市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対策が可能となるよう、発災前の復興準備を行います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●防災都市づくり基本計画の策定及び対策事業の推進 ・市街地特性に応じた防火地域拡大等の効果的な防火対策の調査・検証 ・大規模震災等を想定した担当職員による復興訓練等の実施 (平成26年度 1回) ・災害リスクマップの作成 ●防災まちづくりや密集市街地対策とあわせて、都市計画手法等を用いた防火対策を講じるなど、施策間連携強化による地域防災力の向上の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災都市づくり基本計画に基づく対策事業の推進 ・市街地特性を踏まえた、防火地域拡大等の効果的な防火対策の取組方針の策定、取組の推進 ・大規模震災等を想定した担当職員による復興訓練の実施 ●防災まちづくりや密集市街地対策とあわせて、都市計画手法等を用いた防火対策を講じるなど、施策間連携強化による地域防災力向上の方針の策定、取組の推進 	事業推進
防災市街地整備促進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 老朽木造住宅等が密集した市街地の防災上の改善に取り組み、地震発生時等の火災による延焼被害の低減を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●重点密集市街地(小田2・3丁目地区及び幸町3丁目地区)における災害に強い住環境形成の推進 ●新たな密集市街地改善施策や重点的に取り組む対象区域の再設定に向けた検討・調整等 	<ul style="list-style-type: none"> ●重点密集市街地(小田2・3丁目地区及び幸町3丁目地区)における災害に強い住環境形成の推進 ●密集市街地の改善に向けた、対象区域の見直し、新たな取組方針等の策定及び規制の強化や支援制度等の取組の推進(平成29年度) 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
防災まちづくり支援促進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 防災上課題のある地域において、自助・共助を中心とした防災まちづくりを推進し、地域特性に応じた課題を解決し、災害に強いまちづくりを実現します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル地区において、確保すべき避難路を定めた計画策定など、防災まちづくりの実施（上平間第二町会、渡田山王町会地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル地区において、計画実施のフォロー支援など防災まちづくりの実施 ●モデル事業を踏まえ、新たな地区での実施に向けた方向性や支援体制等の検証 ●新たに取り組む地区の抽出、地域住民との調整 	事業推進

- 総論
- 10年戦略
- 基本政策1**
- 基本政策2
- 基本政策3
- 基本政策4
- 基本政策5
- 区計画
- 資料編等

施策3 まち全体の総合的な耐震化の推進

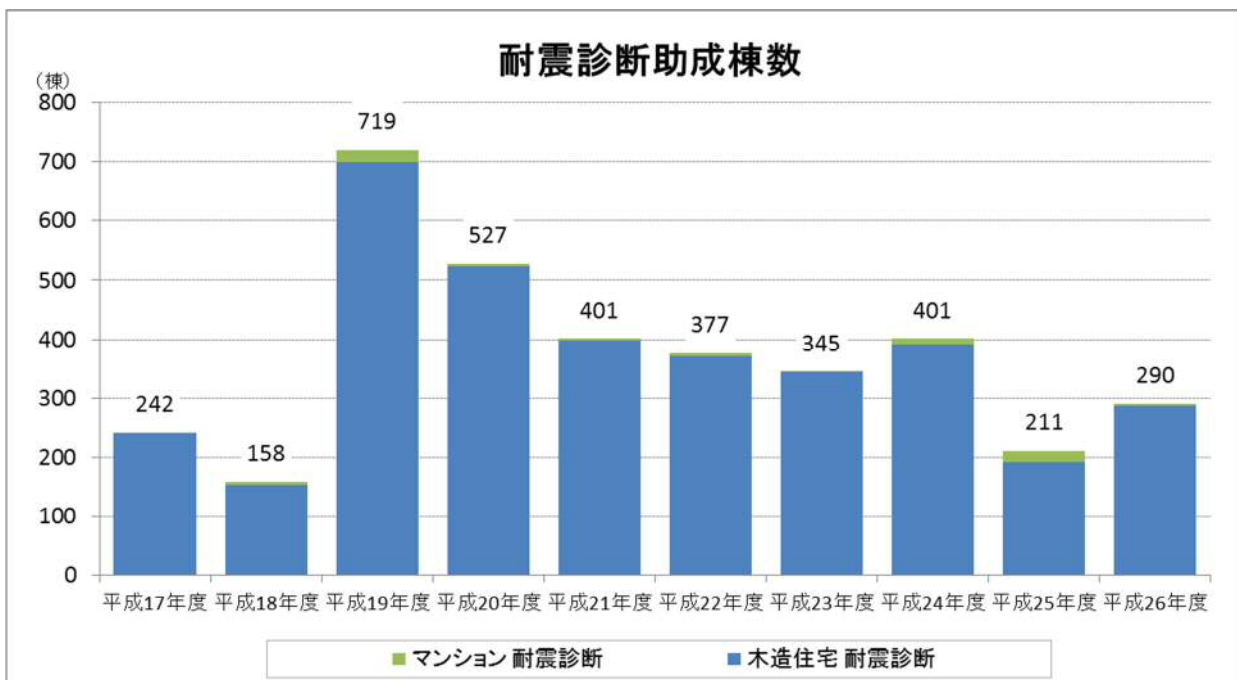
施策の概要

- ✓ 阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、今後想定される首都圏直下型地震や南海トラフの大地震などの巨大地震に対応するため、まち全体の総合的な耐震化を進める必要があります。このため、市内の住宅や商業施設、保育所等の民間建築物に加え、崖地等の宅地の安全性の確保に向けた耐震化を促進するとともに、公共建築物や橋りょう等の耐震対策を計画的に推進し、さらに災害に強いまちづくりに取り組みます。
- ✓ 建築物の耐震化については、平成19年に策定した市耐震改修促進計画に基づき、耐震化の取組を推進してきました。今後も、市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化を促進します。
- ✓ 宅地の耐震化については、地震による宅地への影響の調査を実施するなど、大規模盛土による造成地の震災被害を軽減するための取組を推進するとともに、崖崩れ等による被害を未然に防止するため、老朽化した擁壁の改修等を促進します。
- ✓ 橋りょうの耐震化については、緊急輸送路などに位置づけられる主要な道路の橋りょうを対象に、耐震対策を推進してきました。今後は、市民生活において重要な生活道路などの橋りょうの耐震化の取組を推進します。

住宅の耐震化率

平成15年度	平成20年度	平成25年度
82.4%	86.5%	92.1%

資料：住宅・土地統計調査（総務省統計局）より推計



資料：まちづくり局調べ

直接目標

● 地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
特定建築物*の耐震化率 (まちづくり局調べ)	92% (平成27年度)	93%以上 (平成29年度)	95%以上 (平成32年度)	95%以上 (平成37年度)
住宅の耐震化率 (まちづくり局調べ)	92% (平成27年度)	93%以上 (平成29年度)	95%以上 (平成32年度)	95%以上 (平成37年度)
橋りょうの耐震化率 市管理橋りょう(橋長5m以上) 385橋のうち耐震対策済橋りょう数(耐震対策済橋りょうには、耐震対策が必要ない橋りょうも含む) (建設緑政局調べ)	51% (平成27年度)	57%以上 (平成29年度)	63%以上 (平成33年度)	77%以上 (平成37年度)

※ 特定建築物：「多数の者が利用する建築物」「危険物を貯蔵・処理する建築物」「避難路沿道の建築物」で、一定規模以上の建築物

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
特定建築物耐震対策事業 昭和56年以前に建築された特定建築物を対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震改修等の費用の一部を助成することで、特定建築物の耐震化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震改修促進計画の改定 ●耐震診断費用の一部助成の実施 (平成26年度：7件) ●耐震設計費用の一部助成の実施 (平成26年度：7件) ●耐震改修費用の一部助成の実施 ●防災イベント等を活用した助成制度の周知活動の実施 (平成26年度：5件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震診断費用の一部助成の実施 ●耐震設計費用の一部助成の実施 ●耐震改修費用の一部助成の実施 ●防災イベント等を活用した耐震化の意識啓発や知識の普及、助成制度の周知活動の実施 	事業推進
木造建築物耐震対策事業 昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震診断士の派遣や耐震改修等の費用の一部を助成することで、木造住宅の耐震化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●木造住宅に対する耐震診断士派遣の実施 (平成26年度：287件) ●木造住宅に対する耐震診断・設計費用の一部助成の実施 (平成26年度：13件) ●木造住宅に対する耐震改修費用の一部助成の実施 (平成26年度：65件) ●防災イベント等を活用した助成制度の周知活動の実施 (平成26年度：5件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●木造住宅に対する耐震診断士派遣の実施 ●木造住宅に対する耐震診断・設計費用の一部助成の実施 ●木造住宅に対する耐震改修費用の一部助成の実施 ●防災イベント等を活用した助成制度の周知活動の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
民間マンション耐震対策事業 昭和56年以前に建築された分譲マンションを対象に耐震化の意識啓発活動を行い、予備診断の実施や、耐震改修等の費用の一部を助成することで、マンションの耐震化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●マンション予備診断の実施 (平成 26 年度：29 棟) ●マンション一般診断費用に対する一部助成の実施 (平成 26 年度：3 棟) ●マンション耐震設計費用に対する一部助成の実施 (平成 26 年度：相談 3 件) ●マンション耐震改修工事費用の一部助成の実施 (平成 26 年度：5 棟) ●マンション管理組合に向けた講習会などを通じた耐震対策の普及啓発活動の実施 (平成 26 年度 2 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●マンション予備診断の実施 ●マンション一般診断費用に対する一部助成の実施 ●マンション耐震設計費用に対する一部助成の実施 ●マンション耐震改修工事費用の一部助成の実施 ●マンション管理組合に向けた講習会などを通じた耐震対策の普及啓発活動の実施 	事業推進
宅地防災対策事業 大規模盛土造成地における調査及び必要に応じた対策の検討、擁壁の改修等宅地防災工事への助成を行うことにより、宅地の耐震化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模盛土造成地の変動予測調査の実施 ●大規模盛土造成地マップ改訂版の作成・公表 ●宅地防災工事に対する一部助成の実施 (平成 26 年度：4 件) ●助成金制度を活用した防災対策等の啓発活動の実施 (平成 26 年度 2 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模盛土造成地の変動予測調査の実施 ●宅地防災工事に対する一部助成の実施 ●助成金制度を活用した防災対策等の啓発活動の実施 	事業推進
耐震対策等橋りょう整備事業 橋りょうの耐震補強対策を実施し、地震による橋りょうの被害を最小限にとどめます。	<ul style="list-style-type: none"> ●対策優先度の高い橋りょうの耐震対策を実施 (対象 124 橋のうち、123 橋が対策済) ●その他の優先的に進める橋りょう耐震対策の検討及び整備計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●対策優先度の高い橋りょうの耐震対策の実施 ・鹿島田跨線橋（幸区） ●整備計画に基づく、その他の優先的に進める橋りょうの耐震対策の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

施策4 消防力の総合的な強化

施策の概要

- ✓ 首都直下地震や南海トラフ地震の発生などが想定されている中、有事の際に迅速かつ的確な対応が図られるよう、緊急消防援助隊の活動拠点や航空隊庁舎の整備、消防ヘリコプターの配備とともに、東扇島東公園の基幹的広域防災拠点を活用した取組などを推進します。
- ✓ 竜巻や局地的集中豪雨、大型台風などの自然災害が各地で発生し、日本各地で甚大な被害を及ぼしています。大規模で予期せぬ自然災害等に備える取組が求められていることから、消防隊の各種訓練、消防車両・資機材の充実や消防署所の整備を行うなど、災害時の消火・人命救助体制を確かなものとする事で総合的な災害対応力の充実・強化を図ります。
- ✓ 消防団は、市民の指導的立場に立ち、地域に密着した防災活動機関として、火災、風水害その他の災害に対する消防活動等の中核を担っています。今後も、震災などの災害に備え、防御に万全を期すことができる体制づくりを進めます。消防団の充実に向けては、女性や学生などへの入団促進を強化するとともに、迅速な救助活動や適切で素早い情報伝達などの実現をめざして、地域住民、町内会・自治会、企業等との一層の連携により消防力の総合的な強化を図ります。

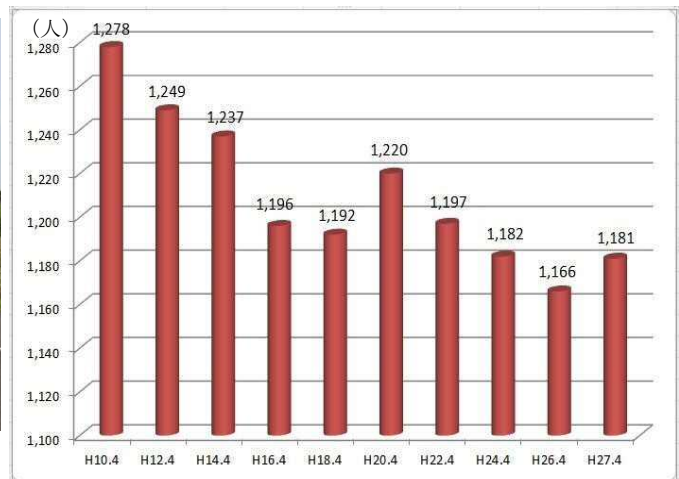
緊急消防援助隊の活動拠点（完成予想図）



情報収集などの機能を強化したヘリコプター「そよかぜ2号」(手前)



消防団員数の推移



資料：消防局調べ

直接目標

● 消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
出火率 (火災件数/人口1万人) (消防局調べ)	2.58 件 (平成22～26年の平均)	2.49 件以下 (平成25～29年の平均)	2.48 件以下 (平成29～33年の平均)	2.46 件以下 (平成33～37年の平均)
消防団員数の充足率 (定員数(1,345人)に対する 現員数の割合) (消防局調べ)	87.8% (平成26年度)	89.7% 以上 (平成29年度)	90.8% 以上 (平成33年度)	93.0% 以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成26～27 (2014～15)年度	平成28(2016)～平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
消防署所の適正配置に係る事業 人口動態、都市構造、産業構造の変化に伴い複雑多様化する災害等に対応する消防体制を構築します。	●地域特性に応じた消防署所配置の調査検討	●地域特性に応じた消防署所配置の調査検討	●調査・検討に基づく事業推進
消防署所改築事業 迅速な出場や確実な消防活動を確保するため、老朽化した庁舎・施設を整備し消防力の強化を図ります。	●消防総合訓練場内の訓練塔・補助訓練塔の基本・実施設計 ●新航空隊庁舎の基本・実施設計 ●菅生出張所の改築 ●緊急消防援助隊活動拠点の整備	●消防総合訓練場内の補助訓練塔改築工事、旧訓練塔の解体工事 ●消防総合訓練場内の主訓練塔改築工事 ●新航空隊庁舎の実施設計・改築工事及び現航空隊庁舎の解体工事	事業推進
消防指令体制整備事業 消防活動に関連するシステム全体を適切に維持管理し、迅速、的確な指令体制を確保します。	●消防システムの運用 ●「かわさきWeb119」(音声による119番通報が困難な場合における通報システム)の登録者拡大に向けた説明会の実施 ●多言語通訳業務の開始	●消防システムの更新整備、運用 ●「かわさきWeb119」(音声による119番通報が困難な場合における通報システム)の登録者拡大に向けた説明会の実施 ●多言語通訳業務の適切な運用	●消防システムの運用・維持管理 ●多重無線設備の再整備(平成31年度予定)

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
消防艇管理事業 発生が危惧される大規模地震、特殊災害や新たな社会的要因による危機事象等、あらゆる災害に対応できる体制を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●消防艇（2艇体制）の運用・維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●消防艇（2艇体制）の運用・維持管理 ●新消防艇に係る設計 	<ul style="list-style-type: none"> ●新消防艇の建造・運用開始（平成30年度予定）
消防団関係事業 消防団員の確保及び必要資機材の整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団員の確保及び体制の充実・強化に向けた取組 ・消防団活動の広報の実施 ・消防団員の加入促進に向けたアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団員の確保及び体制の充実・強化に向けた取組 ・消防団活動の広報の実施 ・消防団員アンケートを踏まえた対応の検討 	事業推進
警防活動事業 各種訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●各種訓練や研修による総合的な災害対応力の向上 ●地域住民の初期消火活動に有効な消火ホースキットの市内116か所の避難所への整備、普及啓発及び訓練指導 ●消火ホースキットの利用等に関するアンケート及び事業の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種訓練や研修による総合的な災害対応力の向上 ●消火ホースキットの市内59か所の避難所への整備及び活用方法等の町内会等への普及啓発及び訓練指導 ●消火ホースキットの今後の方向性の検討 	事業推進
火災予防事業 放火火災防止対策を推進します。また、住宅用火災警報器の設置に関する広報活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●防火指導員制度等を活用し、放火火災防止対策を中心とした広報活動の実施及び放火火災の実態等の把握 ●住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理・交換促進の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ●防火指導員制度等を活用し、放火火災防止対策を中心とした広報活動の実施及び放火火災の実態等の把握 ●住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理・交換促進の広報 	事業推進
査察活動事業 火災の予防及び被害の軽減を図るため、効果的な立入検査及び法令違反の是正等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●立入検査及び違反処理の実施 ●社会的影響が大きい防火対象物での火災発生時の特別立入検査の適切な実施 ●「防火対象物に係る表示制度」及び「違反対象物に係る公表制度」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●立入検査及び違反処理の実施 ●社会的影響が大きい防火対象物での火災発生時の特別立入検査の迅速な実施 ●「防火対象物に係る表示制度」及び「違反対象物に係る公表制度」の推進 	事業推進
危険物施設等規制事業 危険物施設の事故防止対策の推進及び危険物防災に関する講演、講習会を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ●危険物施設の立入検査の実施 ●安全担当者講習会の開催 ●危険物施設における地震・津波対策の推進 ●神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正作業に伴う県及び関係機関との調整・連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●危険物施設の立入検査の実施 ●安全担当者講習会の開催 ●危険物屋外タンク貯蔵所の新基準適合化の推進 ●神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づく地震・津波対策の推進 	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

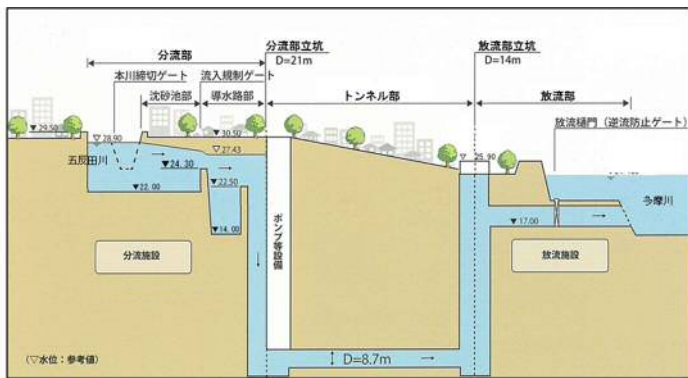
施策5 安全・安心な暮らしを守る河川整備

施策の概要

- ✓ 近年、局地的な集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、浸水被害の増大が想定されています。本市では、暫定的な取組として3年に1回程度（時間雨量50mm）の降雨に対応できる河川改修を進めていますが、総合的な治水・浸水対策として、五反田川放水路の整備や、既存の調整池などの雨水流出抑制施設の活用、さらには下水道施設とも連携した治水安全度を高める取組を進めることにより、災害に強い川づくりに向けて取組を進めます。また、洪水ハザードマップを活用した取組など、市民の危機管理意識の向上を図ります。

五反田川放水路断面図

※五反田川と多摩川の水位差を利用して、流下させる自然流下圧力管方式の地下河川



五反田川放水路の放流部完成イメージ図



総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等



平瀬川支川の改修事業



雨水調整池の活用



河川整備の状況(河川改修率)

河川名	河川延長(m)	改修率(%)	
		1.5年降雨確率(35mm/h)	3年降雨確率(50mm/h)
一級河川			
平瀬川	7,560	—	100
平瀬川支川	2,330	—	66
ニヶ領本川	6,060	100	0
五反田川	1,480	100	0
五反田川	3,275	94	0
三沢川	1,380	—	82
ニヶ領用水(宿河原線)	2,200	—	100
ニヶ領本川(上河原線)	1,200	—	100
矢上川	2,480	—	100
有馬川	3,635	—	100
真福寺川	1,045	—	100
麻生川	2,905	—	100
片平川	2,355	—	100
普通河川			
ニヶ領用水(円筒分水下流)	9,000	—	100
山下川	1,590	—	100
旧三沢川	1,995	—	100
平瀬川支川	1,460	—	83
三沢川	460	—	100
渋川	2,400	—	100
江川	2,700	—	100
矢上川	985	—	99
有馬川	1,460	—	100
早野川	1,900	—	100
真福寺川	1,455	—	100
片平川	425	—	100
合計	63,735	98	81

資料:建設緑政局調べ(平成27年4月現在)

直接目標

- 水害から市民の生命、財産を守る

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
時間降雨 50 mm対応の河川改修率 (建設緑政局調べ)	81% (平成27年度)	81%以上 (平成29年度)	91%以上 (平成33年度)	91%以上 (平成37年度)
五反田川放水路により洪水による氾濫から守られる面積の割合 (建設緑政局調べ)	50% (平成27年度)	50% (平成29年度)	100% (平成33年度)	100% (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
河川計画業務 河川整備とあわせ、流域対策及び減災対策を強化することで、効果的・効率的な河川事業の取組や、地域特性に応じた川づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の河川整備と流域・減災対策に関する基本計画の検討 ● 一級河川平瀬川・平瀬川支川河川整備計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の河川整備と流域・減災対策に関する基本計画の策定及び実施計画策定に向けた検討 ● 洪水ハザードマップによる水害に対する危機意識向上の取組 ● 河川管理調整池や雨水流出抑制施設の適正な維持管理と効果的な活用に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施計画策定 (平成 31 年度予定)
五反田川放水路整備事業 五反田川の洪水全量を地下トンネルで直接多摩川へ放流する放水路の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 五反田川放水路工事の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 五反田川放水路工事の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 供用開始 (平成 31 年度予定) ● 完成 (平成 32 年度予定)
河川改修事業 3年に1回程度(時間雨量50mm)の降雨に対応した河川改修を進め、治水安全度の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 平瀬川支川改修事業の推進 ● 三沢川改修事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平瀬川支川改修事業の推進 ● 三沢川改修事業の推進 	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

みんなで取り組もう 私たちができること ～ 市民から市民へのメッセージ ～

「災害から生命を守る地域の助け合い」

背景

今後30年間に震度6弱以上の首都直下型地震が発生する可能性が70%程度とされているなど、大規模な自然災害に備えることが重要な課題となっています。阪神・淡路大震災において、救助された人の97%が友人・家族・隣人によって命を救われており、市民一人ひとりの災害への備えと地域コミュニティにおける防災の取組など、自助・共助による「地域防災力の向上」が必要不可欠です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- 各家庭で防災意識を高めるとともに、阪神・淡路大震災で亡くなった方の77%が圧死や窒息死で亡くなっていることから、家屋の耐震性・耐火性を高めたり、家具の配置を工夫したり、防災グッズなどの必要な物資の準備をしたり、避難場所やハザードマップの確認をするなど、日頃から家庭内でできる災害に対する備えをしておきましょう。
- 実際に大きな災害が発生した際に、家族で助け合って危機に対処するために、連絡の仕方や集合場所などを決めておきましょう。
- 地域の住民同士で助け合うことで災害による被害を最小限にするため、近所での日頃からのコミュニケーションや訓練を通じて災害時の体制づくりをするとともに、避難する際にどこが危険なのか、支援が必要な人がどこにいるかなど、必要な情報を共有しましょう。
- 災害対策にはすべての世代が参加すべきですが、地域の防災活動への参加者は高齢者の比率が高いため、日中、大人がいない中でも地域にいる中学生、高校生を含む若い世代は、地域の災害弱者を災害時に救うことができるよう積極的に参加するようにしましょう。



川崎市総合計画市民検討会議より

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

政策の方向性

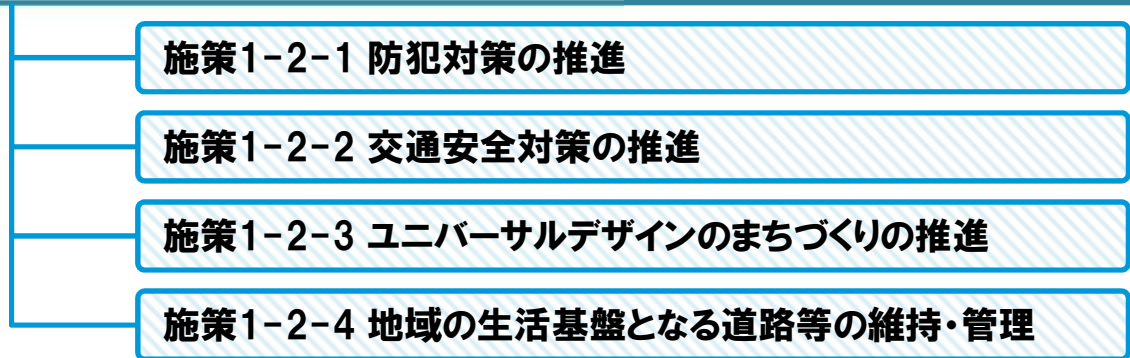
- ✓ 自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。
- ✓ また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	54.1%	54.1%以上

施策の体系

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる



総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

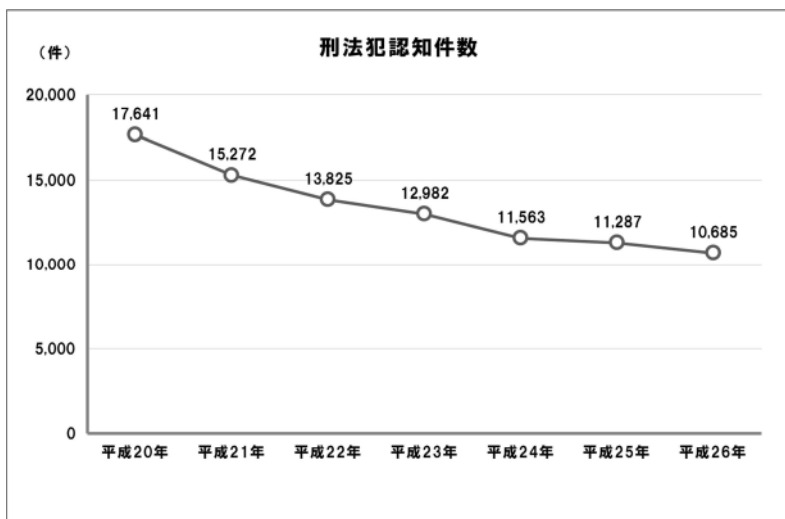
区
計画

資料
編等

施策1 防犯対策の推進

施策の概要

- ✓ 地域で発生する空き巣、ひったくり、放火などの犯罪の防止に向け、市民、地域団体、事業者、警察、行政などが協働・連携し、防犯意識の高揚・啓発の取組や地域の自主防犯活動を推進するとともに、町内会・自治会が管理してきた防犯灯について、民間に委託し維持管理するESCO事業を導入することで、LED化と合わせた効率的な維持管理を進めます。
- ✓ 路上喫煙から歩行者の安全を確保するため、路上喫煙防止キャンペーンによる意識啓発や巡回指導員による指導・啓発活動を推進するとともに、商店街等を訪れる市民が安心して公共の場所を通行利用できるよう、「客引き行為」等の防止に向けた取組を進めます。
- ✓ インターネットの普及など情報化の進展に伴い、悪質商法や詐欺なども年々巧妙化していることから、複雑かつ専門的な相談内容に的確に対応するための相談窓口の体制づくりを進めます。



資料:神奈川県警公表資料

市消費者行政センターのキャラクター



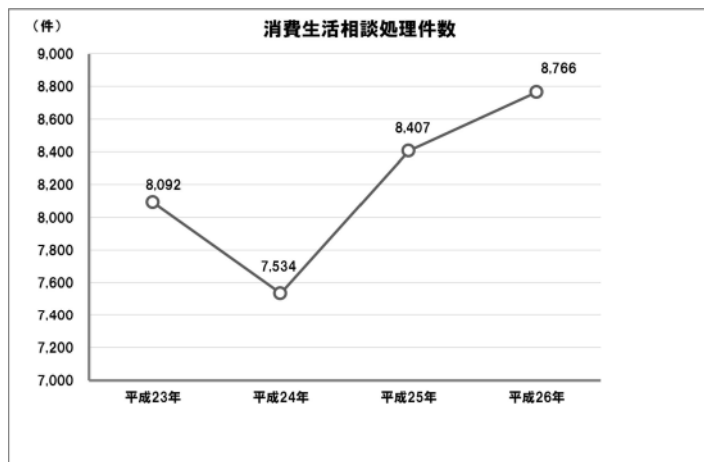
いいかも



てるみ～にゃ



ねこかぶり



資料:経済労働局調べ

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

- 市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
空き巣等の刑法犯認知 件数 (神奈川県警公表資料)	10,685 件 (平成26年)	10,400 件以下 (平成29年)	9,900 件以下 (平成33年)	9,400 件以下 (平成37年)
路上喫煙防止重点区域 通行量調査で確認され た喫煙者数 (市民・こども局調べ)	42 人 (平成26年度)	36 人以下 (平成29年度)	29 人以下 (平成33年度)	23 人以下 (平成37年度)
消費生活相談の年度内 未完了※率 (経済労働局調べ)	2.3% (平成26年度)	2.2%以下 (平成29年度)	2.1%以下 (平成33年度)	2.0%以下 (平成37年度)

※ 未完了とは、年度内に相談対応が完了しなかったことを指します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
防犯対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 市民、事業者、地域の防犯関連団体、警察行政等が連携・協働し、犯罪のない安全・安心な川崎をめざした取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心まちづくり推進協議会」によるパトロールや見守りなどの自主防犯活動等の実施 ・地域で活動する自主防犯活動団体への支援 ・各種イベント等における広報啓発活動の実施 ●防犯灯のLED化促進に向けたESCO事業の導入準備と移行希望調査の実施 ●警察官OBなどの専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施 (平成26年度：97件) ●出張防犯相談コーナー(各区役所・支所に臨時設置)の開設 (平成26年度：37回) ●専門相談員による犯罪被害者等支援相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心まちづくり推進協議会」によるパトロールや見守りなどの自主防犯活動等の実施 ・地域で活動する自主防犯活動団体への支援 ・各種イベント等における広報啓発活動の実施 ●防犯灯のLED化促進に向けたESCO事業による防犯灯交換工事の実施 ●警察官OBなどの専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施 ●出張防犯相談コーナー(各区役所・支所に臨時設置)の開設 ●専門相談員による犯罪被害者等支援相談の実施 	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

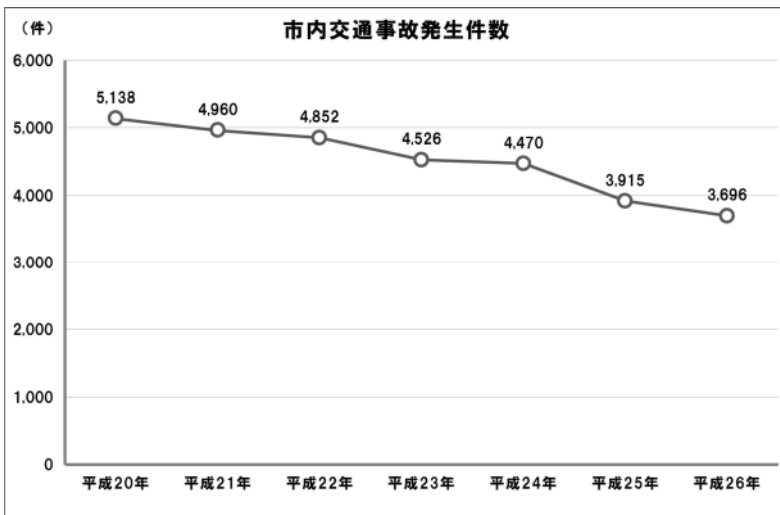
総論
10年戦略
基本政策1
基本政策2
基本政策3
基本政策4
基本政策5
区計画
資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
路上喫煙防止対策事業 路上喫煙から歩行者の安全を守るため、喫煙のルール遵守の普及啓発や重点区域における指導・巡回活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●路上喫煙防止指導員による巡回活動による指導、啓発等の実施 ●ポイ捨て禁止と連携した路上喫煙防止キャンペーンの実施 (平成 26 年度：85 回) ●路上喫煙通行量調査の実施 ●路上喫煙防止の重点区域の指定（鹿島田・新川崎駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●路上喫煙防止指導員による巡回活動による指導、啓発等の実施 ●ポイ捨て禁止と連携した路上喫煙防止キャンペーンの実施 ●路上喫煙通行量調査の実施 ●路上喫煙防止重点区域の拡大等に向けた検討・実施（溝口駅南口広場等） 	事業推進
客引き行為等防止対策事業 商店街等を訪れる市民等が安心して公共の場所を利用することができるよう、「客引き行為」等の防止に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●（仮称）客引き行為等防止条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●客引き行為等防止の重点区域の指定 ●商店街や県警と連携した条例の周知や防止キャンペーン等の実施 ●客引き行為等防止指導員の巡回活動による指導、啓発等の実施 	事業推進
消費生活相談情報提供事業 消費生活に関する相談に対し必要な情報提供等を行い、消費者被害の救済及び未然防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談に係る相談窓口体制の充実 ●消費者行政センターの組織及び運営等に関する条例制定の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談に係る相談窓口体制の強化 ●次期消費者行政推進計画（平成 29 年度から平成 31 年度）の策定 ●消費者行政センターの組織及び運営等に関する条例の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の専門性等に配慮した人材配置 ・消費生活相談員等に対する研修機会の確保 ・情報の適切な管理等 	事業推進
消費者啓発育成事業 消費者被害の未然防止及び消費者の自立を支援するため、消費者教育の効果的な推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢や特性に応じた消費者教育の展開 ●ホームページやメールマガジン等を活用した情報発信の充実 ●出前講座、講演会の実施（平成 26 年度 124 回実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢や特性に応じた消費者教育の展開 ●ホームページやメールマガジン等を活用した情報発信の充実 ●出前講座、講演会の実施 	事業推進

施策2 交通安全対策の推進

施策の概要

- ✓ 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上のため、幼児から高齢者まで幅広い年代の市民に交通安全教育を実施するとともに、家庭・学校・職場・地域における交通安全活動の推進や、歩道やカーブミラー、区画線などの道路安全施設の設置、スクールゾーン対策を進めます。また、交通関係団体、教育関係団体、輸送関係団体、地域関係団体等や警察、他自治体等と協働・連携した取組を進めます。
- ✓ 本市では、交通事故のうち自転車が関係する事故の割合が県内の平均値を上回る水準にあることから、自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底や、交通マナーアップに向けた巡回活動などの取組を進めます。また、交通事故の被害者のために、弁護士や専門相談員による交通事故相談を実施します。
- ✓ 市内の各駅周辺や商店街などには、通勤・通学あるいは買い物のため、多くの自転車やバイクが集中しています。こうした自転車等の放置は、歩行者、障害者の通行や救急・消防活動の妨げとなっています。放置のない住みよい安全なまちづくりに向けて、市民や事業者等と連携した自転車利用ルール、マナー等の継続的な啓発活動を推進するとともに、自転車等放置禁止区域等における整理誘導や撤去活動、地域の実情に応じた駐輪場の整備を進めます。

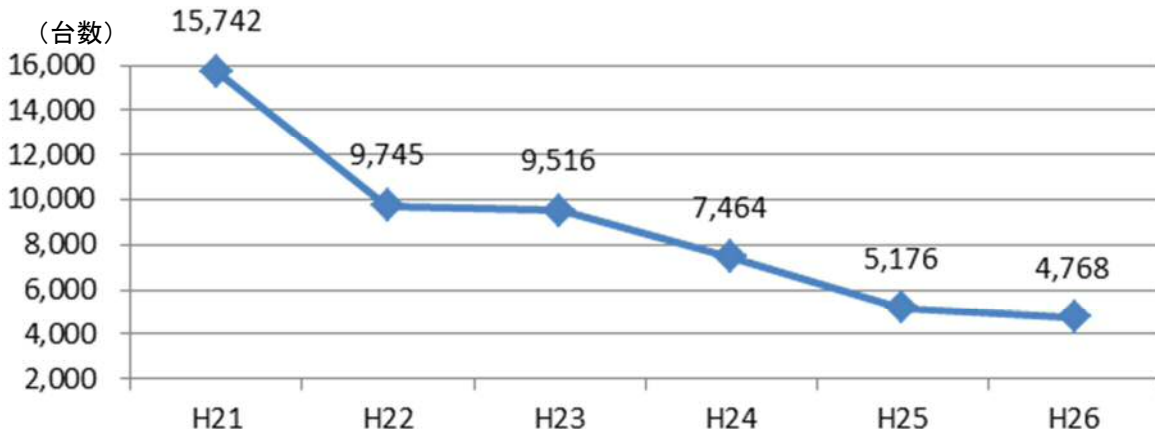


資料：神奈川県警公表資料



交通安全教室の開催

放置自転車台数の推移(平成27年4月現在)



資料：建設緑政局調べ

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

- 市内の交通事故を減らす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
交通事故発生数 (神奈川県警公表資料)	3,696 件 (平成26年)	3,500 件以下 (平成29年)	3,200 件以下 (平成33年)	3,000 件以下 (平成37年)
放置自転車の台数 (建設緑政局調べ)	4,768 台 (平成26年度)	4,000 台以下 (平成29年度)	3,400 台以下 (平成33年度)	3,000 台以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
交通安全推進事業 交通事故の防止対策に向け、市民、交通安全関連団体、警察、行政等が連携・協働して、交通事故のない安全で住みやすいまちの実現に向けた活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動の実施 ●幼児、小・中・高校生や高齢者への交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の実施 (平成26年度：481回) ●自転車マナーアップ指導員による自転車事故多発地域を中心とした巡回活動の実施 ●児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン路面表示や電柱巻付表示の設置 (平成26年度： 「路面表示」76件 「電柱巻付表示」620件) ●交通事故相談所（高津区役所内）における交通事故被害者支援のための専門相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動の実施 ●幼児、小・中・高校生や高齢者への交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の実施 ●自転車マナーアップ指導員による自転車事故多発地域を中心とした巡回活動の実施 ●児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の推進 ●交通事故相談所（高津区役所内）における交通事故被害者支援のための専門相談の実施 	事業推進
安全施設整備事業 交通事故の抑止を目的とした歩道設置や交差点改良、カーブミラー、区画線などを整備し、歩行者等の安全を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者と車両を分離することで安全を確保する歩道の設置（約4,100m） ●交通事故を抑止し、円滑な交通を促す交差点改良の実施（42か所） ●道路標識、防護柵、カーブミラー、区画線などの道路安全施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者と車両を分離することで安全を確保する歩道の設置 ●交通事故を抑止し、円滑な交通を促す交差点改良の実施 ●道路標識、防護柵、カーブミラー、区画線などの道路安全施設の整備 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
放置自転車対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 放置自転車の削減に向けて、駐輪場整備や駐輪場の利用促進などの取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●駐輪場等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・溝口駅南口駅前広場駐輪場の完成 ・向ヶ丘遊園北口立体駐輪場の完成 ●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所通り通行環境整備の効果検証 ・新川通り代替駐輪場の調査 ●放置禁止区域の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・二子新地駅 ・国道 15 号線 ●放置対策・利用環境整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車の撤去 ・駐輪場への誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●駐輪場等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場不足地区への整備・拡充 ●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新川通り代替駐輪場の調査・設計 ●放置禁止区域の指定・検討 ●放置対策・利用環境整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車の撤去 ・駐輪場への誘導 	事業推進



自転車等駐車場(川崎駅東口)



放置自転車の撤去状況



自転車等放置禁止区域の指定状況

(平成27年4月現在)

川崎区	浜川崎駅・八丁畷駅・小島新田駅・東門前駅・川崎大師駅・鈴木町駅・港町駅・川崎駅東口・川崎新町駅・産業道路駅・京急川崎駅
幸 区	川崎駅西口・尻手駅・鹿島田駅・新川崎駅
中原区	武蔵小杉駅(JR・東急)・武蔵新城駅・武蔵中原駅・新丸子駅・元住吉駅・向河原駅
高津区	高津駅・武蔵溝ノ口駅・梶が谷駅・久地駅・津田山駅・二子新地駅
宮前区	宮前平駅・鷺沼駅・宮崎台駅
多摩区	登戸駅・中野島駅・稲田堤駅(JR・京王)向ヶ丘遊園駅・読売ランド前駅・生田駅
麻生区	新百合ヶ丘駅・百合ヶ丘駅・柿生駅・栗平駅・五月台駅・鶴川駅・はるひ野駅・黒川駅
合 計	45区域

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

施策3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策の概要

- ✓ これまで、市民生活に身近な鉄道駅を中心に高齢者、障害者にも使いやすい環境整備に向け、バリアフリー化の取組を推進してきました。今後は、外国人にも配慮した多言語表示など、よりきめ細やかな取組を進めることにより、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進します。
- ✓ 高齢者や子育て世代、車椅子利用者をはじめとした、誰もが利用しやすい交通手段の確保に向け、車椅子のまま利用できるユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた取組を推進します。
- ✓ 市民にとって身近な鉄道駅の利便性と安全性の確保に向けて、片側改札駅の改良やホームドア等の整備に向けた取組を推進します。



ユニバーサルデザインタクシー（武蔵小杉駅）



ホームドア（武蔵小杉駅）

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

● 誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
バリアフリー化すべき重要な特定の道路*1の整備割合 (まちづくり局調べ)	35% (平成26年度)	65%以上 (平成29年度)	100% (平成32年度)	100% (平成37年度)
市内法人タクシーに対するユニバーサルデザインタクシーの割合 (まちづくり局調べ)	2.5% (平成26年度)	10%以上 (平成29年度)	10%以上 (平成33年度)	10%以上 (平成37年度)
誰もが安全・安心に公共的施設*2を利用できると感じる人の割合 (市民アンケート)	49.1% (平成27年度)	49.3%以上 (平成29年度)	49.7%以上 (平成33年度)	50.0%以上 (平成37年度)

※1 重要な特定の道路：高齢者や障害者等が日常的に利用する施設と駅を結び、移動等円滑化が必要なものとしてバリアフリー基本構想等に位置づけられた道路

※2 公共的施設：川崎市福祉のまちづくり条例第2条に定める官公庁施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園、その他の不特定かつ多数の者の利用する施設

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
ユニバーサルデザイン推進事業 バリアフリー基本構想の改定とともに、(仮称)ユニバーサルデザイン方針を策定し、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●多言語表示など、サインに関する(仮称)ユニバーサルデザイン方針の策定 ●川崎駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定 ●各駅のバリアフリー基本構想等に基づく地区ごとのバリアフリー事業の進行管理 ●新百合ヶ丘駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが訪れやすく暮らしやすいユニバーサルデザインのまちに向けた取組の推進 ●川崎駅周辺地区をモデルとした総合的なユニバーサルデザインの取組の推進 ●各駅のバリアフリー基本構想等に基づく地区ごとのバリアフリー事業の進行管理 ●武蔵小杉駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定 ●溝口駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定 	事業推進
ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業 ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進し、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインタクシー導入補助(平成26年度：5台) ●ユニバーサルデザインタクシー対応の乗り場整備(新川崎駅、武蔵小杉駅、登戸駅) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインタクシー導入補助の実施 ●拠点駅を中心としたユニバーサルデザインタクシー対応乗り場整備の推進 ●平成30年度以降の導入目標を定めるユニバーサルデザインタクシー導入方針の検討・策定 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
南武線駅アクセス向上等整備事業 鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性・利便性を高めるなど、駅へのアクセスの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● J R 稲田堤駅の橋上駅舎化に関する詳細設計の実施 ● J R 津田山駅の橋上駅舎化に関する詳細設計・用地取得の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● J R 稲田堤駅の橋上駅舎化に関する用地取得及び工事着手 ● J R 津田山駅の橋上駅舎化に関する工事着手 ● 駅アクセス向上方策案の見直しに向けた検討 	事業推進
鉄道駅ホームドア等整備事業 高齢者や障害者をはじめとする駅利用者のホームからの転落や、ホーム上の列車接触事故を防止するため、ホームドア等の整備による補助金を交付し、安全で安心な公共交通環境の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 東急東横線武蔵小杉駅(平成 26 年度) ● 東急大井町線溝の口駅(平成 27 年度) 	● ホームドア等の整備の促進	事業推進

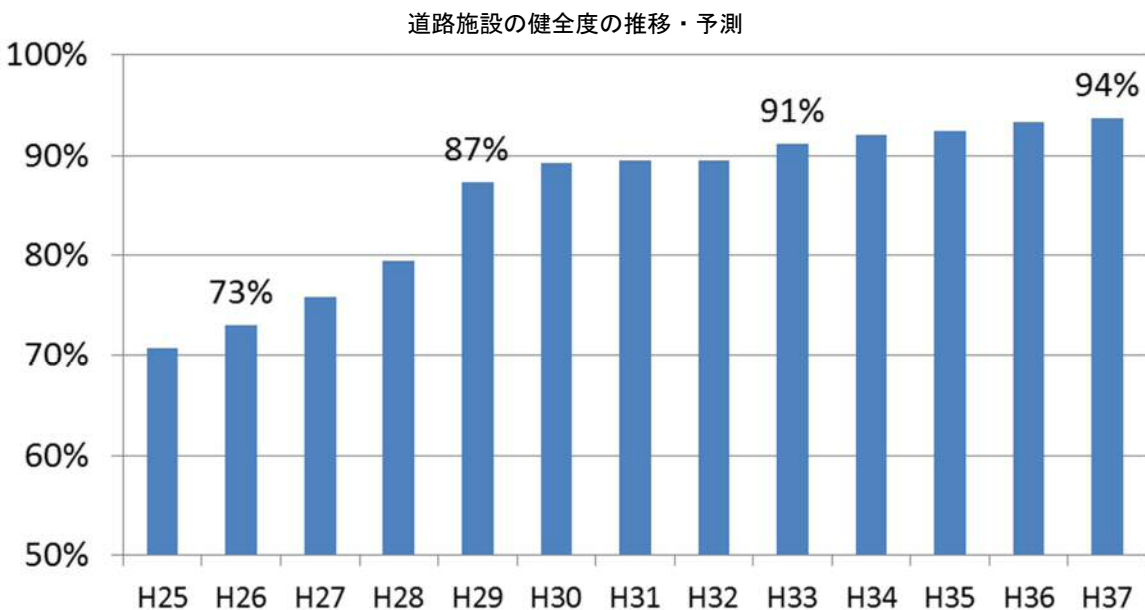


J R 津田山駅橋上駅舎化イメージパース

施策4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

施策の概要

- ✓ 日常的に人々に利用され、経済活動を支える道路、橋りょう、トンネルや、歩道橋、エスカレーター、エレベーターについては、常に良好な状態で快適に利用できるとともに、事故を未然に防止することが求められています。さらに、今後、更新時期を迎える施設が多く、維持管理費用の増大や一時期への集中が想定されるため、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図り、誰もが安全・安心に道路を利用できるようにします。また、道路照明については、環境に配慮し、経済的に優れたLEDを積極的に採用するとともに、長期的な視点に立った計画的な更新を進めます。
- ✓ 河川や水路については、多発する局地的集中豪雨等による水害から地域を守るため、河川管理施設などの点検や維持管理を適切に行い、良好な状態を維持します。さらに施設の老朽化が進んでいることから、河川施設の補修を計画的に進めます。
- ✓ 本市が管理する道水路敷には、正当な権利なく家屋や工作物等が占有しているところがあり、行政財産本来の用途が妨げられているため、除去指導や法的措置などを実施することによって不法占拠の解消を進めます。



資料：建設緑政局調べ

さまざまな道路施設の維持管理の状況



定期点検（トンネル）



定期点検（橋りょう）



道路維持作業

直接目標

- 誰もが安全、快適に道路を利用できる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
施設の健全度 (5年以内に補修や修繕 が不要な道路施設の割合) (建設緑政局調べ)	73% (平成26年度)	87%以上 (平成29年度)	91%以上 (平成33年度)	94%以上 (平成37年度)
不法占拠解消の累計件数 (平成27年3月末時点の 不法占拠件数1,305件) (建設緑政局調べ)	90件 (平成26年度)	250件以上 (平成29年度)	570件以上 (平成33年度)	890件以上 (平成37年度)
被災時に復旧に寄与する 道路台帳図の割合 (建設緑政局調べ)	6% (平成27年度)	53%以上 (平成29年度)	100% (平成31年度)	100% (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成26～27 (2014～15)年度	平成28(2016)～平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
計画的な道路施設 補修事業 道路や橋りょうなどを 効果的・計画的に維持 管理します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「道路維持修繕計画」 に位置づけた道路施設の 修繕と点検 (トンネル 1か所) (道路擁壁 5か所) (歩道橋 15橋) ●「橋りょう長寿命化修 繕計画」に基づく維持補 修 	<ul style="list-style-type: none"> ●「道路維持修繕計画」に位置づけた道路施設の修繕 と点検 ・トンネル、道路擁壁、歩道橋 ●「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく維持補修 	事業推進
道路・橋りょう等の 維持管理事業 道路施設、駅前広場、 橋りょうの清掃や警備 等を行い、適切に維持 管理します。	<ul style="list-style-type: none"> ●道路施設、駅前広場、 橋りょうなどの適切な維持 管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路施設、駅前広場、橋りょうなどの適切な維持管理 の推進 	事業推進
河川・水路維持補修 事業 河川、水路施設等を 効果的・計画的な維持 管理します。	<ul style="list-style-type: none"> ●河川維持管理計画の策 定 ●河川施設等の保守点 検、補修等の適切な維持 管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川維持管理計画に基づく、河川施設等の保守点 検、補修等の適切な維持管理の推進 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
道水路不法占拠対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 道路、水路及び河川の不法占拠の解消に取り組み、行政財産を適正に管理します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●道路パトロール等の実施による不法占拠の予防と早期発見 ●不法占拠者に対する継続的な除去指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路パトロール等の実施による不法占拠の予防と早期発見 ●不法占拠者に対する継続的な除去指導の実施 	事業推進
道水路台帳整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 道水路の効率的な管理や災害復旧に寄与する道路台帳図のデジタル化を進めます。 </div>	●道路台帳図のデジタル化の実施	●道路台帳図のデジタル化の実施	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

みんなで取り組もう 私たちができること ～ 市民から市民へのメッセージ ～

「快適で利便性が高く、暮らしやすいまちづくり」（交通）

背景

超高齢社会に向け、これまで以上に安全で快適な交通環境の整備が求められ、長期展望を意識した鉄道・バス等の公共交通ネットワークの整備や、歩行者・自転車にとっての安全性・快適性の向上が重要な課題です。特に自転車では、自転車通行帯の整備などの行政の取組に加え、市民一人ひとりがルール・マナーを守り、適正利用に努めることが必要です。また地域交通では、家庭・地域・行政・企業等の連携した取組が大切です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- 自転車はエコで、お金もかからない便利な乗り物ですが、ルールやマナーを無視した乗り方は重大な事故につながります。ルールを正しく理解し、家庭でもしっかり教えましょう。

知ろう！守ろう！自転車の交通ルール

- ✓ 暗くなる前にライトをつけましょう。
- ✓ 自転車は、原則として車道左側通行です。
- ✓ 歩道上は歩行者優先。自転車は徐行するのがルールです。
- ✓ 自転車は縦一列走行です。横に並んで通行することはできません。
- ✓ 二人乗り、飲酒運転、傘さし運転は禁止です。
- ✓ 乗用中の携帯電話（スマホ）・イヤホン等の利用は禁止です。
- ✓ 子どもにはヘルメットを着用させましょう。（*努力義務）
- ✓ 自転車は道路交通法で軽車両に位置付けられており、違反者には罰金等が科せられます。



軽車両である
自転車も
ルールを守ろう

小冊子「自転車もハンドル握ればドライバー」（川崎市交通安全対策協議会・川崎市）より

- 自転車を路上や駅前などに放置すると、歩行者や車両の通行の障害となったり、救急・消防活動に支障をきたすとともに、盗難の誘発や美観の悪化にもつながります。自転車を放置せず、駐輪場を利用し、まちを美しく豊かにしていくことを市民のプライドにしましょう。また、自転車は必ず防犯登録し、駐輪するときは盗難防止のために二重施錠しましょう。



- コミュニティ交通の検討では、ショッピングバスの活用等、地域特性に応じた新しいアイデアを皆で考え、一緒に議論していきましょう。

川崎市総合計画市民検討会議より

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

政策の方向性

- ✓ 水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいにして川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るという大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組みます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
上下水道サービスについて満足している市民の割合 (市民アンケート)	60.6%	65%以上

施策の体系

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

施策1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上

施策1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成

総論

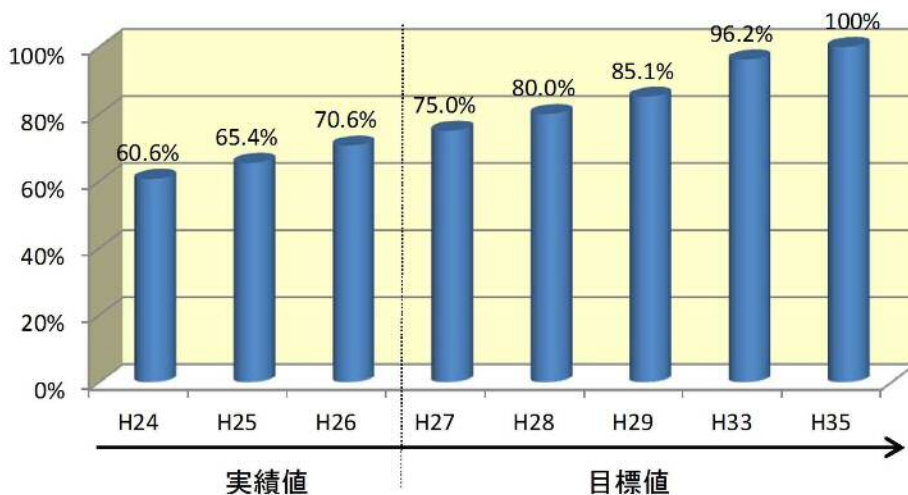
10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策1 安定給水の確保と安全性の向上

施策の概要

- ✓ 安心して使用することのできる水道水をいつまでも安定して供給するため、将来の水需要を的確に捉え、老朽化した施設や水道管路の更新や耐震化を適切に実施する必要があります。そのため、これまで長沢浄水場や生田配水池などの重要な施設の計画的な整備を進めてきました。今後も、末吉配水池や宮崎配水塔などの施設や古くなった水道管路の更新・耐震化を計画的に実施するとともに、施設の整備から維持管理、更新に至るライフサイクル全体にわたって管理運営を行うアセットマネジメントの考え方に基づいた最適な施設管理を行います。
- ✓ 大規模災害時においても必要な水道水の供給を維持するため、電源・通信の二重化など被災時においても水の供給が行えるバックアップ機能を整えるとともに、地域防災計画に定める避難所のうち、これまで耐震化を進めてきた市立中学校、救急病院等に加え、市立小学校、高校等への供給ルートや震災時に被害が懸念される350mm以下の耐震性が低い老朽配水管を重要な管路と位置付けて、効率的かつ効果的な耐震化を進めます。また、応急給水拠点の利便性を高め、より迅速な応急給水を図るため、配水池・配水塔と供給ルートの耐震化が完了した市立小学校・中学校に、給水器具の設置等なしで利用できる開設不要型応急給水拠点を整備するなど災害対応力を強化します。
- ✓ 安全で良質な水道水を確実にお届けするために、水源から給水栓に至るまで水道水の安全性に影響を及ぼす可能性のあるすべての要因を分析し、徹底した水質管理を実施するとともに、ホームページなどにより水道水の安全性に関する情報の提供等を積極的に行います。
- ✓ 将来にわたり持続可能な工業用水道を実現するため、老朽化した施設の更新や耐震化を適切に実施していく必要があります。そのため、これまで生田浄水場や平間配水所などの重要な施設の更新を計画的に進めてきました。今後も、長沢浄水場の工業用水道施設の耐震化や古くなった工業用水道管路の更新を計画的に実施するとともに、大規模災害時においても必要な工業用水の供給を維持するため、電源・通信の二重化などのバックアップ機能の整備を推進します。また、施設の整備から維持管理、更新に至るライフサイクル全体にわたって管理運営を行うアセットマネジメントの考え方に基づいた最適な施設管理を行います。

重要な水道管路の耐震化率



(資料:上下水道局調べ)

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

安全でおいしい水を安定的に供給する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
重要な管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	70.6% (平成26年度)	85.1%以上 (平成29年度)	96.2%以上 (平成33年度)	100% (平成35年度)
災害時の確保水量※ (上下水道局調べ)	6 日分 (平成26年度)	24 日分以上 (平成29年度)	35 日分 (平成30年度)	35 日分 (平成37年度)
開設不要型応急給水拠点の整備率 (上下水道局調べ)	7.6% (平成26年度)	26.2%以上 (平成29年度)	65.7%以上 (平成33年度)	100% (平成35年度)

※ すべて飲料水として使用した場合を想定し、1人1日3リットルで計算しています。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
主要施設の更新・耐震化事業 配水池・配水塔など主要となる水道施設の耐震化や災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備等を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●再構築計画に基づく長沢浄水場更新工事の完了 ●生田配水池、末吉配水池等の更新・耐震化の推進 ●災害時の水道水の確保を目的とした配水池・配水塔への緊急遮断弁の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●末吉配水池、宮崎配水塔の更新・耐震化の推進 ●黒川配水池、潮見台配水池の耐震化の推進 ●災害時の水道水の確保を目的とした配水池・配水塔への緊急遮断弁の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●末吉配水池、宮崎配水塔の更新・耐震化の完了（平成30年度予定） ●黒川配水池、潮見台配水池の耐震化の完了（平成30年度予定） 	
送・配水管の更新・耐震化事業 老朽化した送・配水管を計画的に更新・耐震化します。また、災害に備えて、重要な管路の耐震化や開設不要型応急給水拠点の整備を優先的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●浄水場から配水池などを結ぶ送水管や配水本管の更新工事の推進 ●重要施設への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管など重要な管路の耐震化の推進 ●給水器具の設置等の作業なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●配水本管の更新工事の推進 ●重要施設への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管など重要な管路の耐震化の推進 ●配水池・配水塔と市立小・中学校への、給水器具の設置等の作業なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な管路の耐震化の完了（平成35年度予定） ●開設不要型応急給水拠点の整備の完了（平成35年度予定） 	
給水管の更新事業 漏水の主な原因となっている老朽給水管の計画的な更新を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●配水管の更新に合わせた老朽給水管の更新工事の推進 ●給水管の漏水修理に合わせた老朽給水管の更新工事の推進 ●計画的な老朽給水管更新工事の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●配水管の更新に合わせた老朽給水管の更新工事の推進 ●給水管の漏水修理に合わせた老朽給水管の更新工事の推進 ●計画的な老朽給水管更新工事の推進 	事業推進	

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等



- 総論
- 10年戦略
- 基本政策1
- 基本政策2
- 基本政策3
- 基本政策4
- 基本政策5
- 区計画
- 資料編等

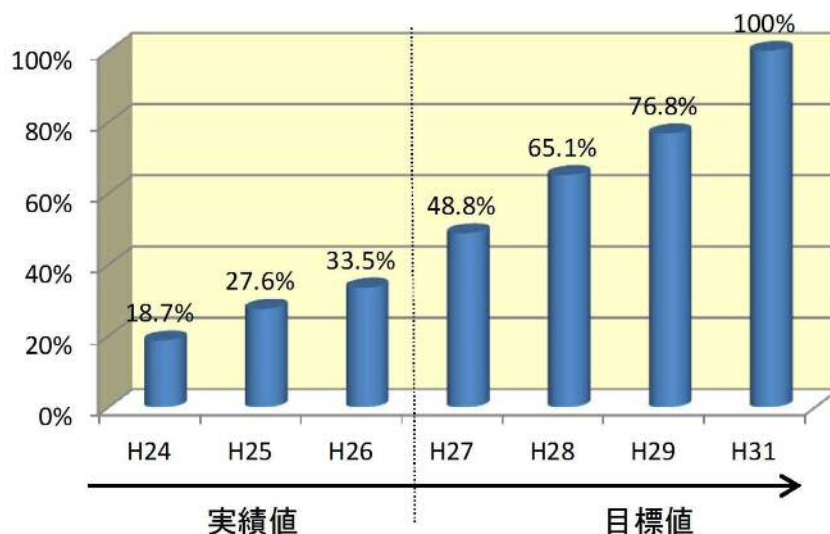
事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
水道水質の管理業務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 安全で良質な水道水をご家庭に届けるため、水源から給水栓まで徹底した水質管理を継続して実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●水源から給水栓までの徹底した水質管理の実施 ●ホームページなどによる水道水の安全性に関する情報(水質試験年報等)の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●水源から給水栓までの徹底した水質管理の実施 ●ホームページなどによる水道水の安全性に関する情報(水質試験年報等)の提供 	事業推進
工業用水道施設の整備・管理事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 浄水場など主要となる工業用水道施設の耐震化や老朽化した管路の更新を計画的に進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●再構築計画に基づく稲田取水所、平間配水所の更新工事完了 ●長沢浄水場工業用水道施設の耐震補強工事の推進 ●老朽化した管路の更新工事の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●長沢浄水場工業用水道施設の耐震補強工事の推進 ●老朽化した管路の更新工事の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●長沢浄水場工業用水道施設の耐震補強工事の完了(平成 30 年度予定)

施策2 下水道による良好な循環機能の形成

施策の概要

- ✓ 下水道は大規模地震発生時でも欠くことのできない重要なライフラインですが、下水道の耐震化は、既存施設を使いながらの工事となるため長い期間を要します。そこで、被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ重要な下水管きよに重点化を図り、まずは、老朽化した下水管きよが多く地盤の液状化による被害も想定される、川崎駅以南の地域の耐震化を重点的に推進します。また、その他の地域については、重要な下水管きよの耐震診断を実施し、耐震化が必要となる管きよの抽出作業を進め、次期整備に向けた取組を推進します。
- ✓ 近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、重点化地区に位置づけている地域の対策を推進するとともに、浸水の状況を計算で再現するシミュレーションや、過去の実績などを踏まえ、浸水被害の大きさや起こりやすさに着目してリスクが高い地区を抽出し、新たに重点化地区に位置づけて効果的・効率的な浸水対策を推進します。
- ✓ 快適な水辺環境を確保するため、通常の下水処理では除去することが難しい、東京湾の赤潮などの原因物質である窒素やりんも大幅に除去することができる下水処理方法（高度処理）の導入を、東京湾の水質環境基準の達成・維持に向けて推進します。また、古くから下水道整備に着手した南部地域で採用している、汚水と雨水を1本の管で集める合流式下水道は、大雨時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、大雨時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの対策（合流改善）を、法令に基づいて推進します。
- ✓ 下水道の人口普及率は99.4%となり、多くの市民が下水道を利用できるようになりましたが、昭和50年代から平成初期にかけて集中的に整備した下水道施設が、今後耐用年数を迎え、老朽化した施設の急激な増加が見込まれています。こうしたことから、健全な下水道機能を継続的に維持していくため、予防保全的な維持管理などによる長寿命化対策を推進するとともに、中長期的な視点に基づき、サービス水準の維持・向上をめざしたアセットマネジメントを導入し、適切な維持管理を推進します。

重要な下水管きよの耐震化率(川崎駅以南の地域)



(資料:上下水道局調べ)

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

直接目標

● 地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
重要な管きよの耐震化率 (川崎駅以南の地域) (上下水道局調べ)	33.5% (平成26年度)	76.8%以上 (平成29年度)	100% (平成31年度)	100% (平成37年度)
浸水対策実施率 (丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区) (上下水道局調べ)	22.6% (平成27年度)	57.8%以上 (平成29年度)	100% (平成30年度)	100% (平成37年度)
合流改善率 (大雨時に川や海に処理しきれない下水が放流されることへの対策) (上下水道局調べ)	68.5% (平成27年度)	73.5%以上 (平成29年度)	83.6%以上 (平成33年度)	100% (平成35年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
下水道施設・管きよの地震対策事業 避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水管きよなどの重要な下水管きよや、水処理センター、ポンプ場などの耐震対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な下水管きよの耐震化の推進(川崎駅以南の地域) ●重要な下水管きよの耐震診断の推進(川崎駅以北の地域) ●水処理センター、ポンプ場などの耐震化の推進(加瀬水処理センターなど) ●津波対策の推進(入江崎処理区) 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な下水管きよの耐震化の推進(川崎駅以南の地域) ●重要な下水管きよの耐震診断の推進(川崎駅以北の地域) ●水処理センター、ポンプ場などの耐震化の推進(加瀬水処理センターなど) ●慶長型地震の規模を対象とした津波対策の完了(入江崎処理区)(平成28年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な下水管きよの耐震化の完了(川崎駅以南の地域)(平成31年度予定) ●川崎駅以北の地域の重要な下水管きよの耐震化の推進
浸水対策事業 浸水実績や浸水シミュレーションに基づき、浸水リスクの高い地区に重点化を図り、雨水管きよや貯留管などの整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●重点化地区における雨水管きよや貯留管などの整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・丸子地区、宮崎地区の整備推進 ・大師河原地区の整備推進 ・馬絹地区、久末地区の整備完了 ●浸水シミュレーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●重点化地区における雨水管きよや貯留管などの整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・丸子地区、宮崎地区の整備完了(平成28年度) ・大師河原地区の整備推進 ●浸水シミュレーションに基づく新たな重点化地区の抽出及び効果的な対策の検討 ●新たな重点化地区の計画策定及び整備推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・大師河原地区の整備完了(平成30年度予定)
高度処理事業 これまでの下水処理に加え、赤潮などの原因となる窒素やりんも大幅に除去できるよう、下水の高度処理化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●下水の高度処理の推進(入江崎、等々力水処理センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ●下水の高度処理の推進(入江崎、等々力水処理センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ●下水の高度処理の完了(入江崎、等々力水処理センター)(平成36年度予定) ●下水の高度処理の推進(加瀬・麻生水処理センター)

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
合流式下水道の改善事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、貯留管の整備やごみの流出防止対策などを推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●合流式下水道の改善の推進 ・大師河原貯留管、大師河原貯留管送水ポンプ棟の整備の推進 ・ごみの流出防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●合流式下水道の改善の推進 ・大師河原貯留管、大師河原貯留管送水ポンプ棟の整備の推進 ・六郷遮集幹線の整備の推進 ・ごみの流出防止対策の完了（平成 29 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大師河原貯留管、大師河原貯留管送水ポンプ棟の整備完了（平成 30 年度予定） ・六郷遮集幹線の整備完了（平成 35 年度予定）
下水道施設・管きよの老朽化対策及び未普及解消事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 長寿命化計画に基づく下水管きよや施設・設備の更新等を進めるとともに、アセットマネジメントの本格的な導入に向けた取組を推進します。また、未普及地域の解消に向けた取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した下水管きよの計画的な再整備の推進（入江崎処理区） ●水処理センター・ポンプ場の設備更新や再構築の推進（渡田ポンプ場など） ●アセットマネジメントの本格導入に向けた取組の推進 ●未普及地域解消の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した下水管きよの計画的な再整備の推進（入江崎処理区） ●水処理センター・ポンプ場の設備更新や再構築の推進（渡田ポンプ場など） ●アセットマネジメントの本格導入に向けた取組の推進 ●未普及地域解消の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

政策の方向性

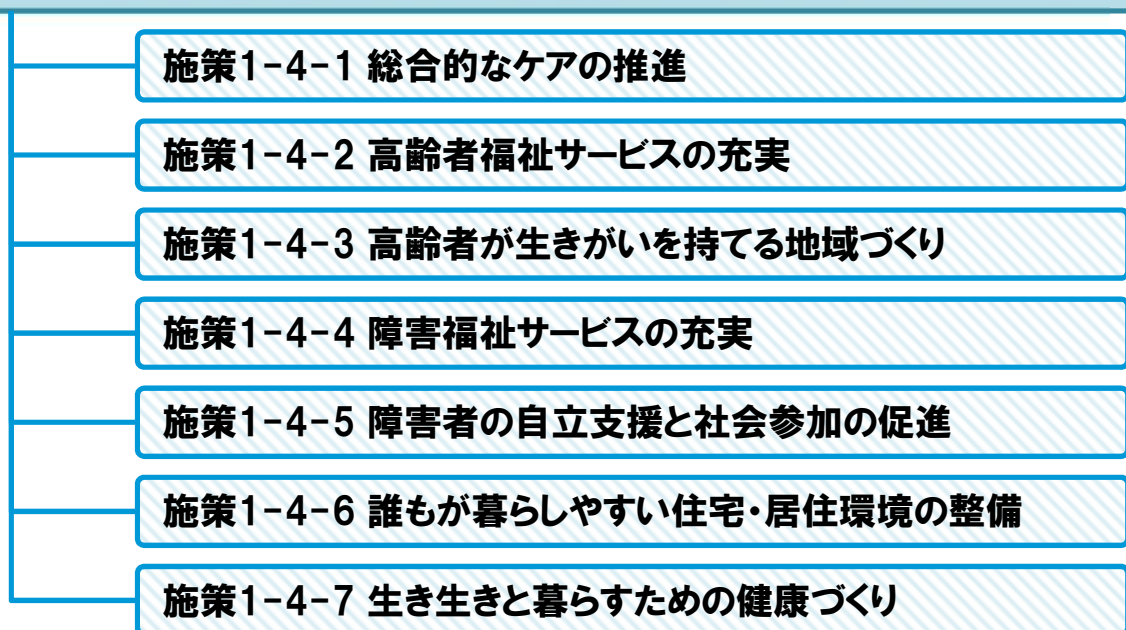
- ✓ ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
高齢者や障害者が生き生きと生活できるような環境が整っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	20.7%	25%以上

施策の体系

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる



総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

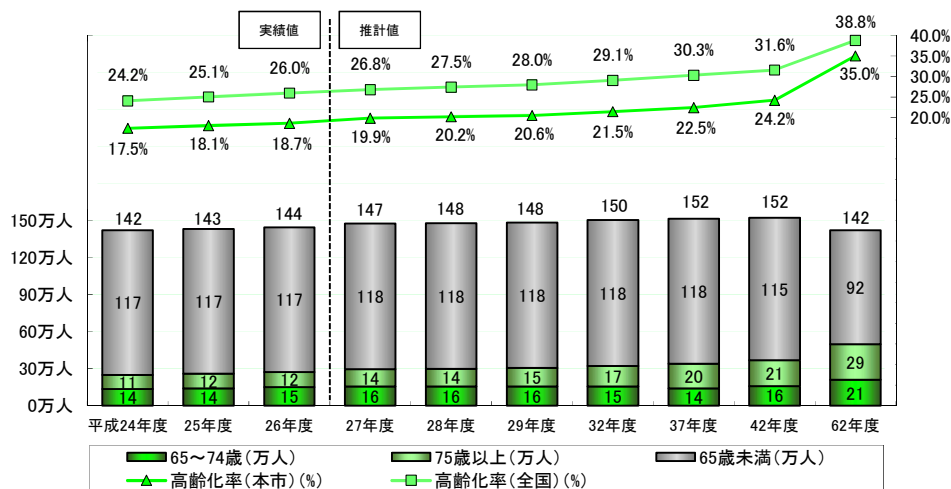
区
計画

資料
編等

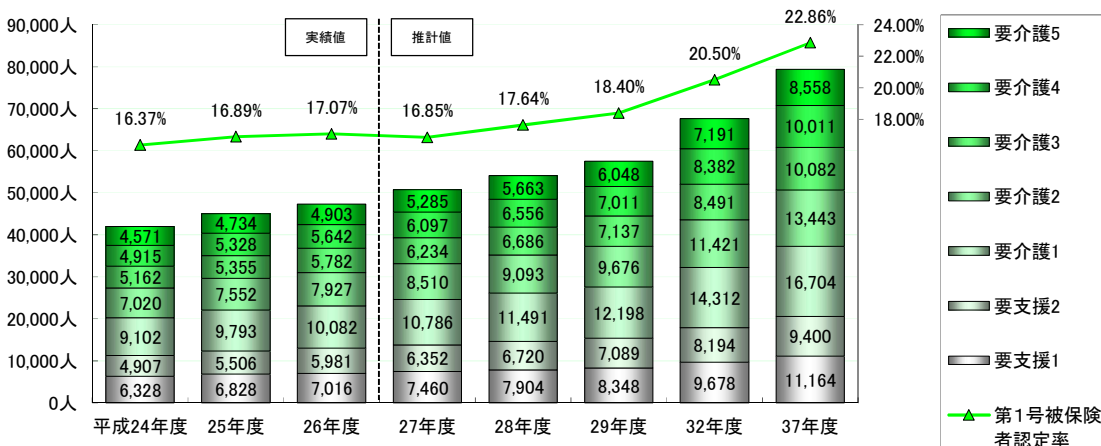
施策1 総合的なケアの推進

施策の概要

- ✓ 団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えて、市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づき、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりを推進します。
- ✓ 高齢者をはじめとする誰もが、地域で生きがいを持ちながら安心して生き生きと暮らし続けられるよう、市民一人ひとりのセルフケア意識の醸成や介護予防の取組の充実、地域の支え合い・助け合いの促進に取り組めます。
- ✓ 身近な地域において保健・福祉・医療などの総合的かつ専門的な支援を効果的に受けることができるよう、さまざまなサービスにつなぐ人材の育成を進めるとともに、区役所や地域包括支援センター、障害者相談支援センター、地域リハビリテーションセンター等の相談支援機能の強化に向けた取組を推進します。
- ✓ 我が国における認知症高齢者の人数は平成24（2012）年に約462万人で、今後、さらに増加し、平成37（2025）年には65歳以上の高齢者のうち、約5人に1人が認知症となる見込みです。こうしたことから、認知症を理解するサポーターの養成や、かかりつけ医に対する研修の充実など、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざします。
- ✓ 複数の慢性疾患を抱えながら在宅で生活する高齢者やその家族等を支えるため、在宅医療を担う人材の育成や市民への普及啓発など、多職種が連携し、医療・介護サービスを一体的に提供する環境づくりに取り組めます。



本市の高齢者人口の推移及び推計 資料：第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



本市の介護を必要とする高齢者等の推移及び推計 資料：第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

直接目標

- 多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合※ (健康福祉局調べ)	17.07% (平成26年度)	18.40% 以下 (平成29年度)	20.50% 以下 (平成32年度)	22.86% 以下 (平成37年度)
地域包括ケアシステムの考え方の理解度* (市民アンケート) * 考え方を知っていて、かつ何に取り組むべきかを理解していること	10.1% (平成27年度)	16.0% 以上 (平成29年度)	32.0% 以上 (平成33年度)	42.0% 以上 (平成37年度)
在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数 (健康福祉局調べ)	308 人 (平成26年度)	750 人以上 (平成29年度)	1,350 人以上 (平成33年度)	1,950 人以上 (平成37年度)
介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合 (高齢者実態調査)	10.6% (平成25年度)	10.6% 以上 (平成28年度)	15.0% 以上 (平成31年度)	20.0% 以上 (平成37年度)
民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	90.5% (平成27年度)	96.2% 以上 (平成29年度)	97.2% 以上 (平成33年度)	98.2% 以上 (平成37年度)
認知症サポーター養成者数（累計） (健康福祉局調べ)	24,034 人 (平成26年度)	35,900 人以上 (平成29年度)	53,900 人以上 (平成33年度)	71,900 人以上 (平成37年度)

※ 要介護・要支援認定者の割合は、第6期高齢者保健福祉計画における推計値を用いて、推計値以下とすることを目標としています。

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域包括ケアシステム推進事業 <p>誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができるしくみである、地域包括ケアシステムの構築を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な考え方を示す、地域包括ケアシステム推進ビジョンの策定 ●区役所等の推進体制の検討 ●地域包括ケアシステム連絡協議会の設置・運営 ●地域包括ケアシステム懇話会の設置・運営 ●地域包括ケアシステム推進に向けたポータルサイトの開設、運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●リーフレットの配布等、地域包括ケアシステムの理解促進に向けた普及啓発の取組 ●区役所等の推進体制の整備 ●多様な主体と連携した地域づくりの取組の推進 ●地域包括ケアシステム連絡協議会の運営 ●地域包括ケアシステム懇話会の運営 ●地域包括ケアシステム推進に向けたポータルサイトの運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみの構築 ●介護、医療、健康づくり、障害福祉等関連分野の計画に基づく具体的な施策・事業の推進
介護予防事業 <p>元気な高齢者を増やすとともに、要支援認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護予防事業推進体制構築モデル事業」の実施、検証を踏まえた、「介護予防・日常生活支援総合事業」の検討 ●平成 28 年度からの総合事業への円滑な移行に向けた準備 ●二次予防事業のプログラム内容を一体的に提供する「複合型プログラム事業」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情に応じて多様なサービスを提供するしくみである「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始（平成 28 年度） ●平成 30 年度からの本格実施に向けた、多様なサービス提供主体の参入促進と、地域の担い手づくり及び活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護予防・日常生活支援総合事業」の本格実施（平成 30 年度予定）
認知症高齢者対策事業 <p>認知症に関する普及啓発や徘徊高齢者等 SOS ネットワークの充実を図り、認知症高齢者等の地域による見守り機能の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座の実施 ●認知症コールセンターの運営を通じた認知症家族介護者への支援 ●民間事業者や警察等と連携し、広域的な探索を行う「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業」の実施 ●本人・家族のニーズや地域の社会資源の実態等を踏まえた、若年性認知症者対策の検討 ●状態に応じた適切なサービス提供の流れを表す「認知症ケアパス」の作成・普及 ●認知症初期集中支援チームの設置に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座の実施 ●認知症コールセンターの運営を通じた認知症家族介護者への支援 ●「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業」の実施 ●若年性認知症者対策の実施 ●認知症ケアパスの作成・普及（平成 28 年度） ●認知症初期集中支援チームの設置に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症初期集中支援チームの設置
在宅医療連携推進事業 <p>医師、看護師、介護福祉士など多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅療養推進協議会の運営 ●地区在宅療養推進協議会の試行実施 ●多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修の実施 ●在宅療養調整医師（7名）、在宅医療サポートセンターによる在宅療養に向けた退院調整や医師のグループ化等の推進 ●リーフレットの配布や市民シンポジウム開催等による在宅医療に関する市民啓発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅療養推進協議会の運営 ●各区における地区在宅療養推進協議会の取組の推進 ●多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修の実施 ●在宅療養推進に向けた医療・介護連携のしくみづくり ●在宅療養調整医師（7名）、在宅医療サポートセンターによる医療と介護の連携に向けたコーディネートの実施 ●リーフレットの配布や市民シンポジウム開催等による在宅医療に関する市民啓発の推進 	<p>事業推進</p>

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
福祉センター再編整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 高齢者や障害者の在宅生活の支援を推進するため、地域リハビリテーションセンターや、高齢者支援施設、障害者入所施設等を含む福祉センター跡地活用施設を整備します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●市福祉センター跡地活用施設整備基本計画の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉センター跡地活用施設の整備推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉センター跡地活用施設の整備 (平成 32 年度完成予定) ●福祉センター跡地活用施設への南部リハビリテーションセンター整備による、南中北3地域における地域リハビリテーションセンター整備の完了 (平成 32 年度開所予定)
地域見守りネットワーク事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●市政だより等による、地域見守りネットワークの広報 ●協力民間事業者(39 事業者)の拡充 ●人命救助につながった協力民間事業者の表彰 (平成 26 年度 8 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市政だより等による、地域見守りネットワークの広報 ●協力民間事業者の拡充 ●人命救助につながった協力民間事業者の表彰 	事業推進
災害救助その他援護事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 災害時に高齢者や障害者等の要援護者の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用など災害時援護体制の整備を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要援護者避難支援制度の広報等、災害時援護の取組の実施 ●二次避難所の整備(平成 27 年 10 月 1 日現在 189 か所) ●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給(平成 26 年度 81 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要援護者避難支援制度の広報等、災害時援護の取組の実施 ●災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充 ●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給 	事業推進
民生委員児童委員活動育成等事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある。民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「民生委員の定数に関する条例」の制定(平成 26 年度) ●民生委員児童委員の適正配置の実施 ●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ●「民生委員児童委員あり方検討委員会」による定数充足に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員児童委員の適正配置の実施 ●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ●「民生委員児童委員あり方検討委員会」の検討結果に基づく定数充足に向けた取組の推進 	事業推進
自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ひとりでも多くの生命を守るため、地域の多様な主体と協働した、安心して暮らせるまちづくりにより、自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●ゲートキーパーを養成するための市民向け講座、メンタルヘルス講座の実施(平成 26 年度 2 件) ●民間事業者や、職能団体、市職員等へのゲートキーパー講座の実施(平成 26 年度 15 件) ●地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携 ●「自殺対策の推進に関する条例」に基づく、「自殺対策総合推進計画」の策定(平成 26 年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な人の悩みに気づき、寄り添い、見守り、解決のきっかけとなる役割を担う、ゲートキーパー養成のための市民向け講座、メンタルヘルス講座の実施 ●民間事業者、美容組合等の職能団体、市職員等へのゲートキーパー講座の実施 ●児童家庭支援センター、障害者相談支援センター、地域包括支援センターなどの地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携 ●「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
権利擁護事業 高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「あんしんセンター」の運営（各区1か所） ●成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催 ●障害者虐待防止法に基づく障害者虐待への的確な対応が可能となる研修体制、法的サポート体制の構築 ●障害者差別解消推進法に基づく取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障害者の財産や権利を守り、安心して日常生活を送れるよう支援する「あんしんセンター」の運営（各区1か所） ●成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催 ●障害者虐待防止法に基づく障害者虐待への的確な対応が可能となる研修体制、法的サポート体制の構築 ●検討結果を踏まえた、障害者差別解消推進法に基づく取組の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

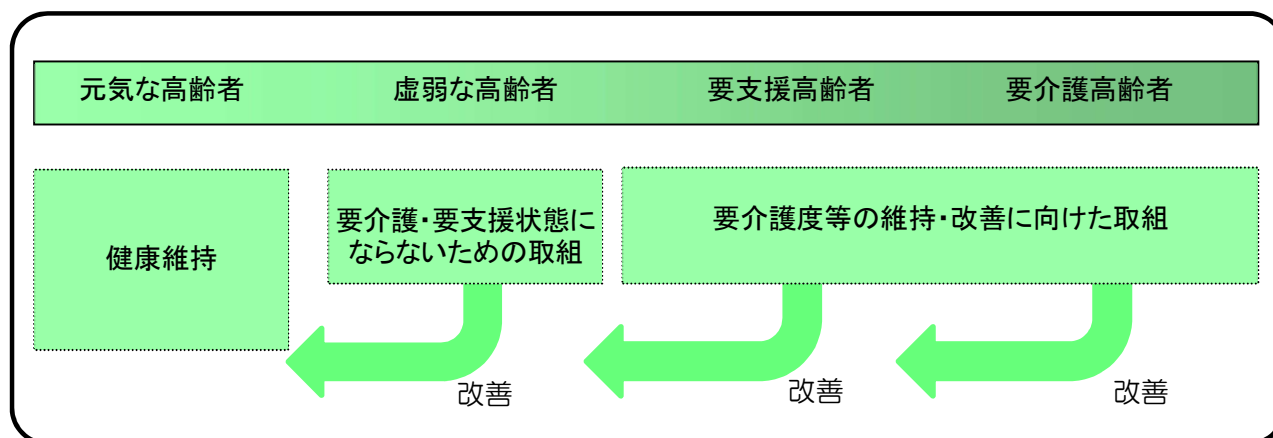
資料編等

施策2 高齢者福祉サービスの充実

施策の概要

- ✓ 急速な高齢化が進む中、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、在宅での生活を基本とした介護サービスや、在宅での生活が困難となった際に利用できる特別養護老人ホーム等の施設サービスの効果的かつ計画的な整備を進め、高齢者が住み慣れた地域や本人が望む場所で安心して暮らし続けることができる質の高い介護サービス基盤の整備を推進します。
- ✓ 介護サービス事業者が提供するサービスの質を適正に評価することにより、要介護度の維持・改善に対する取組意識を高め、無理なく安心して介護サービスを利用できる新たなしくみである「かわさき健幸福寿プロジェクト」を推進することで、介護保険給付費上昇の抑制をめざします。
- ✓ 介護現場では、要介護・要支援認定者の増加に伴う介護人材の不足や定着率の低さが課題となっていることから、福祉・介護に関する普及啓発や介護職のイメージアップにより新たな人材の掘り起こしを図るとともに、有資格者への就労支援や介護職員の定着に向けた職場環境の改善支援等に取り組めます。

「健幸福寿プロジェクト」 要介護度維持・改善の取組のイメージ



資料：第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

直接目標

● 介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数(主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数) (健康福祉局調べ)	10,380 人/年 (平成27年度)	19,668 人/年 以上 (平成29年度)	26,340 人/年 以上 (平成32年度)	36,554 人/年 以上 (平成37年度)
現在利用している在宅サービスの評価(「不満」のない方の割合) (高齢者実態調査)	94.3% (平成25年度)	94.3%以上 (平成28年度)	94.3%以上 (平成31年度)	94.3%以上 (平成37年度)
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果(要介護度の維持率・改善率) (健康福祉局調べ)	維持 1%* 改善 1% (平成27年度)	維持 65%以上 改善 15%以上 (平成29年度)	維持 65%以上 改善 15%以上 (平成33年度)	維持 65%以上 改善 15%以上 (平成37年度)
介護人材の不足感 (介護人材の確保・定着に関する実態調査)	75.7% (平成25年度)	74%以下 (平成28年度)	72%以下 (平成31年度)	70%以下 (平成37年度)

※ かわさき健幸福寿プロジェクトについては、平成27年度モデル事業を実施中のため、現状値が未記載になっています。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
福祉人材確保対策事業 人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援の4つの柱で、介護人材確保と定着の支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●潜在的有資格者の掘り起こし等の就労支援 ●福祉人材確保に向けた事業者の支援 ●人材開発研修センターによる研修の実施 ●福祉人材バンクによる就職相談の実施及び就労促進 ●介護現場の周知・啓発のパンフレット作成・配布等、介護職のイメージアップのための普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●潜在的有資格者の掘り起こし等の就労支援 ●福祉人材確保に向けた事業者の支援 ●人材開発研修センターによる研修の実施 ●福祉人材バンクによる就職相談の実施及び就労促進 ●介護現場の周知・啓発のパンフレット作成・配布等、介護職のイメージアップのための普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●人材開発研修センターの福祉センター跡地活用施設への移転及び研修機会の充実

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
介護サービスの基盤整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備や地域密着型サービスの充実などの、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)の着実な推進 ●特別養護老人ホームの整備 (平成 26 年度開所) 290 床 (平成 27 年度開所) 104 床 ●介護付有料老人ホームの整備 (平成 26 年度) 定員 7,185 名 ●認知症高齢者グループホームの整備 (平成 26 年度) 201 ユニット ●介護老人保健施設の整備 (平成 26 年度) 定員 2,281 名 ●地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護等)の充実 ●老朽化した特別養護老人ホームの建替え支援策の検討 ●介護サービスの質を確保するための監査指導体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)の着実な推進 ●特別養護老人ホームの整備 (平成 28 年度開所予定) 220 床 (平成 29 年度開所予定) 316 床 ●介護付有料老人ホームの整備 平成 29 年度までに 240 名分を整備予定 ●認知症高齢者グループホームの整備 平成 28 年度までに 46 ユニットの整備予定 ●地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護等)の充実 ●老朽化した特別養護老人ホームの建替え支援策の検討 ●介護サービスの質を確保するための監査指導体制の整備 	事業推進
ひとり暮らし支援サービス事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援に取り組みます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員児童委員の協力によるひとり暮らし高齢者等の状況把握や安否確認等の、地域における見守り事業の実施 ●区役所及び地域包括支援センターを中心とした、地域特性に応じた市民主体の見守り体制の構築の推進 ●緊急通報システムの運用 ●福祉電話相談の実施及び事業見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員児童委員の協力によるひとり暮らし高齢者等の状況把握や安否確認等の、地域における見守り事業の実施 ●区役所及び地域包括支援センターを中心とした、地域特性に応じた市民主体の見守り体制の構築の推進 ●ICTを活用した効率的・効果的な高齢者守り支援の実施 	事業推進
介護保険事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 介護を要する状態になっても、利用者自身の選択に基づく介護サービスの利用により、できる限り在宅で自立した日常生活が営めるように、介護サービスを総合的かつ一体的に提供します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度の安定的な運用 ●保険料未納者に対する収納対策の実施 ●第 6 期介護保険事業計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度の安定的な運用 ●保険料未納者に対する収納対策の実施 ●介護サービスの事業量の見込や見込量を確保するための方策等について定める、第 7 期介護保険事業計画の策定 	事業推進
かわさき健幸福寿プロジェクト <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 要介護度の維持・改善を図った事業者に、インセンティブを付与することで、無理なく安心して介護サービスを利用できるしくみづくりをめざします。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル事業の実施(140 事業所)及び検証 ●表彰、公表等インセンティブの具体的な内容の構築 ●事業者を対象とする、自立支援に重点を置いたケアに関する講習会の実施(2 年間のプログラム) ●取組事例発表会の開催(平成 27 年度 2 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクト実施による要介護度の維持・改善の推進 ●表彰、公表等インセンティブの付与 ●事業者を対象とする、自立支援に重点を置いたケアに関する講習会の実施 ●取組事例発表会の開催 	事業推進

総論

10 年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

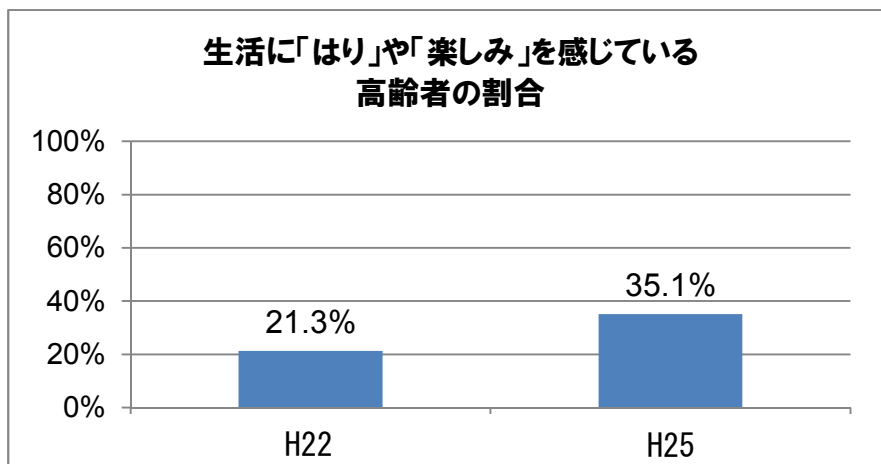
区計画

資料編等

施策3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり

施策の概要

- ✓ 高齢化がますます進行し、高齢者の孤立化・閉じこもり予防の重要性が増す中、高齢者がこれまで培ってきた経験、知識を活かして身近な地域で、生き生きと活動できるよう、シルバー人材センター等を通じて、働く意欲のある高齢者の就業機会を確保するとともに、社会参加の促進につながる各種講座等の開催や、地域活動の促進に向けた情報提供の充実、外出の支援等に取り組むことにより、高齢者の生きがい・健康づくりの取組を推進します。
- ✓ 高齢化が進む中では、高齢者が、生きがい・健康づくりなどの地域活動を主体的に行う環境づくりや居場所づくりが必要です。元気な高齢者のふれあいの場や介護予防拠点としての機能を担う「いこいの家」、教養の習得やレクリエーション活動を行う「いきいきセンター」の運営や、「いこいの家」と「こども文化センター」との連携を通じて、高齢者の社会参加の場づくりを支援するとともに、高齢者の更なる生きがいづくりのための多世代交流の場の確保を進めます。



資料：高齢者実態調査



高齢者の地域活動



シルバー人材センターを通じた就業

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

直接目標

● 高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
収入を伴う仕事をしている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	26.7% (平成25年度)	27.8%以上 (平成28年度)	28.9%以上 (平成31年度)	30.0%以上 (平成37年度)
シルバー人材センターを通じて、仕事に就いた高齢者の数 (健康福祉局調べ)	2,453 人 (平成25年度)	2,500 人以上 (平成29年度)	2,550 人以上 (平成33年度)	2,600 人以上 (平成37年度)
ほぼ毎日外出している高齢者の割合 (高齢者実態調査)	48.1% (平成25年度)	50.0%以上 (平成28年度)	52.5%以上 (平成31年度)	55.0%以上 (平成37年度)
高齢者向け施設(いきいきセンター)の利用実績 (指定管理事業報告書)	289,028 人 (平成25年度)	29 万人以上 (平成29年度)	29.1 万人以上 (平成33年度)	29.2 万人以上 (平成37年度)
生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	35.1% (平成25年度)	36%以上 (平成28年度)	37%以上 (平成31年度)	38%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
高齢者外出支援事業 高齢者の外出を支援することにより、高齢者の社会参加を促進します。	●高齢者外出支援乗車事業の実施 ●福祉有償運送の道路運送法上の手続における事業者支援	●バス優待乗車証の交付など、高齢者外出支援乗車事業の実施 ●福祉有償運送の道路運送法上の手続における事業者支援	事業推進
高齢者就労支援事業 希望する高齢者に仕事を提供するなど、就業の機会を確保することにより、生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。	●シルバー人材センターに対する支援を通じた高齢者の就業の場の確保	●シルバー人材センターに対する支援を通じた高齢者の就業の場の確保	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
生涯現役対策事業 高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、生きがいつくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会への参加を支援する「シニアパワーアップ推進」の実施 ●「介護予防いきいき大作戦」の推進 ●敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会への参加を支援する「シニアパワーアップ推進事業」の実施 ●生きがい・健康づくりや介護予防など、高齢者が地域でいつまでも元気でいきいきと暮らすための取組を地域全体で進める「介護予防いきいき大作戦」の推進 ●敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施 	事業推進
いきいの家・いきいきセンターの運営 高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いきいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者によるいきいの家 49 か所、いきいきセンター 7 か所の運営 ●施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施（平成 26 年度 2 か所） ●等々力緑地再編整備に係る等々力いきいの家の移転に向けた、指定管理者の選定等の取組の実施 ●多世代の交流促進に向けた、こども文化センターとの連携モデル事業の実施（藤崎・子母口） 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者によるいきいの家 48 か所、いきいきセンター 7 か所の運営 ●施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施 ●等々力緑地再編整備に係る等々力いきいの家の移転に向けた、指定管理者の選定等の取組の実施 ●中原いきいきセンターにおける指定管理者の選定 ●多世代の交流促進に向けた、こども文化センターとの連携モデル事業の実施及び検証（各区） 	<ul style="list-style-type: none"> ●中原いきいきセンターの中原区・日本医科大学地区への移転（平成 35 年度（予定））

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

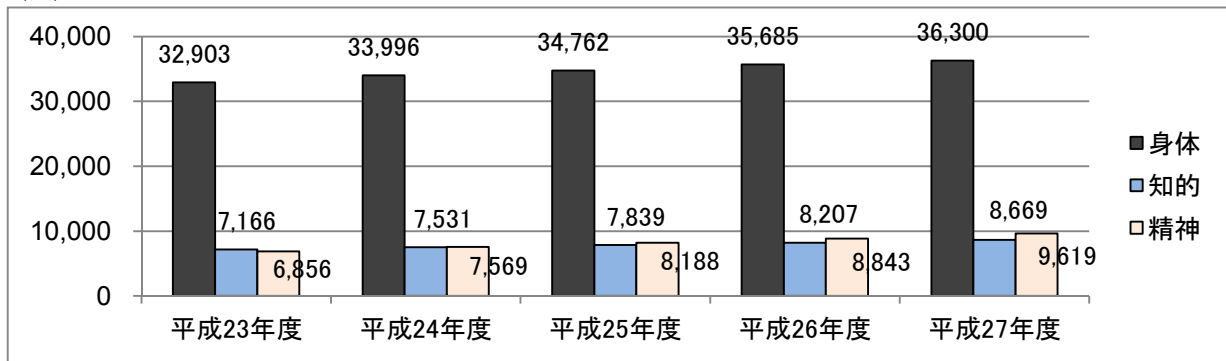
資料編等

施策4 障害福祉サービスの充実

施策の概要

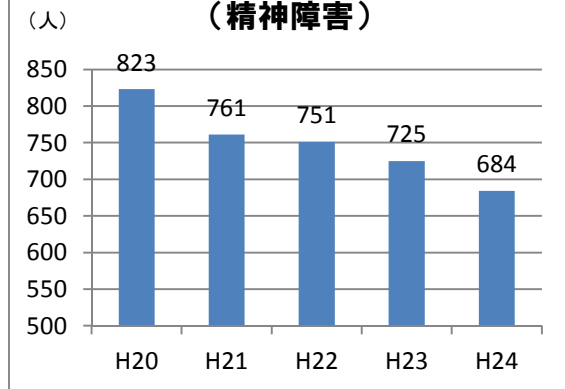
- ✓ 障害者が増加傾向にあり、また発達障害など障害の多様化、高齢化に伴う障害の重度化・重複化が進んでいます。このような状況の中で、障害者が、安心して自立した地域生活を送れるようにするために、身近な地域において多様なニーズに対応した保健・福祉・医療などの総合的な支援を効果的かつ効率的に受けることができるしくみづくりが必要になることから、行政と民間事業者等との役割分担と連携のもと、ライフステージに応じて障害特性に合わせた支援体制を構築します。
- ✓ 地域で暮らす中・重度の障害者に対して、生活介護サービスを提供する通所施設や介護者の負担軽減を図る短期入所を整備するほか、「親なき後」を見据えた障害者の地域における住まいとしてグループホームを計画的に整備し、障害者の地域生活を支援する取組を推進します。

障害者数の推移(各障害者手帳所持者数の推移)



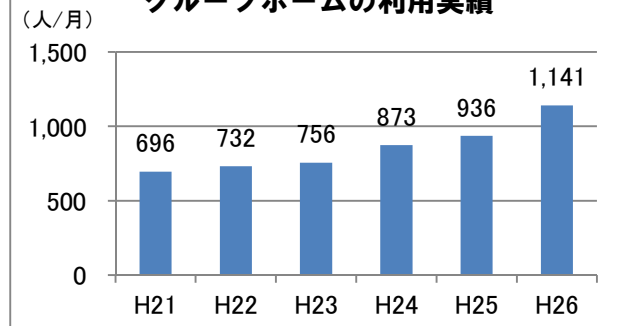
資料:健康福祉局調べ

長期(1年以上)在院者数
(精神障害)



資料:厚生労働省/
国立精神・神経医療研究センター・精神保健福祉資料

地域における共同生活の場となる
グループホームの利用実績



資料:健康福祉局調べ

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

直接目標

- 障害者が生活しやすい環境をつくる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	4,648 人/月 (平成26年度)	4,865 人/月以上 (平成29年度)	5,094 人/月以上 (平成33年度)	5,333 人/月以上 (平成37年度)
グループホームの利用者数 (健康福祉局調べ)	1,141 人/月 (平成26年度)	1,331 人/月以上 (平成29年度)	1,669 人/月以上 (平成33年度)	2,093 人/月以上 (平成37年度)
長期(1年以上)在院者数(精神障害) (精神保健福祉資料)	684 人 (平成24年度)	561 人以下 (平成27年度)	462 人以下 (平成31年度)	364 人以下 (平成35年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
障害福祉サービスの基盤整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 障害者の地域における生活の場や、日中活動の場を確保するため、障害者支援施設、通所事業所等の障害者施設の整備を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者通所事業所の整備(平成27年度) 幸地区(開所) 高津地区(開所) 宮前地区(開所) 川崎地区建築工事 その他の地区の整備検討 ●第2期通所事業所整備計画の策定(予定) ●福祉センター跡地における障害者支援施設(入所施設)の整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者通所事業所の整備 川崎地区(平成28年度開所予定) 中原地区への整備検討 その他の地区への整備検討 ●福祉センター跡地における障害者支援施設(入所施設)の整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者通所事業所の整備推進 ●平成32年度開設予定
障害者日常生活支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 障害者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスを提供します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等による障害者支援事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等による障害者支援事業の推進 ●精神障害者への地域移行支援の実施 	事業推進
障害児施設事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 障害児の地域生活や施設における日常生活を支えるため、障害(児)福祉サービスを提供します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付 ●障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付 ●障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
障害者福祉用具等 支給・貸与事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 障害者等の身体機能を補完または代替している補装具の購入・修理のための費用の支給や、障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付を行います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●法令や国の通知に基づく適正な補装具の給付 ●障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付 	<ul style="list-style-type: none"> ●法令や国の通知に基づく適正な補装具の給付 ●障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付 	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

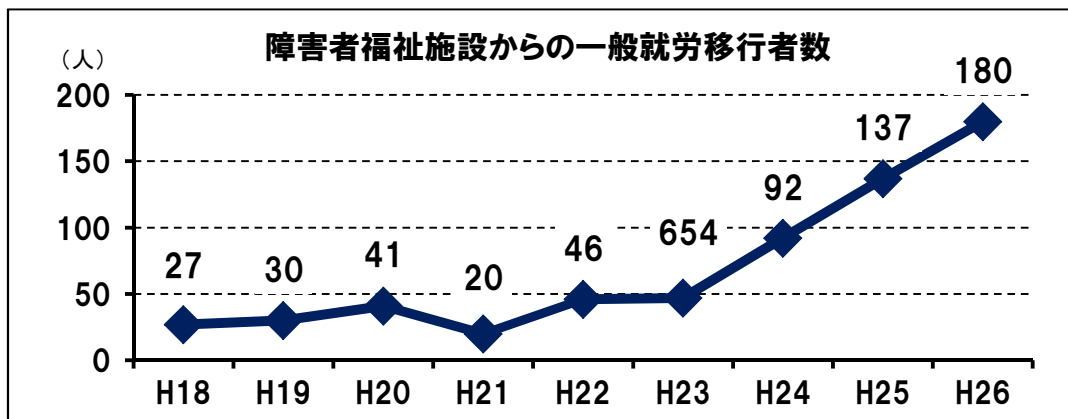
区
計画

資料
編等

施策5 障害者の自立支援と社会参加の促進

施策の概要

- ✓ 今後予定されている精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。
- ✓ 障害者の地域社会への参加や健康づくりを促進するため、パラリンピック東京大会を契機とした障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者スポーツに関する専門スタッフを配置した団体の育成等、障害者が身近な地域で日常的にスポーツの楽しさを味わうことができる環境づくりを進めます。
- ✓ 市民、団体、企業等と連携しながら、さまざまなイベントや普及啓発活動を通じて、障害者の社会参加の機会の充実を図るなど、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支え合える地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）を推進します。



資料：健康福祉局調べ



さまざまな職場で働く障害者

市障害者スポーツ大会



総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

● 障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
障害福祉施設からの 一般就労移行者数 (健康福祉局調べ)	180人 (平成26年度)	214人以上 (平成29年度)	250人以上 (平成33年度)	300人以上 (平成37年度)
市障害者スポーツ大会 競技参加者数 (健康福祉局調べ)	359人 (平成26年度)	383人以上 (平成29年度)	415人以上 (平成33年度)	447人以上 (平成37年度)
障害者が社会参加しや すいまちだと思ふ市民 の割合 (市民アンケート)	30.0% (平成27年度)	31%以上 (平成29年度)	33%以上 (平成33年度)	35%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
障害者就労支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> さまざまな主体との協働による働く意欲の向上や雇用先の拡充などの取組を通じて、障害者の就労の機会拡大に向けた取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした、一般就労に向けた支援の実施 ●企業からの相談や、職場インターンの実施など、雇用の場の創出・拡大に向けた事業の実施 ●「障害者雇用短期チャレンジ事業」の実施（平成26年度23件40人） ●スポーツやエンターテインメントの場における就労体験の実施（平成26年度11件136人） ●職場定着支援プログラム試行及び検証結果に基づく取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業所や就労援助センターを中心とした就労移行促進に向けたチーム支援の実施 ●企業からの相談や、職場インターンの実施など、雇用の場の創出・拡大に向けた事業の実施 ●施設利用者の就労意欲を喚起するための「障害者雇用短期チャレンジ事業」の実施 ●スポーツやエンターテインメントの場における就労体験の実施 ●障害者の安定就労と働きやすい職場環境づくりをめざす、職場定着支援プログラム（K-STEPプロジェクト）の実施 	事業推進
障害者社会参加促進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者週間記念事業や障害者スポーツの普及・啓発に向け、活動の場の充実や情報の提供等に取り組みます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●市障害者スポーツ大会の開催（6競技） ●障害者作品展の開催（年1回） ●市障害者スポーツ協会の設立 	<ul style="list-style-type: none"> ●市障害者スポーツ大会の開催（6競技） ●障害者作品展の開催（年1回） ●市障害者スポーツ協会と連携した障害者スポーツ振興に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●パラリンピック東京大会を契機とした障害者スポーツ振興の取組の推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
障害者の移動手段の確保対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> バス乗車券・重度障害者福祉タクシー利用券交付事業等を実施し、外出時の移動手段を確保します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●バス乗車券（ふれあいフリーバス）の交付 ●重度障害者福祉タクシー利用券の交付 ●主に全身性障害のため移動が困難な方等の移動手段を確保する、福祉キャブ（リフト・ストレッチャー付福祉車両）の運行 	<ul style="list-style-type: none"> ●バス乗車券（ふれあいフリーバス）の交付 ●重度障害者福祉タクシー利用券の交付 ●主に全身性障害のため移動が困難な方等の移動手段を確保する、福祉キャブ（リフト・ストレッチャー付福祉車両）の運行 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

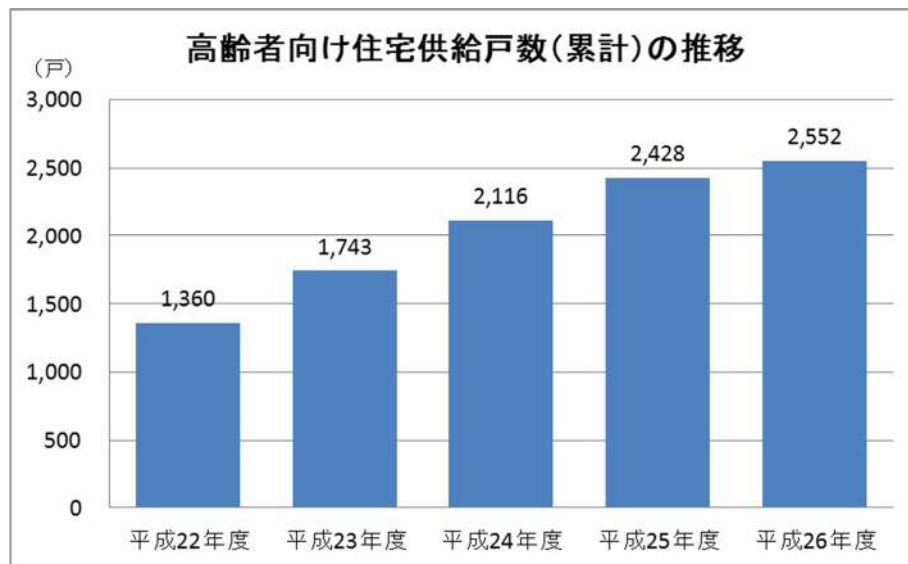
区計画

資料編等

施策6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

施策の概要

- ✓ 高齢者から子育て世帯まで誰もが安心して暮らせる住まいの確保及び居住環境の維持・向上を図るため、住宅の質の向上や既存住宅ストックの再生・利活用、市場流通の円滑化に加え、それぞれの世帯がニーズやライフスタイルに合わせて住宅を選択できるよう、市民に届きやすい住まいの情報提供の充実や、民間事業者による多様な住宅の供給促進などの住宅施策の推進に取り組みます。
- ✓ 医療・介護など福祉に関する制度が次々と改革され、高齢者をはじめとする市民の住まい・住まい方が多様化していることから、本市の住宅政策のあり方を示す「住宅基本計画」を改定し、社会経済状況の変化や、多様化する市民ニーズに適切に対応する住宅施策の推進に取り組みます。
- ✓ 今後の超高齢社会における市営住宅のあり方を示すために「市営住宅等ストック活用計画」を改定し、住宅に困窮する低所得者に対する住宅供給だけでなく、地域包括ケアシステムを構築する中での住宅の役割を明確にし、時代の要請に即した有効活用を図ります。また、公営住宅だけでなく民間住宅も活用した重層的な住宅セーフティネットの構築に取り組みます。



資料：まちづくり局調べ



リフォーム前



リフォーム後

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

- それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
住宅に関する市民の満足度 (住生活総合調査)	73% (平成25年度)	⇒	77%以上 (平成30年度)	80%以上 (平成35年度)
リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数※に対する割合 (住宅・土地統計調査)	2.2% (平成25年度)	⇒	3.2%以上 (平成30年度)	4.5%以上 (平成35年度)
生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅団地(100戸以上)の割合 (まちづくり局調べ)	17% (平成26年度)	24%以上 (平成29年度)	26%以上 (平成33年度)	28%以上 (平成37年度)

※ 住宅ストック戸数：市内にある住宅の総戸数（平成25年度：約753,000戸）

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成26～27 (2014～15)年度	平成28(2016)～平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
住宅政策推進事業 住宅基本計画に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導を行うための施策立案や調査等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「住宅基本計画」の改定に向けた検討 ●住宅・土地統計調査、住生活総合調査等の分析 ●「既存住宅流通促進モデル事業」の実施・検証 ●サンプル調査を踏まえた空き家利活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●「住宅基本計画」の改定 ●住宅・土地統計調査、住生活総合調査等の分析及び結果の公表 ●高経年化した住宅地や団地の再生に向けた既存住宅のリノベーション等による流通の促進及び普及・啓発活動の実施 ●空き家の利活用に関する計画の策定、「(仮称)空き家再生事業」の実施及び事業推進 	事業推進
高齢者等に適した住宅供給推進事業 川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを支える子育て世代から高齢者までの多様なニーズに対応した住宅の供給推進に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者居住安定確保計画」に基づく取組の推進 ●新たな高齢者向け賃貸住宅制度の検討 ●子育て等あんしんマンションの認定、新たな制度検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者居住安定確保計画」の改定に向けた検討・改定 ●既存ストックを活用した新たな高齢者向け賃貸住宅制度の構築・供給促進 ●医療・介護サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅の適正誘導 ●子育て等あんしんマンション制度の改定及び新たな子育て世帯向け住宅の供給促進 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
住情報提供推進事業 総合的な住宅窓口相談の実施や、地域の担い手と住まいに関する取組を連携して進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅のリフォームや、マンション管理に関する相談窓口の運営（平成 26 年度：511 件） ●住まいに関する既存相談窓口の再構築 ●高齢者の住み替え等に関する相談体制の検討 ●住宅の質の向上、各種認定制度・助成制度等に関する講習会、セミナーの開催（平成 26 年度 4 回） 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅のリフォームや、マンション管理に関する相談窓口の運営 ●より利用しやすい「住まいに関する相談窓口」の開設 ●高齢者の住み替えや空き家の利活用等に関する新たな相談体制の構築 ●住宅の質の向上、各種認定制度・助成制度等に関する講習会、セミナーの開催 	事業推進
民間賃貸住宅等居住支援推進事業 高齢者、障害者、低所得者、外国人等の居住の安定に向け、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住支援制度の推進 ●不動産や福祉関係団体等との連携に向けた手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●居住支援制度の推進 ●不動産や福祉関連団体等の多様な主体との連携によるプラットフォーム（「居住支援協議会」）の構築 	事業推進
市営住宅等ストック活用事業 「市営住宅等ストック活用計画」に基づき、建替え等の実施や、地域包括ケアシステムと連携した市営住宅の活用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅の建替え及び改善等の実施（平成 26 年度まで：3 棟建替完了） ●市営住宅の適正な管理・運営の実施 ●「市営住宅等ストック総合活用計画」の改定に向けた検討 ●地域包括ケア推進システムと市営住宅のあり方の検討状況を踏まえたモデル的事業展開（小向・南平住宅） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅の建替え及び改善等の実施 ●市営住宅の適正な管理・運営の実施 ●新たな住宅基本計画の考え方に基づく「市営住宅等ストック総合活用計画」の改定 ●地域包括ケア推進システムと連携した市営住宅活用の推進 	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

施策7 生き生きと暮らすための健康づくり

施策の概要

- ✓ 健康志向の高まりなどにより、健康づくりに関する知識の理解は進んでいますが、健康的な生活習慣の形成をより一層促進するためには、生涯を通じた主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりが重要です。そのため、生活習慣病の予防やライフステージに応じた健康づくりの促進を図るなど、地域団体・NPO法人・企業等の多様な主体と協働しながら生き生きと暮らすための健康づくりに向けた取組を推進します。
- ✓ 近年、ライフスタイルの変化等により、栄養の偏りや食生活の乱れ、生活習慣病の増加等の問題が深刻化していることから、乳幼児期からの健全な食習慣・良好な生活習慣の定着、食育イベント等を通じた普及・啓発など、幼稚園、保育所、学校、食育関連団体、企業等と連携した食育の取組を推進します。
- ✓ 日本人の3人に1人が、がんで亡くなっているなど、国民病ともいうべき、「がん」の早期発見・早期治療のため、がん検診の受診率の向上を図る必要があります。総合的な視点からのがん対策を見据え、生活習慣の改善等がんにならないための取組とともに、がん検診等に関するコールセンターの設置、企業等との連携による普及啓発など、受診率の向上に向けて検診を促す取組を推進します。
- ✓ 「歯と口の健康」は、健康的で質の高い生活を送る上で、基礎的かつ重要なものです。市民の主体的な歯と口の健康づくりを促進するため、普及啓発等、歯科口腔保健の取組を進めます。

本市のがん検診の受診率の推移

	平成22年度		平成25年度
肺がん	23.1%	+18.5	41.6%
大腸がん	25.1%	+14.5	39.6%
胃がん	32.7%	+8.0	40.7%
子宮がん	34.8%	+5.4	40.2%
乳がん	33.6%	+4.6	38.2%

資料：国民生活基礎調査



地域における健康づくり活動

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
主観的健康観*1 (「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合) (健康意識実態調査)	男性 73.7% 女性 76.8% (平成23年度)	男性 75.5% 以上 女性 78.5% 以上 (平成28年度)	男性 77.0% 以上 女性 80.0% 以上 (平成33年度)	男性 77.0% 以上 女性 80.0% 以上 (平成38年度)
特定健康診査実施率*2 特定保健指導実施率 (特定健康診査・特定保健指導実施状況報告)	22.9% 7.1% (平成25年度)	33% 以上 22% 以上 (平成29年度)	33% 以上 22% 以上 (平成33年度)	33% 以上 22% 以上 (平成37年度)
がん検診受診率 (国民生活基礎調査(厚生労働省))	肺がん 41.6% 大腸がん 39.6% 胃がん 40.7% 子宮がん 40.2% 乳がん 38.2% (平成25年度)	肺がん 40% 以上 大腸がん 40% 以上 胃がん 40% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 (平成29年度)	肺がん 50% 以上 大腸がん 50% 以上 胃がん 50% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 (平成33年度)	肺がん 50% 以上 大腸がん 50% 以上 胃がん 50% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 (平成36年度)
40歳代の糖尿病治療者割合(国民健康保険) (健康福祉局調べ)	3.1% (平成26年度)	3.0% 以下 (平成29年度)	3.0% 以下 (平成33年度)	3.0% 以下 (平成36年度)
食に関する地域での活動に参加する人の割合 (食育に関する地域活動への参加割合:食育の現状と意識に関する調査) (食生活改善推進員数:健康福祉局調べ)	食育に関する地域活動参加 38.3% (平成24年度) 食生活改善推進員数 3,862人 (平成26年度)	食育に関する地域活動参加 ⇒ 食生活改善推進員数 4,100人以上 (平成29年度)	食育に関する地域活動参加 40% 以上 (平成32年度) 食生活改善推進員数 4,300人以上 (平成33年度)	食育に関する地域活動参加 41% 以上 (平成37年度) 食生活改善推進員数 4,500人以上 (平成37年度)

※1 主観的健康観については、国の「健康寿命」の算出状況等を踏まえ、より適切な指標を引き続き検討します。
 ※2 特定健康診査実施率及び特定保健指導実施率については、第3期特定健康診査等実施計画の策定にあわせて、目標値を見直します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
がん等検診事業 健康増進法や国の指針等に基づき、がん検診等を適切に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●国の指針等に基づくがん検診等の継続実施 ●がん検診台帳システムの開発 ●がん検診・特定健診等コールセンターの設置(平成27年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の指針等に基づくがん検診等の継続実施 ●がん検診台帳システムの導入(平成28年度)や、システムを活用した個別受診勧奨等、受診率向上に向けた取組の実施 ●がん検診・特定健診等コールセンターの運用 ●企業等と連携した普及啓発等、がんに対する意識向上の取組の実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
生活習慣病対策事業 生活習慣病に対する正しい知識の普及と生活習慣の改善を支援し、市民の健康づくりと生活の質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講座の実施等、生活習慣病予防に向けた市民の取組の支援 ●若年層への生活習慣病予防対策の検討 ●効果的な普及啓発の実施 ●生活習慣病重症化予防の取組の試行実施（平成27年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関や地域活動団体等と連携した生活習慣病予防に向けた市民の取組の支援 ●若年層への生活習慣病対策の取組の実施 ●効果的な普及啓発の実施 ●生活習慣病重症化予防の取組の実施 ●働き盛り世代の健康づくりを担う職域保健と連携した取組の実施 	事業推進
健康づくり事業 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「かわさき健康づくり21」に基づく取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「市健康増進計画（第2期かわさき健康づくり21）」に基づく、企業や職域保健等と連携した健康づくりの普及啓発活動の取組の実施 ●市民への普及啓発等、歯科口腔保健の取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「市健康増進計画（第2期かわさき健康づくり21）」に基づく、企業や職域保健等と連携した健康づくりの普及啓発活動の取組の実施 ●「市健康増進計画（第2期かわさき健康づくり21）」中間評価の実施（平成29年度） ●市民への普及啓発等、歯科口腔保健の取組の実施 	事業推進
食育推進事業 市民が健全な食生活を実践できるよう、食育推進計画に基づき食育の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●第3期市食育推進計画に基づく取組の推進 ●市民、食育関連団体、企業等との連携による、イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●第3期市食育推進計画に基づく、人材育成や普及啓発等の取組の推進 ●市民、食育関連団体、企業等との連携による、イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発 ●第4期市食育推進計画の策定 	事業推進
国民健康保険特定健康診査等事業 被保険者の生活習慣病を予防するため、「特定健康診査等実施計画」等に基づく取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期特定健康診査等実施計画に基づく取組の推進 ●がん検診・特定健診等コールセンターの設置（平成27年度） ●被保険者の健康保持増進及び医療費適正化に向けた保健事業の実施計画である、データヘルス計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期特定健康診査等実施計画に基づく、特定健康診査・特定保健指導及び実施率向上に向けた受診勧奨等の取組の推進 ●がん検診・特定健診等コールセンターの運用 ●データヘルス計画に基づく効率的・効果的な保健事業の実施 ●「第3期特定健康診査等実施計画」の策定（平成29年度） 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

みんなで取り組もう 私たちができること ～ 市民から市民へのメッセージ ～

「超高齢社会においても生き生きと暮らし続けることができる地域の
支え合いのために」

背景

10年後の平成37(2025)年には団塊の世代が75歳を超え、川崎市民の3人に1人が高齢者となります。超高齢社会を迎えて、成熟化した社会の中で誰もが生きがいを持って幸せに暮らしていくためには、地域でお互い助け合うしくみが必要となります。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- 地域の高齢世代同士や世代間で支え合うためには、支援が必要になる前から近所の人たちとの顔の見える人間関係をつくるのが大切です。挨拶や声掛けから始めて、地域に知り合いや友達をつくりましょう。
- 町内会などの地域活動や社会貢献活動など、地域にはシニア世代の「出番」がたくさんありますので、どんどん参加しましょう。高齢者になっても元気なうちは、これまで培ってきたスキルや経験を活かして、「地域の担い手」になりましょう。
- シニア世代には仕事や子育てで培った知識・経験があります。こども・若者も含めた多世代交流を通じて、地域で次世代を育成し、世代間交流による支え合いを大切にしましょう。
- 一人一人がいつまでも元気で暮らすために、外出する機会を増やして積極的に人と交流しましょう。また、できるだけ徒歩で移動するなど、生活の中に適度な運動を取り入れましょう。



川崎市総合計画市民検討会議より

みんなで取り組もう 私たちができること ～ 市民から市民へのメッセージ～

「快適で利便性が高く、暮らしやすいまちづくり」（暮らし）

背景

川崎市においても、家族構成人数が多い子育て世帯が狭い住宅に、単身もしくは夫婦世帯の高齢者が広い住宅に住むという、いわゆるミスマッチが生じていると言われていいます。豊かな暮らしを実現するためには、年齢を重ねるごとに変化していくライフスタイルや、体の状態に合わせて、住まいを選ぶことも重要です。このような住まいの課題は、税制を始めとする制度や安心できる施策などの公助の取組、さらに不動産流通などの事業者の取組などを総合的に進めていく必要があります。自助の取組だけで解決することは困難ですが、少しずつ市民一人ひとりの意識を変えていくことも大切です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- いつまでも住み慣れた家で暮らしたいという方も多いと思います。しかし、子どもの独立で夫婦2人だけで広い家を持て余すようになった、階段や段差の昇り降りが辛くなった、家が老朽化してきた、といったことを感じたら、ライフステージに合わせた住み替えを考えてもいいかもしれません。
よりポジティブにシニアライフを送るためには、持ち家にこだわらずに、バリアフリーで、もう少しコンパクトで、交通利便性の良いところへ住み替えるという意識の改革が必要です。
- 地域で孤立してしまうことがないように、近所に友達をつくったり、地域の集まりに参加してみたり、まちなかのちょっとした空間で地域交流するなど、近くに住む人とのゆるやかなネットワークを大切にしましょう。
- 高齢になったら、親子での「同居」が難しくても、できれば「近居」することで、祖父母は孫の成長を見守り、孫は祖父母の介護を支えるなど、多世代がゆるやかにつながりながら、安心した生活を送りましょう。



川崎市総合計画市民検討会議より

政策1-5 確かな暮らしを支える

政策の方向性

- ✓ 高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。
- ✓ 市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
社会保障制度に基づく市の取組が、病気、怪我、失業などによる市民の経済的な不安の軽減に役立っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	16.6%	20%以上

施策の体系

政策1-5 確かな暮らしを支える

施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営

施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進

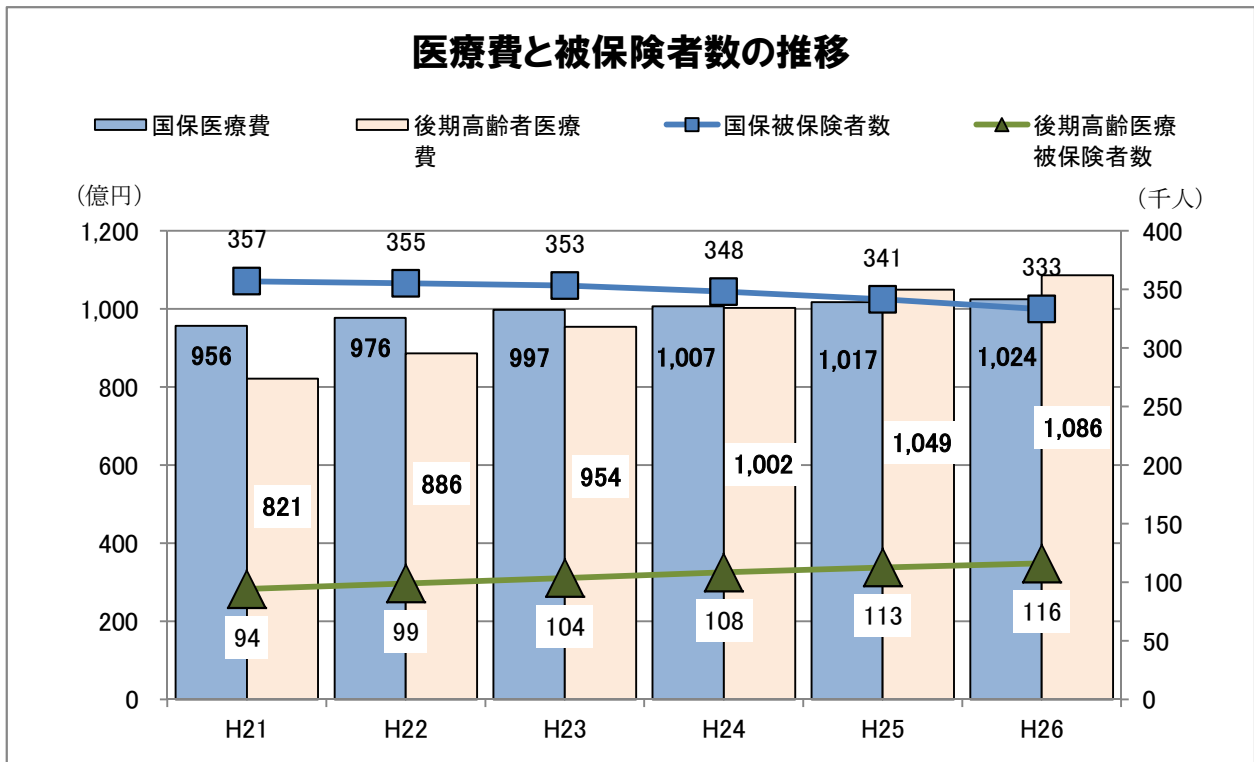
総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

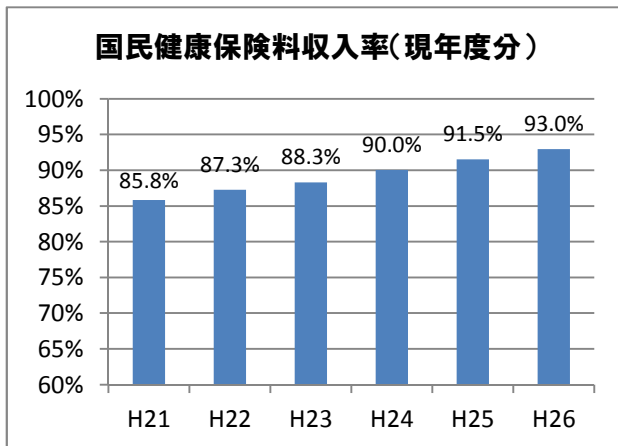
施策1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営

施策の概要

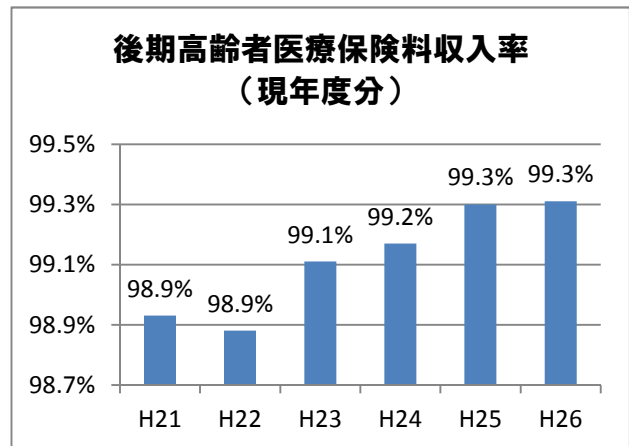
- ✓ 国民健康保険や後期高齢者医療制度については、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、医療費が増加傾向にあることから、特定健康診査・特定保健指導の実施や診療報酬明細書の点検など、医療費の適正化に取り組むとともに、保険料の収納対策を強化し、保険料収入率の向上や未納となっている保険料の縮減を図ることで、制度の安定的かつ持続的な運営を確保します。
- ✓ 障害者が安心して日々の生活を送れるように、重度障害者など医療費助成制度対象者への経済負担の軽減等の支援が求められる一方で、障害者の増加や多様化に対応した市の医療費助成制度のあり方が課題となっています。より多くの障害者の暮らしの安心を支えるため、受益と負担の適正化などを考慮しながら、持続可能で安定的な給付制度の構築を進めます。



資料：健康福祉局調べ



資料：健康福祉局調べ



資料：健康福祉局調べ

直接目標

- 信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
国民健康保険料収入率等 (健康福祉局調べ)	【現年度分】 92.96% 【収入未済額】 67億5,319万円 (平成26年度)	【現年度分】 93.8%以上 【収入未済額】 50億円以下 (平成29年度)	【現年度分】 94%以上 【収入未済額】 40億円以下 (平成33年度)	【現年度分】 94%以上 【収入未済額】 40億円以下 (平成37年度)
後期高齢者医療保険料収入率等 (健康福祉局調べ)	【現年度分】 99.31% 【収入未済額】 9,737万円 (平成26年度)	【現年度分】 99.45%以上 【収入未済額】 8,900万円以下 (平成29年度)	【現年度分】 99.45%以上 【収入未済額】 8,900万円以下 (平成33年度)	【現年度分】 99.45%以上 【収入未済額】 8,900万円以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
国民健康保険事業 国民健康保険事業を 安定的に運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険事業の安定的な運営 ●特定健康診査・特定保健指導の実施やレセプト点検等による医療費適正化の推進 ●被保険者資格の適用適正化の推進 ●医療保険制度改革・改正等への適切な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険事業の安定的な運営 ●特定健康診査・特定保健指導の実施やレセプト点検等による医療費適正化の推進 ●被保険者資格の適用適正化の推進 ●医療保険制度改革・改正等への適切な対応 (平成30年度：法改正に伴う国民健康保険財政運営の都道府県単位化等) 	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

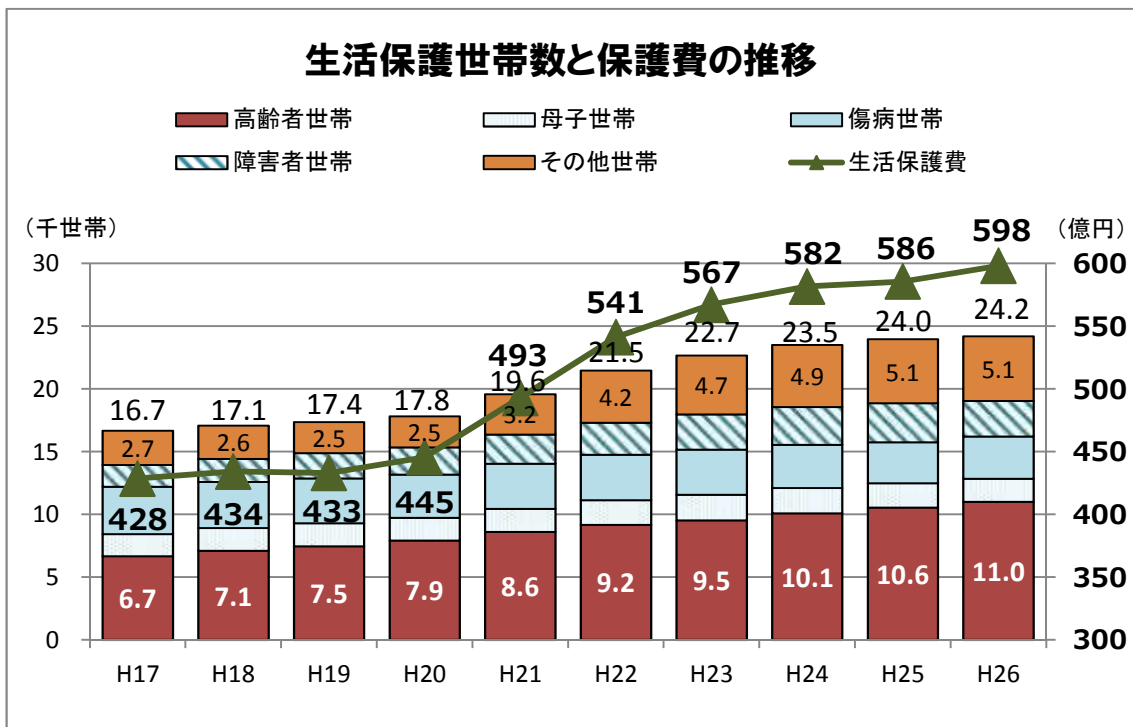
総論
10年戦略
基本政策1
基本政策2
基本政策3
基本政策4
基本政策5
区計画
資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
国民健康保険料等 収納業務 国民健康保険料の滞 納整理を強化し、収入 を確保するとともに、 収入未済額の縮減を 推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●法令に基づく適正賦課の実施 ●民間委託による全市域での訪問収納の実施など、保険料収納対策の推進 ●収納業務の適正な執行体制の構築に向けた検討 ●保険料負担の偏りを改善するための賦課方式・賦課割合等の見直しの実施（平成 26 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ●法令に基づく適正賦課の実施 ●民間活力の効率的な運用や口座振替納付の推奨等の実施 ●適正な執行体制の構築による効果的な収納業務の実施 	事業推進
後期高齢者医療事 業 75歳以上の高齢者等 に対し、広域連合によ る独立した医療制度 等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療事業の安定的な運営 ●後期高齢者医療保険料収納対策に係る実施計画に基づく、各種催告事務及び滞納処分等、収納対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療事業の安定的な運営 ●後期高齢者医療保険料収納対策に係る実施計画に基づく、各種催告事務及び滞納処分等、収納対策の実施 	事業推進
障害者等医療費支 給事業 医療費の一部を助成 し、重度障害者の保健 の向上及び福祉の増 進を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●重度障害者医療費の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ●重度障害者医療費の助成 	事業推進
成人ぜん息患者医 療費助成事業 成人の気管支ぜん息 患者に係る医療費の 一部を助成すること により、健康の回復と福 祉の増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●医療費自己負担の一部助成 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療費自己負担の一部助成 	事業推進

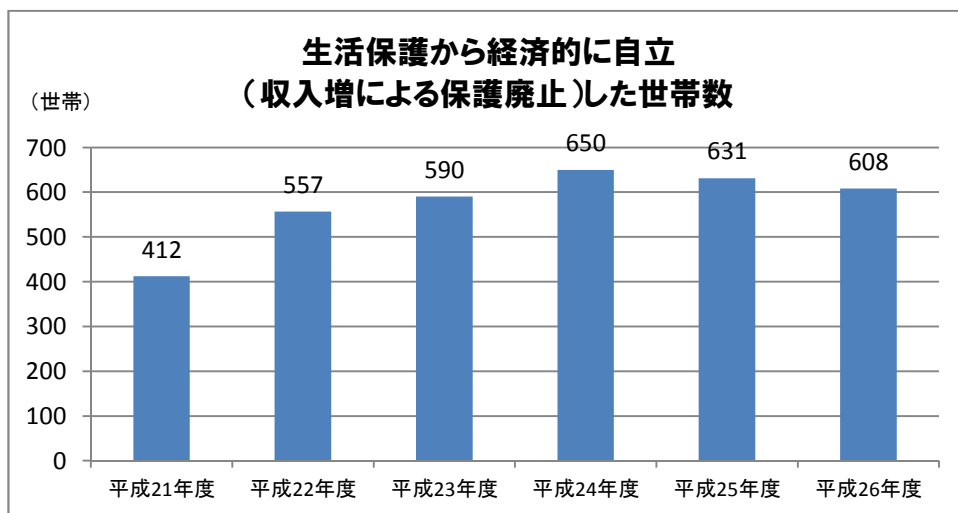
施策2 自立生活に向けた取組の推進

施策の概要

- ✓ 生活保護受給世帯の数が年々増加傾向にある中、セーフティネットとして持続可能な生活保護制度を維持するため、真に保護が必要な人に最低限度の生活を保障するとともに、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進します。
- ✓ 解雇や倒産による離職などにより、生活保護を受けることとなった方の自立を一人でも多く促す必要があることから、個々の能力を最大限に活かせるよう、雇用創出や就労支援の取組を進めるとともに、「貧困の連鎖」対策として、生活保護家庭等への学習支援による高等学校への進学を推進します。
- ✓ 生活保護に至る前の段階で、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却し、社会的経済的に自立ができるよう、「生活自立・仕事相談センター（だい）JOBセンター」において、相談者の状況に応じた就労・生活支援の取組を推進します。



資料：健康福祉局調べ



資料：健康福祉局調べ

直接目標

- 最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
生活保護から経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯の数（健康福祉局調べ）	608 世帯 (平成26年度)	650 世帯以上 (平成29年度)	650 世帯以上 (平成33年度)	650 世帯以上 (平成37年度)
学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率（健康福祉局調べ）	99% (平成26年度)	100% (平成29年度)	100% (平成33年度)	100% (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
生活保護自立支援対策事業 生活保護受給者への就労支援や生活保護家庭への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者への就労支援の実施 ●生活保護家庭等の中学生への学習支援の実施（中学3年生） 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者への就労支援の実施 ●生活保護家庭等の中学生への学習支援の中学1年生・2年生への拡充の検討 	事業推進
生活保護業務 経済的に困難な状況にある人に最低限度の生活を保障するため、生活保護業務を適正に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた支援を実施 ●漏給防止、濫給防止等による適正実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた、必要な治療行為や年金等の収入確保への支援の実施 ●必要な方に確実に支給されるよう漏給防止の取組、及び厳格な調査・判定により要件を欠く者には支給しない濫給防止の取組等による、適正実施の確保 	事業推進
生活困窮者自立支援事業 生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「だいJOBセンター」による、生活困窮者への就労・生活支援等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「だいJOBセンター」による、生活困窮者への就労・生活支援等の実施 	事業推進

政策1-6 市民の健康を守る

政策の方向性

- ✓ 高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。
- ✓ 地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合 (市民アンケート)	53.8%	60%以上

施策の体系

政策1-6 市民の健康を守る

施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化

施策1-6-2 信頼される市立病院の運営

施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

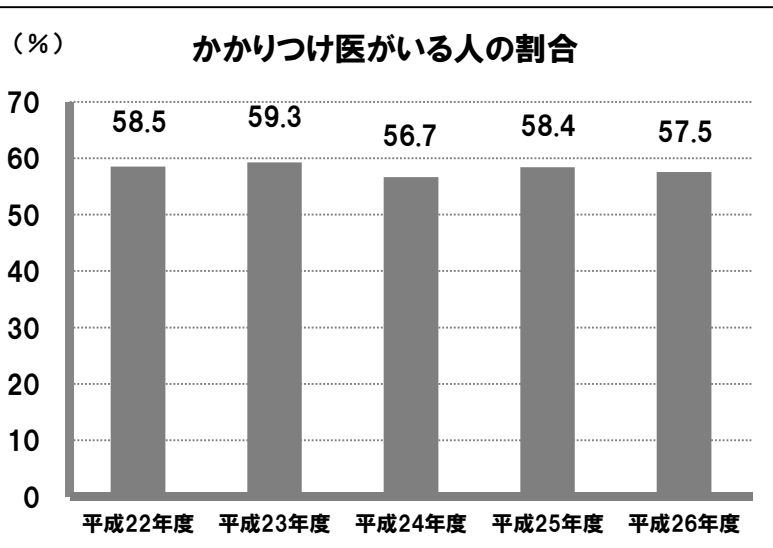
施策1 医療供給体制の充実・強化

施策の概要

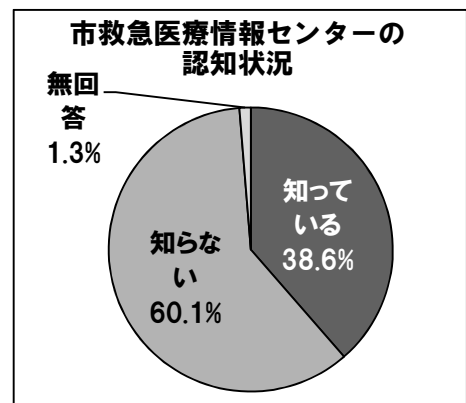
- ✓ 住み慣れた地域ですこやかに暮らせる医療環境の整備に向け、病院や診療所など地域の医療機関が機能を分担し、連携することで地域の医療供給体制の充実を図るとともに、誰にでも状況に応じた適切な医療が提供されるよう積極的な情報発信等に取り組みます。また、出産年齢の高齢化等により需要が見込まれる周産期医療及び小児救急医療体制を含めた、総合的な救急医療体制の充実を図ります。
- ✓ 大規模災害の発生時には、ひとりでも多くの市民の命を守るため、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することが必要です。川崎DMAT（災害医療派遣チーム）や災害時医療コーディネーターなどが、それぞれの役割の中で十分に機能を発揮できる災害時医療救護体制の構築に向けた取組を推進します。
- ✓ 医療技術の進歩による医療の高度化等に対応するため、資質の高い看護職員を養成するとともに、看護人材の市内医療機関への定着促進を図ります。
- ✓ 高齢化の進展に伴う人口構造の変化、在宅介護や単身世帯割合の増加等により、今後も救急需要の高まりが見込まれることから、高度な救急救命処置が行える救急救命士を養成し、病院に到着するまでの救護体制の確保を図るとともに、救急車の適正利用に向けた広報や救急隊の適正配置などを行い、救急搬送時間の短縮に取り組みます。



新生児集中治療管理室(NICU)の様子



資料：休日急患診療所患者統計



資料：平成22年度
かわさき市民アンケート報告書

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
かかりつけ医がいる人の割合 (休日急患診療所患者統計)	57.5% (平成26年度)	58%以上 (平成29年度)	59%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)
身近な地域の医療機関を受診する市民の割合 (平日日中の発熱等への対応) (市民アンケート)	86.9% (平成27年度)	87%以上 (平成29年度)	88%以上 (平成33年度)	90%以上 (平成37年度)
川崎DMAT(災害医療派遣チーム)の隊員養成研修修了累計者数 (3指定病院の合計) (健康福祉局調べ)	130人 (平成26年度)	170人以上 (平成29年度)	250人以上 (平成33年度)	350人以上 (平成37年度)
救急搬送者の医療機関までの平均搬送時間 【うち救急車の現場到着時間】 (消防局調べ)	42.6分 【8.4分】 (平成26年度)	42.6分以下 【8.4分以下】 (平成29年度)	42.6分以下 【8.4分以下】 (平成33年度)	40.0分以下 【8.0分以下】 (平成37年度)
市民の心肺蘇生実施率 (消防局調べ)	31.4% (平成26年度)	32.1%以上 (平成29年度)	33.0%以上 (平成33年度)	33.9%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域医療対策事業 地域医療審議会における審議等を通じて、病院と診療所等の機能分担による医療機関の連携を推進するなど、地域医療の充実に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域医療計画に基づく、地域医療環境の充実にに向けた取組の推進 ●地域医療審議会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●病床の機能別整備を進め、良好な医療供給体制を確保するなど、地域医療計画に基づく地域医療環境の充実にに向けた取組の推進 ●地域医療審議会の運営 	事業推進
災害時医療救護対策事業 災害発生時に、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、災害時の医療体制の整備に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●医療救護マニュアル改訂等、実効性のある災害時医療体制の整備 ●川崎DMAT隊員養成研修の実施(年1回) ●備蓄医薬品の更新・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内各病院の役割の明確化や、医療救護所の整備等について災害時医療コーディネーターと連携するなど、実効性のある災害時医療体制の整備 ●川崎DMAT隊員養成研修の実施(年1回) ●備蓄医薬品の更新・管理 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
救急医療体制確保対策事業 小児救急や周産期救急等の救急医療体制の安定した運営を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●救急病院に対する運営支援等、救急医療体制の充実に向けた取組の推進 ●総合（地域）周産期母子医療センターに係る補助金の交付等運営支援の実施 ●休日急患診療所の医師会による自主事業化に向けた取組の調整 ●歯科休日急患診療事業の運営支援を通じた、歯科救急医療に係る地域医療ニーズに対応するための歯科診療の提供 ●救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターの運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急病院に対する運営支援等、救急医療体制の充実に向けた取組の推進 ●総合（地域）周産期母子医療センターに係る補助金の交付等運営支援の実施 ●休日急患診療所の医師会による自主事業化（平成 29 年度）の実施 ●歯科休日急患診療事業の運営支援を通じた、歯科救急医療に係る地域医療ニーズに対応するための歯科診療の提供 ●医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターの運営 	事業推進
医務・薬務事業 医療機関及び薬局等の立入検査、監視、指導等を行うとともに、医療安全相談センターにおける苦情・相談に適切に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ●病院及び有床診療所等への立入検査の実施（平成 26 年度 41 回） ●医療安全相談センターにおける相談業務の実施 ●医療法等許認可事務及び事前相談業務の実施 ●薬局等に対する監視指導の実施及び苦情・相談対応 ●毒物及び劇物取締法関連施設に対する監視指導の実施（平成 26 年度 147 回） ●危険ドラッグに関する啓発等、薬物乱用防止活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●病院及び有床診療所等への立入検査の実施 ●医療安全相談センターにおける相談業務の実施 ●医療法等許認可事務及び事前相談業務の実施 ●薬局等に対する監視指導の実施及び苦情・相談対応 ●毒物及び劇物取締法関連施設に対する監視指導の実施 ●危険ドラッグに関する啓発等、薬物乱用防止活動の実施 	事業推進
看護師確保対策事業 民間養成施設への支援などを実施し、資質の高い看護職員の養成を支援するとともに、看護人材の市内医療施設への確保・定着を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師養成施設の運営支援 ●看護師等修学資金の貸与の実施 ●子育て中の看護師等が働きやすい職場環境をつくるための、病院内保育所の運営費補助の実施 ●看護師養成・確保の取組に係る課題整理 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師養成施設の運営支援 ●看護師等修学資金の貸与の実施 ●子育て中の看護師等が働きやすい職場環境をつくるための、病院内保育所の運営費補助の実施 ●市立看護短期大学及び川崎看護専門学校の今後のあり方の検討 	事業推進
救急活動事業 救急車の適正利用や市民の応急手当知識・技術の習得などにより、救命効果の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●救急受診ガイド等を活用した救急車の適正利用の推進 ●市民救命士の養成（平成 27 年度から民間活用を開始） 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急受診ガイド等を活用した救急車の適正利用の推進 ●民間活用による市民救命士の養成 	事業推進
救急隊整備事業 人口動態等を踏まえ救急隊を適正に配置し、現場到着時間の維持・短縮による救命効果の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●救急隊の増隊・27 隊目（平成 26 年度・栗木出張所を新設） 	<ul style="list-style-type: none"> ●人口動態等を踏まえ効率的・効果的な救急体制に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急隊の増隊・28 隊目（平成 30 年度・王禅寺出張所）

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
救急救命士養成事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 救急救命士の常時乗車体制を確保するとともに、より高度な救命処置ができる認定救急救命士を養成します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●救急救命士の常時乗車体制の運用 ●高度な救命処置が行える認定救急救命士などの養成 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急救命士の常時乗車体制の維持 ●高度な救命処置が行える認定救急救命士などの養成 	事業推進

- 総論
- 10年戦略
- 基本政策1**
- 基本政策2
- 基本政策3
- 基本政策4
- 基本政策5
- 区計画
- 資料編等

施策2 信頼される市立病院の運営

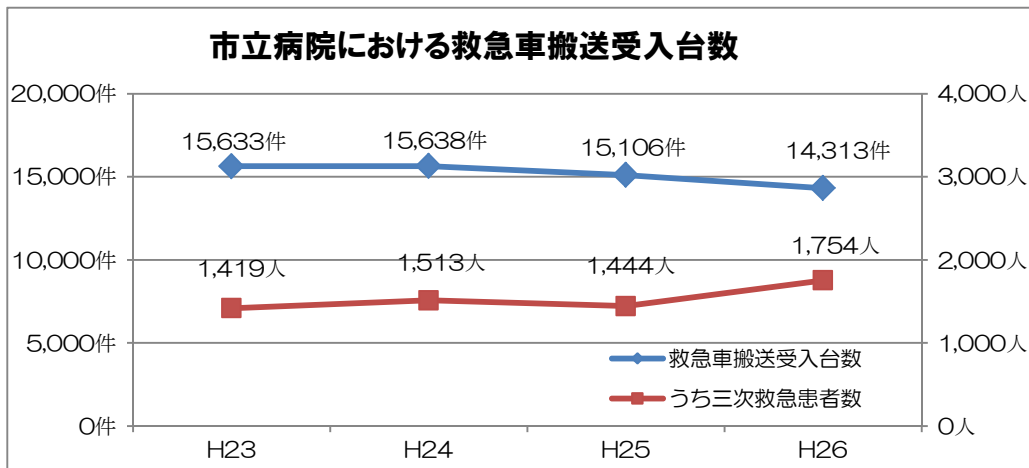
施策の概要

- ✓ 川崎病院は市の基幹病院として、また、井田病院及び多摩病院は地域の中核病院として高齢化の進展や慢性疾患の増加などの疾病構造の変化、医療の高度・専門化等への的確に対応し、市民が必要とする質の高い安全で安心な医療を、継続的かつ安定的に提供します。
- ✓ 今後増加が見込まれる救急搬送患者に対応するため、より効率的な受入体制の整備を進めます。また、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を視野に入れながら、地域の医療機関との機能分担や連携により、診療所等では提供が困難な高度な治療や検査、手術などの医療サービスを、迅速かつ確実に提供します。
- ✓ 整備から一定程度の時間が経過している川崎病院については、超高齢社会に向けた医療機能の強化・拡充など医療機能再編整備に向けた取組を進めます。
- ✓ 公立病院としての使命と役割を果たし、地域で必要な医療を継続的かつ安定的に提供していくため、医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保と育成に積極的に取り組むとともに、強固な経営基盤を確立し、より効率的な病院経営を推進します。

市立3病院の主な医療機能



市立病院における救急車搬送受入台数



資料：病院局調べ

直接目標

● 誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
入院患者満足度・ 外来患者満足度 (病院局調べ)※	入院 87.6% 外来 77.6% (平成27年度)	入院 90.0% 以上 外来 80.0% 以上 (平成29年度)	入院 90.0% 以上 外来 80.0% 以上 (平成33年度)	入院 90.0% 以上 外来 80.0% 以上 (平成37年度)

※ 現状値は速報値のため、「(仮称)新公立病院改革プラン」の策定にあわせて確定します。

※ その他の成果指標として、「病床利用率(一般病床)」「救急患者受入数」を設定しますが、「(仮称)新公立病院改革プラン」の策定に合わせて確定します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
川崎病院の運営 川崎病院の医療の質と患者サービスの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●高度・特殊・急性期医療の充実に向けた医療機能再編計画の検討 ●地域医療支援病院の承認及び県がん診療連携指定病院の指定に向けた検討、取組 ●市立川崎病院におけるスマート化の基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急やがん等の医療機能強化に向けた医療機能再編基本構想及び基本計画の策定 ●救命救急センターの安定的な運営及び体制強化に向けた検討 ●地域医療支援病院の承認及び地域医療連携の推進 ●県がん診療連携指定病院の指定に向けた取組の推進 ●中長期的な視点に立った計画的な施設の保全及びE S C O事業等の活用による省エネルギー設備への更新方法の検討等スマート化の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画に基づく取組の推進
井田病院の運営 井田病院の医療の質と患者サービスの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●救急医療の充実に向けた取組の推進 ●地域がん診療連携拠点病院としてのがん診療機能の強化 ●地域医療支援病院の承認に向けた取組の推進 ●再編整備第2期工事の完了(全面開院) ●第3期工事(立体駐車場等の整備)の推進 ●斜面防護工事の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急医療の充実に向けた取組の推進 ●地域がん診療連携拠点病院としてのがん診療機能の強化 ●地域医療支援病院の承認に向けた取組の推進 ●第3期工事(立体駐車場等の整備)の推進 ●立体駐車場の供用開始(平成28年度) ●斜面防護工事の推進 	事業推進
多摩病院の運営管理 指定管理者制度を活用した多摩病院の効率的な運営を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者制度を活用した効率的な病院運営の推進 ●外部有識者等第三者による病院の管理運営状況の適正な審議 ●市北部地域の中核病院として、救急及び急性期医療を中心とする良質な医療を安定的に提供する取組の推進 ●長寿命化に向けた適切な施設維持の実施、医療需要に基づく的確な医療機器更新の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者制度を活用した効率的な病院運営の推進 ●外部有識者等第三者による病院の管理運営状況の適正な審議 ●市北部地域の中核病院として、救急及び急性期医療を中心とする良質な医療を安定的に提供する取組の推進 ●長寿命化に向けた適切な施設維持の実施、医療需要に基づく的確な医療機器更新の推進 	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等



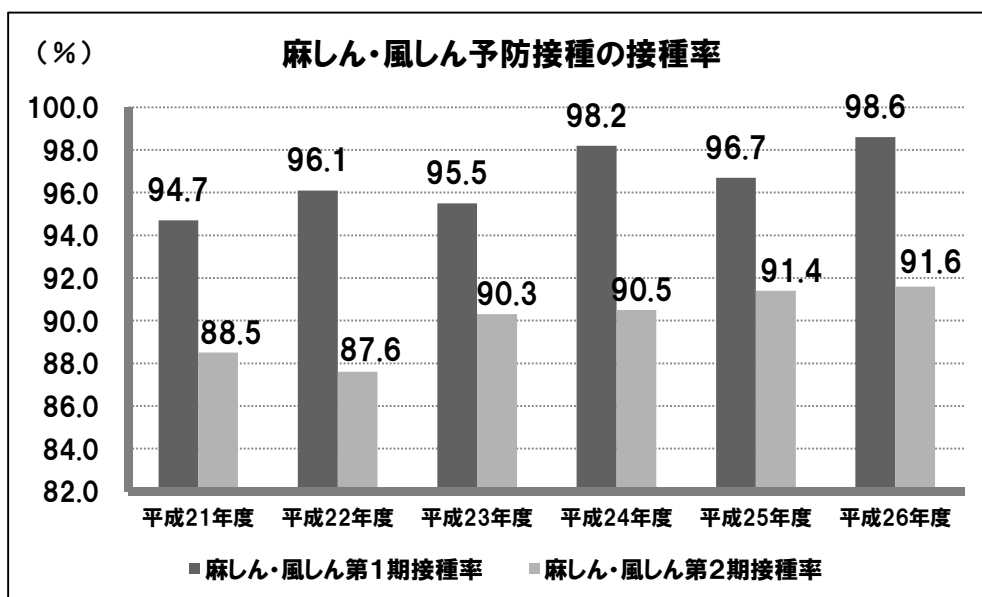
- 総論
- 10年戦略
- 基本政策1
- 基本政策2
- 基本政策3
- 基本政策4
- 基本政策5
- 区計画
- 資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
良質な医療の提供を担う人材の確保・育成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 質の高い安全で安心な医療サービスを継続的かつ安定的に提供するために必要な医療人材の確保・育成を行います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●医師・看護師等の人員体制の整備（井田病院全面開院に向けた医師・看護師等の増員） ●効果的な広報活動、柔軟な採用選考の実施及び多様な任用制度の活用による医療人材の確保 ●人材育成計画に基づく医療人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ●医師・看護師等の人員体制の検討（地域における医療需要や必要な医療機能を踏まえた医療提供体制の検討） ●効果的な広報活動、柔軟な採用選考の実施及び多様な任用制度の活用による医療人材の確保 ●人材育成計画に基づく各種研修の企画、実施及び受講支援など病院運営を担う医療人材の育成 	事業推進
経営健全化の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 市立病院の経営の健全化を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●新公立病院改革プラン（計画期間：平成 28～32年度）の策定 ●計画的・戦略的な設備・医療機器の整備検討 ●患者サービスの向上等に資するICTを活用した医療支援・医療連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●新公立病院改革プランに基づく安定的な病院運営及び経営の効率化の推進 ●計画的・戦略的な設備・医療機器の整備 ●患者サービスの向上等に資するICTを活用した医療支援・医療連携の推進 	事業推進

施策3 健康で快適な生活と環境の確保

施策の概要

- ✓ 国際化の進展等に伴いモノやヒトの流れが活発になる中、新型インフルエンザ等の感染症をはじめ、新たな感染症に対しても的確な対応を図る必要があります。このことから、各種予防接種の実施、発生状況に応じた医療提供体制の確保など、感染症の発生予防とまん延防止に向けた取組を推進します。
- ✓ 食品の安全性を確保し、市民の健康被害を防止するため、食品関係施設等に対する監視指導及び食品等の検査を実施するとともに、食品の製造工程管理の国際標準であるHACCP（ハサップ）の普及を推進します。
- ✓ 高齢化が進展する中、日常生活に支援を必要とする市民が増加する傾向にあることから、住まいをはじめとする生活環境を衛生的かつ快適に維持管理するための支援や、多くの市民が利用する理容所、美容所、クリーニング所などの環境衛生関係施設の監視指導を実施し、健康で快適な生活環境の確保に向けた取組を推進します。



資料：健康福祉局調べ

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

- 感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える

主な成果指標

名称 (指標の典拠)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
麻しん・風しん予防接種の接種率 (健康福祉局調べ) ※第1期：1歳の間 第2期：小学校入学前の1年間	第1期 98.6% 第2期 91.6% (平成26年度)	第1期 95% 以上 第2期 95% 以上 (平成29年度)	第1期 95% 以上 第2期 95% 以上 (平成33年度)	第1期 95% 以上 第2期 95% 以上 (平成37年度)
感染症予防(手洗い・咳エチケット)の実施率 (市民アンケート)	95% (平成27年度)	95% 以上 (平成29年度)	95% 以上 (平成33年度)	95% 以上 (平成37年度)
食中毒の発生件数 (健康福祉局調べ)	8件 (平成26年度)	8件 以下 (平成29年度)	8件 以下 (平成33年度)	8件 以下 (平成37年度)
「食中毒予防の3原則」の実施率 (市民アンケート)	86.8% (平成27年度)	87% 以上 (平成29年度)	88% 以上 (平成33年度)	90% 以上 (平成37年度)
衛生的な住環境に関する講習会の実施回数 (健康福祉局調べ)	95回 (平成26年度)	116回 以上 (平成29年度)	144回 以上 (平成33年度)	172回 以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
予防接種事業 感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく予防接種を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種の接種率の維持、向上 ●予防接種台帳管理システムの導入(平成27年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風、麻しん、風しん、結核等の予防接種の接種率の維持・向上 ●予防接種台帳管理システムを活用した受診勧奨等、受診率向上に向けた取組の推進 	事業推進
感染源対策事業 感染症の発生及びまん延を予防するため、新型インフルエンザ等感染症対策の推進及び市民等への普及啓発を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●薬品の備蓄、知識の普及等、新型インフルエンザ等感染症の発生に備えた対策の推進 ●感染症の患者発生動向の把握と情報提供 ●社会福祉施設等への感染症対策の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●薬品の備蓄、知識の普及等、新型インフルエンザ等感染症の発生に備えた対策の推進 ●感染症の患者発生動向の把握と情報提供 ●インフルエンザ、ノロウイルス等の集団感染を防ぐための、社会福祉施設等への衛生教育を実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
食品安全推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 飲食に起因する健康被害の発生防止を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●市食品衛生監視指導計画に基づく監視指導等の実施 ●HACCP（ハサップ）の普及に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市食品衛生監視指導計画に基づく監視指導等の実施 ●HACCP（ハサップ）の普及に向けた取組の実施 	事業推進
公衆衛生に関する試験検査等業務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 公衆衛生等に関する迅速・適正な試験検査を行うとともに、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●公衆衛生等に関する試験検査の迅速かつ適正な実施 ●公衆衛生上の課題解決に向けた調査研究の推進 ●感染症情報の迅速な収集・解析・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●公衆衛生等に関する試験検査の迅速かつ適正な実施 ●公衆衛生上の課題解決に向けた調査研究の推進 ●感染症情報の迅速な収集・解析・発信 	事業推進
動物愛護管理事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物が共生する社会の実現に取り組みます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●動物愛護フェア等による、動物愛護と適正飼養の普及啓発の推進 ●「ひと・どうぶつMIRAIプロジェクト」の取組開始 ●狂犬病予防接種促進等、動物由来感染症対策の強化 ●動物愛護センターの再編整備の推進（基本設計） 	<ul style="list-style-type: none"> ●動物愛護フェア等による、動物愛護と適正飼養の普及啓発活動の推進 ●多様な主体と連携した、いのちの教室の実施や、広報活動等による「ひと・どうぶつMIRAIプロジェクト」の取組推進 ●狂犬病予防接種促進等、動物由来感染症対策の強化 ●動物愛護センターの再編整備の推進（実施設計及び建設工事） 	●開設予定（平成30年度）
環境衛生事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 環境衛生関係施設の監視指導や自主管理の推進に取り組むとともに、衛生的な住まいに関する支援を実施し、健康で快適な生活環境を確保します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境衛生・水道衛生監視指導計画に基づく監視指導等の実施 ●衛生的な住環境に関する講習会の実施 ●施設訪問等による、環境衛生関係施設事業者・管理者の適正な自主管理の推進支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境衛生・水道衛生監視指導計画に基づく監視指導等の実施 ●衛生的な住環境に関する講習会の実施 ●施設訪問等による、環境衛生関係施設事業者・管理者の適正な自主管理の推進支援 	事業推進
葬祭場管理運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 人口の増加や年齢構成の変化により年々増加する火葬需要の増加に対し、衛生的かつ安定的な葬祭場運営を行います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●葬祭場の安定的な運営 ●かわさき北部斎苑大規模改修工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●葬祭場の安定的な運営 ●かわさき北部斎苑大規模改修工事の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

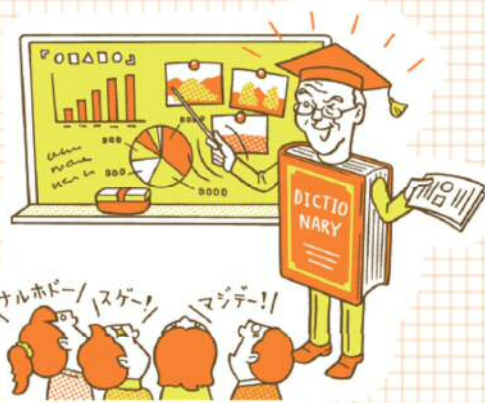
資料編等

子どもを安心して 育てることのできる ふるさとづくり



子育ても、まちぐるみなら安心!

「子育てするなら川崎!」と思ってもらえるような、安心して子育てできる環境づくりを進めます。



頼りにされるという、生きがい。

いつまでも学びたいという気持ちや生きがいを応援するためのネットワークをつくります。



夢に向かって、ひとっ飛び!

夢に向かって歩き出す、子どもたちの未来を拓く学びを応援します。

未来のための「新たな総合計画」策定中。

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

基本 政策2

子どもを安心して育てること のできるふるさとづくり

- 子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。
- また未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。
- さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます。

政策の体系

基本政策2 子どもを安心して育てることができるふるさとづくり

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

政策2-2 未来を担う人材を育成する

政策2-3 生涯を通じて学び成長する

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

政策の方向性

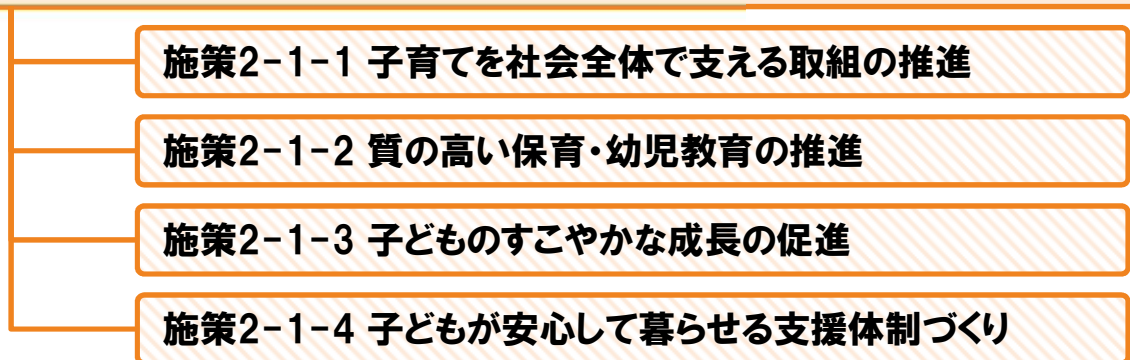
- ✓ 本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
子育て環境の整ったまちだと思える市民の割合 (市民アンケート)	26.9%	35%以上

施策の体系

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる



総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

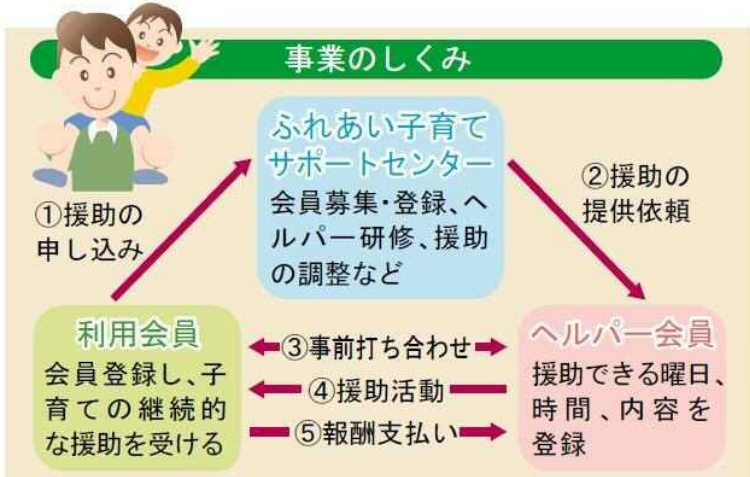
施策の概要

- ✓ 子育ての第一義的責任は家庭にあります。核家族化の進展などから、子育てに負担感・不安感を持つ家庭は増えており、地域や社会が親子に寄り添い、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、在宅で子育てをする家庭への情報提供や相談支援など、地域における子ども・子育て支援の取組を推進します。
- ✓ 社会経済状況や若い世代の子育てに関する意識の変化から、子育てに経済的な負担を感じる家庭は多いことから、児童手当や医療費助成など、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図りながら、一人ひとりの子どものすこやかな成長と発達を支援します。

地域子育て支援センターとは……

0歳から就学前の子どもと保護者が、いつでも気軽に立ち寄って遊べ、子育て中のママ・パパ同士でおしゃべりをしたり、のんびり過ごせる場所で、子育てをサポートする専任スタッフもいます。

ふれあい子育てサポート事業のしくみ



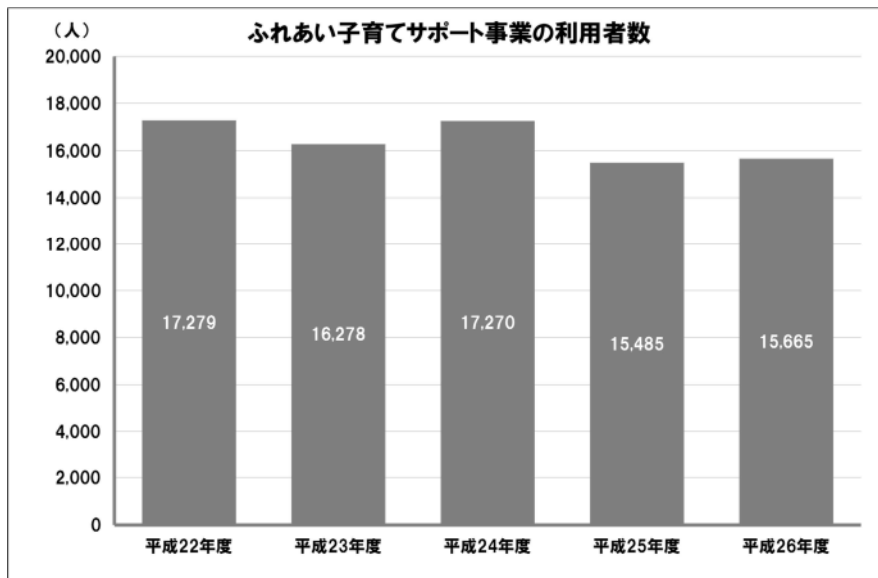
親子の交流の輪



専門スタッフによる相談



ふれあい子育てサポート事業の様子



資料:こども本部調べ

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

- 地域で子育てを支えるしくみをつくる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
ふれあい子育てサポートセンターの利用者数 (こども本部調べ)	15,665 人 (平成26年度)	16,300 人以上 (平成29年度)	16,600 人以上 (平成33年度)	16,600 人以上 (平成37年度)

※ その他の成果指標として、「地域子育て支援センター利用者の満足度」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域における子育て支援の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援事業等の実施 (53 か所) ●ふれあい子育てサポート事業の実施 (利用人数 15,665 人) ●「子どもの未来応援プラン」の策定及び計画に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援事業等の充実に向けた取組の実施 ●ふれあい子育てサポート事業の利用促進に向けた取組の実施 ●「子どもの未来応援プラン」に基づく取組の推進及び中間評価と計画の検証の実施 	事業推進
小児医療費助成事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 子どもにかかる医療費の一部を助成することにより、子どもの健康保持や健全な育成を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●通院医療費助成対象年齢の引上げの実施 (小学校1年生 ⇒2年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ●通院医療費助成対象年齢の引上げの実施 (平成28年4月から小学校2年生⇒3年生) ●平成29年4月からの小学校6年生までの通院医療費助成対象年齢の引上げに向けた検討・実施 	事業推進
児童手当等支給事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どものすこやかな成長と発達を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者への児童手当の支給 	事業推進
児童福祉施設等の指導・監査 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 施設の増加や多様な運営主体の参入など、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質の確保に向け、適切な指導・監査を実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

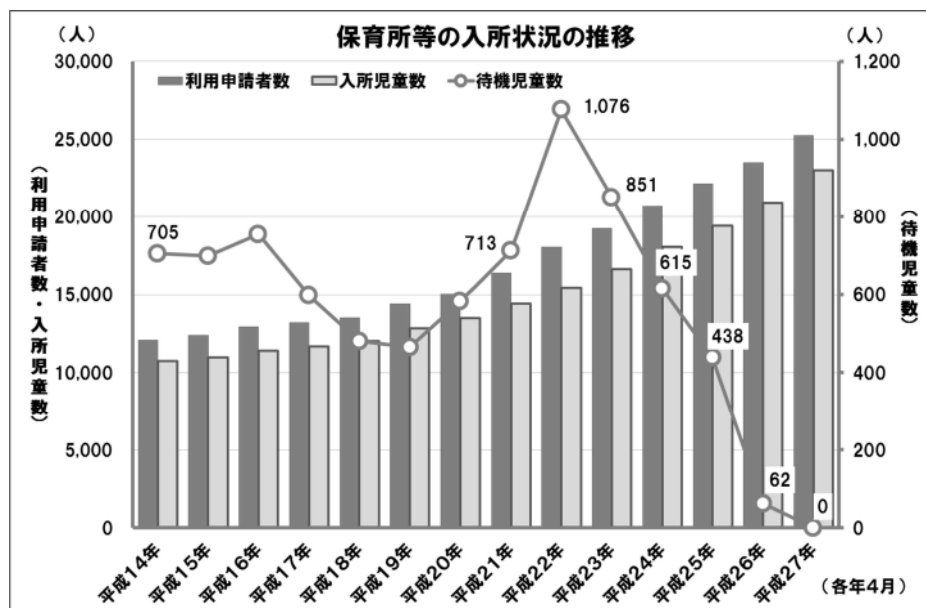
区計画

資料編等

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

施策の概要

- ✓ 就労の多様化や育児休業制度の定着に伴う共働き世帯の増加などにより、保育ニーズが年々高まっていることから、引き続き民間の多様な運営主体の参画の促進を図りながら、地域の保育需要にあった認可保育所の整備や認可外保育施設等への支援を進めるとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。
- ✓ 子育て家庭のニーズの多様化に伴い、多様な運営主体が保育所、認定こども園、幼稚園などで、教育・保育サービスを提供していることから、子育て家庭が安心して子どもを預け、子どもが生活や遊びの体験を通して、すこやかに成長していくため、保育士の人材確保や幼稚園における預かり保育の充実など、保育サービスの質の向上や幼児教育の推進を図ります。
- ✓ 保育受入枠の拡大に伴って保育所の運営費が増加していることや、認可保育所に入所している児童と入所していない児童との一人あたりの市費負担の公平性の観点から、本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や、国の制度改正、他都市における状況等にも留意し、保育サービスの受益と負担の適正化を図ります。



資料:こども本部調べ



夏のプール遊び



みんなで基地づくりする園児たち

直接目標

- 子どもを安心して預けられる環境を整える

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
待機児童数 (こども本部調べ)	0人 (平成27年4月)	0人 (平成29年4月)	0人 (平成33年4月)	0人 (平成37年4月)

※ その他の成果指標として、「保育所等における利用者の満足度」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
待機児童対策事業 当面の人口増に対応した保育ニーズの高まりや待機児童解消への期待からの新たな保育需要に対応するため、待機児童対策を継続して推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●区におけるきめ細かな保育所入所相談・コーディネートの実施 ●横浜市との協定に基づく川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進 ●横浜市との協定に基づく認可保育所の共同整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●区における保育所入所相談・コーディネート機能の充実 ●協定に基づく川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進 ●協定に基づき共同整備した認可保育所の開所 (平成28年4月に幸区内に開所 定員数：90人) 	事業推進
認可保育所整備事業 高まる保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●認可保育所の整備の推進 (平成27年4月の認可保育所数：271園 定員数：22,340人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●認可保育所における保育受入枠の拡大 (平成28年4月の認可保育所の定員数：23,945人) (平成29年4月の認可保育所の定員数：25,390人) 	事業推進
民間保育所運営事業 長時間延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所の運営 (平成27年4月の民間保育所数：222園 定員数：17,515人 入所児童数：17,577人) ●地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育）の推進 (平成27年4月の定員数：364人 入所児童数：325人) ●一時保育の実施 (62か所) ●病児・病後児保育事業の実施（5か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所における受入児童数の拡大 (平成28年4月の民間保育数：249園 定員数：19,515人) ●地域型保育事業における受入児童数の拡大 (平成28年4月の定員数：524人) ●一時保育の拡大 ●病気の回復期に至っていない病児を対象とした保育事業の拡大（2か所の拡大） ●病気の回復期にあるものの保育園等には通園できない児童を対象とした病後児保育事業の病児保育事業への転換の促進 	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
公立保育所運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 保育の質の向上に向け、民間保育所への支援機能を強化するとともに、在宅で子育てする家庭への支援機能を充実します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所の運営 ●公立保育所の民営化の推進 (平成 27 年度：3 園) ●公民保育所職員研修の実施 (平成 26 年度：25 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所の老朽化対策の推進 ●公立保育所の民営化の推進 (各年度：4～5 園) ●公民保育所職員研修の実施 	事業推進
認可外保育施設支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 待機児童対策として、認可外保育施設等への支援を拡充することにより、安定的な保育受入枠の確保を図るとともに、保育の質の向上を図りながら認可化を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者への保育料補助の実施 ●認可外保育施設等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎認定保育園 (平成 27 年度：126 園 受入児童数：3,829 人) ・おなかま保育室 (平成 27 年度：8 施設 受入児童数：177 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者への保育料補助の継続実施 ●川崎認定保育園及びおなかま保育室の認可化の推進 ●川崎認定保育園及びおなかま保育室による児童の受入の促進 (平成 28 年度受入児童数：4,310 人) 	事業推進
幼児教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、認定こども園への移行促進や幼稚園における一時預かり事業を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者への保育料補助の実施 ●一時預かり事業の推進 (平成 27 年度：12 園 受入児童数：22,794 人) ●認定こども園への移行 (平成 27 年度：2 園) 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者への保育料補助の継続実施 ●一時預かり事業の推進 (平成 28 年度実施園数：27 園) ●認定こども園への移行の促進 (平成 28 年度施設数 3 園) 	事業推進
保育士確保対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 保育受入枠の拡大に合わせ、保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術等の習得に向けた研修等を実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「かながわ保育士・保育所支援センター」(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の共同事業)の運営 ●保育士就職相談会の実施 (平成 26 年度：2 回) ●保育士宿舍借り上げ事業の実施の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による保育士確保策の推進 ●保育士就職相談会の実施 ●保育士宿舍借り上げ事業の実施 	事業推進
保育料対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 保育料を滞納している世帯に対し、納付指導、督促を徹底するとともに、保育サービスの受益と負担の適正化に向けた取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●保育料収納対策の強化の取組の実施 (平成 26 年度収納率：97.4%) ●保育料等の負担のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育料収納対策の強化の取組の実施 (平成 29 年度収納率目標：97.6%) ●保育料等の負担のあり方の検討結果に基づく取組の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

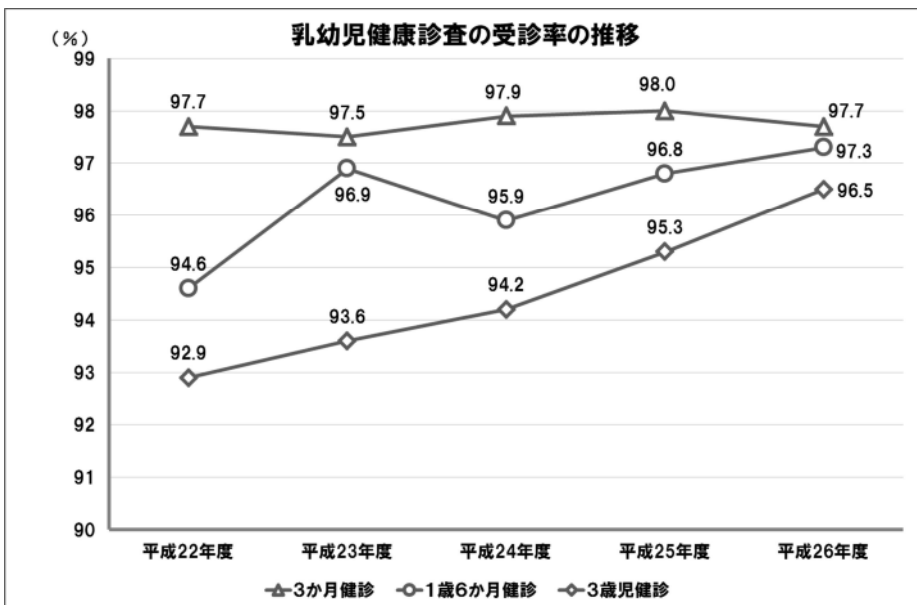
区計画

資料編等

施策3 子どものすこやかな成長の促進

施策の概要

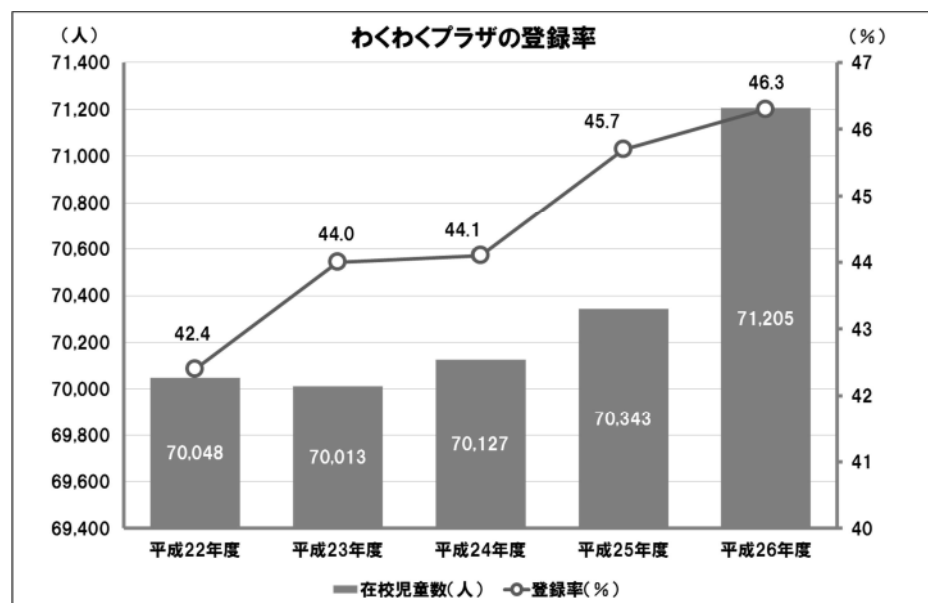
- ✓ 急速な少子化が進行する中、親と子がよりよい関係を構築することで、親も成長し、子どもは愛着を感じ、生きる力を育むことができるよう、安心して妊娠・出産・育児ができる親と子の健康づくりを推進するとともに、川崎で子育てをしたいと実感できる取組を進めます。
- ✓ 子どもを取り巻く家庭や地域の環境が変化する中、子どもが将来に夢を抱き、他者を思いやる意識を持って、社会で自立して幸せに生きていけるよう、家庭・地域・行政が連携し、地域の大人と子どもが交流しながら主体的に活動できる地域の拠点づくりを進めます。
- ✓ 子どもが遊びや学びを通じて、発達・成長段階に応じた主体的な活動ができるよう、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごす場として「わくわくプラザ」が、学校や地域と連携しながら、将来の担い手となる子どもの教育や健全育成を推進します。



資料:こども本部調べ



乳幼児健診



資料:こども本部調べ

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

● 子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
乳幼児健診の平均受診率 (こども本部調べ)	97.2% (平成26年度)	97.3%以上 (平成29年度)	97.3%以上 (平成33年度)	97.4%以上 (平成37年度)
わくわくプラザの登録率 (こども本部調べ)	45.7% (平成26年度)	47%以上 (平成29年度)	49%以上 (平成33年度)	51%以上 (平成37年度)

※ その他の成果指標として、「子育てが楽しいと思う人の割合」、「わくわくプラザの利用者の満足度」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
妊婦・乳幼児健康診 査事業 妊娠・出産を安全・安心に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●不妊特定治療の相談及び治療費の一部助成の実施 ●妊産婦健康診査の費用の一部助成の実施 ●乳幼児健康診査の再構築及び実施 (3か月、1歳6か月、3歳児は各区で健診) (7か月、10か月、4歳、5歳児は医療機関で健診) ●母子保健情報の電子化に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ●不妊特定治療の相談及び治療費の一部助成の実施 ●妊産婦健康診査の費用の一部助成の実施 ●再構築後の乳幼児健康診査の実施 (1歳6か月、3歳6か月児は各区で健診) (3か月、7か月、5歳児は医療機関で健診) ●母子保健システム(母子保健情報の電子化)の稼働 	事業推進
母子保健指導・相談 事業 思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●思春期の心と身体の健康教育の実施 ●各区における母子健康手帳の交付・相談の実施 ●各区における両親学級等の開催による出産・育児支援の実施 ●新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施 ●産後ケア事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●思春期の心と身体の健康教育の実施 ●各区における母子健康手帳の交付・相談の実施 ●各区における両親学級等の開催による出産・育児支援の実施 ●新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施 ●産後ケア事業の実施 	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
青少年活動推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 地域の中で、青少年の健全育成を推進するため、青少年指導員による活動を支援するとともに、子ども会をはじめとした青少年関係団体と連携した取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域巡回パトロールなどの青少年指導員活動への支援 ●子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト・海洋少年団等の青少年関係団体と連携した青少年育成指導者養成や青少年活動の推進 ●青少年功労者表彰の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域巡回パトロールなどの青少年指導員活動への支援 ●子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト・海洋少年団等の青少年関係団体と連携した青少年育成指導者養成や青少年活動の推進 ●青少年功労者表彰の実施 	事業推進
こども文化センター一運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の地域拠点としての活用を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「こども文化センター」の運営（59 か所 平成 26 年度利用人数：1,883,848 人） ●「こども文化センター」の今後のあり方等の検討 ●多世代の交流促進に向けた、老人いこいの家との連携モデル事業の実施（藤崎・子母口） ●小杉こども文化センターの移転整備に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●「こども文化センター」における青少年の健全育成事業の実施 ●「こども文化センター」の今後のあり方等の検討及び検討結果に基づく取組の推進 ●多世代の交流促進に向けた、老人いこいの家との連携モデル事業の実施及び検証（各区） ●小杉こども文化センターの整備 	●小杉こども文化センターの完成（平成 31 年度完成予定）
わくわくプラザ事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●わくわくプラザ事業の実施（小学校 113 校内 平成 26 年度利用人数：1,877,880 人） ●子育て支援わくわくプラザ事業の実施 ●わくわくプラザ事業の今後のあり方等の検討 ●プラザ室の維持・補修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●わくわくプラザ事業の実施 ●子育て支援わくわくプラザ事業の実施 ●わくわくプラザ事業の今後のあり方等の検討及び検討結果に基づく取組の推進 ●プラザ室の計画的な維持・補修の実施 	事業推進
青少年教育施設の管理運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「ハヶ岳少年自然の家」における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動探求野外観察などの実施（平成 26 年度利用人数：99,126 人） ●「黒川青少年野外活動センター」におけるキャンプや野外自然観察活動の実施（平成 26 年度利用人数：29,386 人） ●「子ども夢パーク」における子どもを対象とした文化・芸術・スポーツ等の各種講座等の開催（平成 26 年度利用人数：91,437 人） ●「青少年の家」における団体宿泊研修の実施（平成 26 年度利用人数：40,592 人） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ハヶ岳少年自然の家」における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動探求野外観察などの実施 ●「黒川青少年野外活動センター」におけるキャンプや野外自然観察活動の実施 ●「子ども夢パーク」における子どもを対象とした文化・芸術・スポーツ等の各種講座等の開催 ●「青少年の家」における団体宿泊研修の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

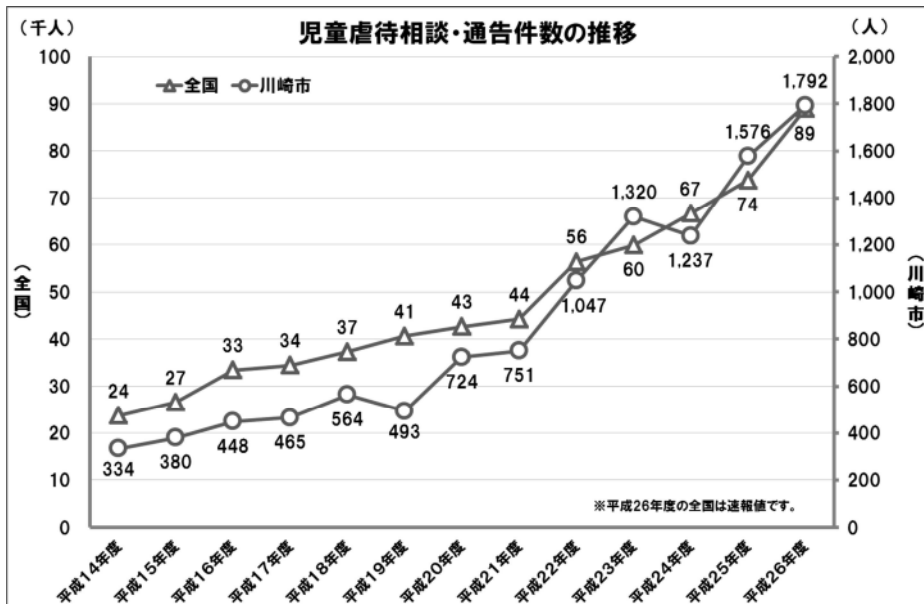
区計画

資料編等

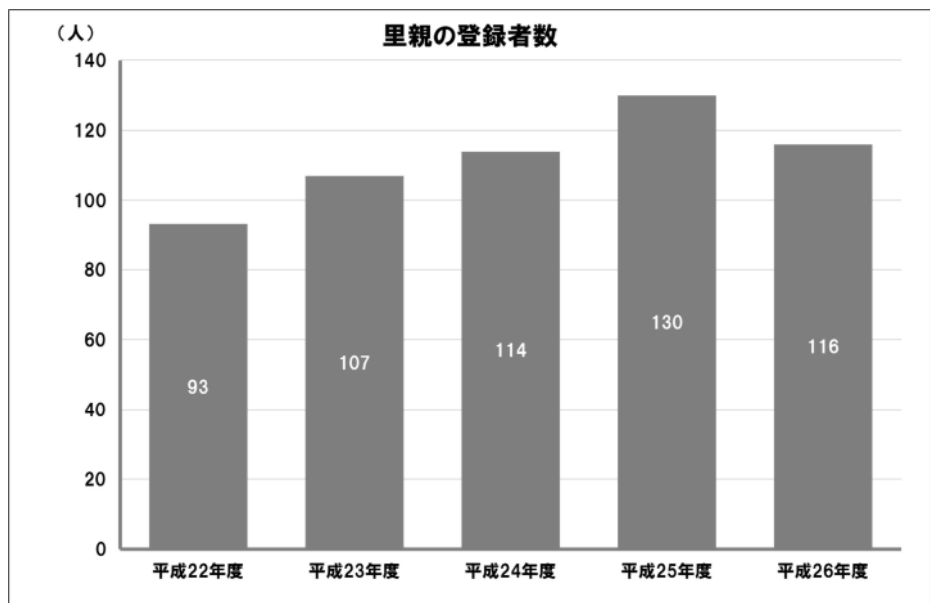
施策4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

施策の概要

- ✓ 子育ての不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、児童虐待の相談・通告件数や子どもの発達状況などに不安を抱える家庭は増加傾向にあることから、児童虐待の未然防止や支援が必要な家庭・子どもに対する専門的な支援を充実します。
- ✓ 子どもたちが豊かな子ども時代を過ごすためには、子どもの権利が保障され、安全・安心して生活できることが必要です。やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもたちを社会全体で支え、より家庭に近い養育環境のもとで生活することができるよう里親制度の拡充や児童養護施設の運営など、社会的養護の充実に向けた取組を進めます。
- ✓ 子どもが目的意識や達成感を感じる機会がないまま困難な状況に陥ることで、ニートやひきこもりなど支援が必要な子ども・若者が増えていることから、成年期までの切れ目ない支援と働く喜びが実感できる取組を推進します。



資料:こども本部調べ



資料:こども本部調べ

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

● 子どもが安心して育つしくみをつくる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
里親の登録者数 (こども本部調べ)	116人 (平成27年度)	118人以上 (平成29年度)	122人以上 (平成33年度)	126人以上 (平成37年度)

※ その他の成果指標として、「地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に向けた子育て支援や専門的な支援の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら地域の支援体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待防止センターによる電話相談の実施 ●オレンジリボンキャンペーンの実施 ●要保護児童対策協議会の運営体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待防止センターによる電話相談の実施 ●オレンジリボンキャンペーンの実施 ●各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議における要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の充実 	事業推進
児童相談所運営事業 増加する児童虐待や複雑・多様化する児童家庭相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ●要保護児童の一時保護及び児童養護施設への措置 ●各区役所と連携したハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ●要保護児童の一時保護及び児童養護施設への措置 ●各区役所と連携したハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進 	事業推進
里親制度推進事業 家庭で養育が困難な児童を家庭的な雰囲気の中で養育するため、里親制度の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●里親制度の普及・啓発活動の推進 ●里親養育技術の向上のための研修会等の実施(平成26年度：2回) ●ふるさと里親事業の実施 ●NPO法人等が行う里親支援機関事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●里親制度の普及・啓発活動の推進 ●里親養育技術の向上のための研修会等の実施 ●ふるさと里親事業の実施 ●NPO法人等が行う里親支援機関事業の実施 	事業推進
児童養護施設等運営事業 児童養護施設における要保護児童の処遇向上に向け、家庭的養護の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児院の運営(市内2か所) ●児童養護施設の運営(市内4か所) ●こども心理ケアセンターの開設 ●児童ファミリーグループホームの運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児院における社会的養護の推進 ●児童養護施設による社会的養護の推進 ●こども心理ケアセンターにおける心理的ケア等を必要とする児童への支援 ●児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

- 総論
- 10年戦略
- 基本政策1
- 基本政策2
- 基本政策3
- 基本政策4
- 基本政策5
- 区計画
- 資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
ひとり親家庭の生活支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ひとり親家庭に対して、日常生活の相談支援や就業相談支援など安心して自立した家庭生活が送れるよう取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当の支給 ●母子・父子福祉センターの運営 ●ひとり親家庭への資格取得支援の実施 ●ひとり親家庭への日常生活支援の実施 ●今後のひとり親施策のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者への児童扶養手当の支給 ●母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施 ●ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の支給 ●ひとり親家庭への日常生活支援の実施 ●今後のひとり親施策のあり方の検討及び検討結果に基づく取組の推進 	事業推進
女性保護事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援に取り組めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 ●DV被害者等への相談・支援の充実に向けたDVセンター機能の拡充の検討 ●DV被害者等の緊急一時保護の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 ●各区におけるDV被害者等への相談・支援の充実に向けたDVセンター機能の拡充 ●DV被害者等の緊急一時保護の実施 	事業推進
子ども・若者支援推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 子ども・若者が自立して、社会生活を営むことができるよう、困難な状況にある子どもや家庭への支援に取り組めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●(仮称)子ども・若者ビジョンの策定 ●ひきこもり等児童福祉事業の実施 ●児童家庭支援センターの運営(4か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●(仮称)子ども・若者ビジョンに基づく取組の推進 ●ひきこもり等児童福祉事業の実施 ●地域における身近な相談・支援の充実(平成28年度:2か所増) 	事業推進

みんなで取り組もう 私たちができること ～ 市民から市民へのメッセージ ～

「次代を担う子どもを安心して育てることのできるまちづくり」

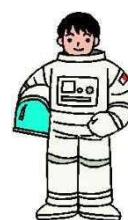
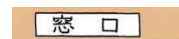
背景

全国的に少子化が進展する中で、川崎市の出生数は近年横ばい傾向にあるものの合計特殊出生率は国の平均より低い水準にとどまっています。また、市外からの転入者が多い特徴を持っています。子どもを産み育てやすいまちをつくるためには、保育サービスの拡充や教育の充実などが求められており、核家族化や地域のつながりの希薄化による子育ての孤立感・負担感の高まりなど、多くの課題があり、行政による直接的なサービスの提供に加えて、地域で子育てや教育を支えていくしくみづくりが必要です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- 家庭や地域でさまざまな人材が関わりながら、子どもたちを孤立させないことが大切です。
「伴走者」として、子どもたちの成長（学習・自尊心・好奇心・集中力・コミュニケーション力・自立など）を地域でしっかり支える環境をつくりましょう。
- 気軽に相談できる親どうし・子どもどうしのネットワークをつくりましょう。
- 川崎の子育て・教育のサービスについて、良く知り、かしこく活用しましょう。
- 地域でのさまざまな職業の達人と交流し、子どもに働く喜びや価値観をリアルに感じてもらいましょう。



川崎市総合計画市民検討会議より

政策2-2 未来を担う人材を育成する

政策の方向性

- ✓ 若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。
- ✓ こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。
- ✓ また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童の割合 (小学校6年生、平成26年度全国学力・学習状況調査)	85.1%	90%以上
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した生徒の割合 (中学校3年生、平成26年度全国学力・学習状況調査)	69.7%	75%以上

施策の体系

政策2-2 未来を担う人材を育成する

施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

施策2-2-3 安全で快適な教育環境の整備

施策2-2-4 学校の教育力の向上

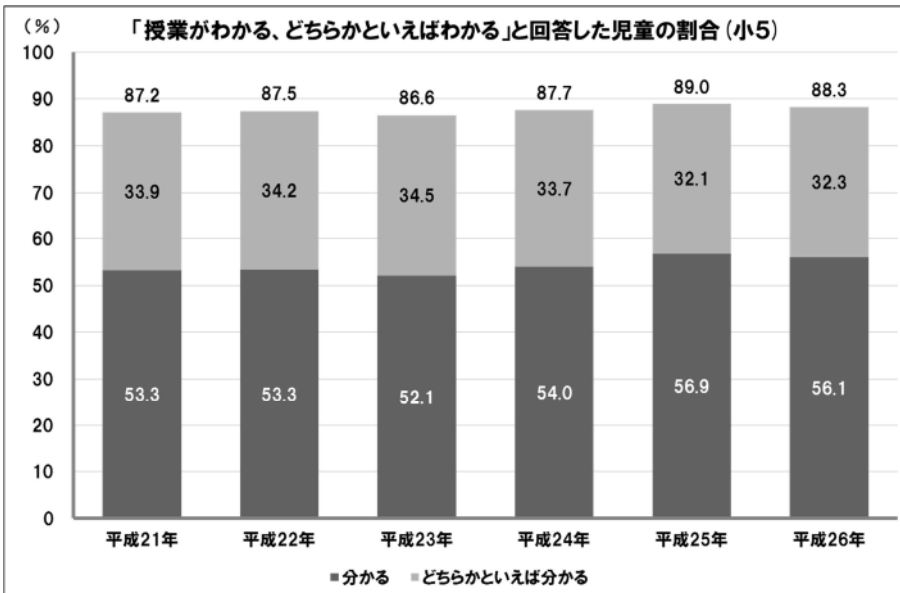
総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

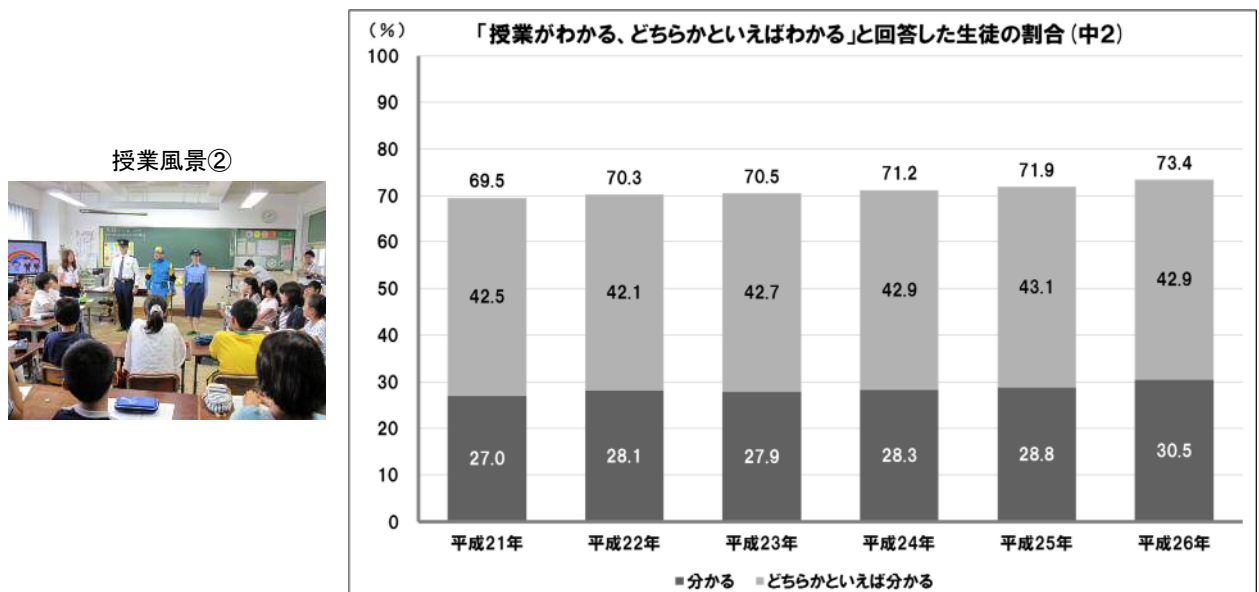
施策の概要

- ✓ 子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達段階に応じて計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」を進めます。
- ✓ 義務教育9年間の内容は、本来すべての子どもたちが身に付けなくてはならないものです。また、学習指導要領のめざす「生きる力」は、生涯にわたる学びや暮らしのための基礎となる力でもあります。子どもたちの「生きる力」を伸ばしていくため、一人ひとりの「分かる実感」を大切にするなど、学ぶ意欲や態度を育むことを大切にしながら、「確かな学力」を育みます。
- ✓ 読書活動や音楽活動等を通じた「豊かな心」の育成や、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験による体力の向上、川崎らしい中学校完全給食の導入など、「すこやかな心身」の育成に取り組みます。



※国語、算数、理科、社会の平均値

資料：市学習状況調査



※国語、数学、社会、理科、英語の平均値

資料：市学習状況調査

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

- すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国・学力学習状況調査)	75.9% (平成26年度:小6)	77.0%以上 (平成29年度:小6)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	
	66.7% (平成26年度:中3)	68.0%以上 (平成29年度:中3)		
「授業が分かる、どちらかといえば分かる」と回答した児童生徒の割合 (市学習状況調査)	88.3% (平成26年度:小5)	90.0%以上 (平成29年度:小5)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	
	73.4% (平成26年度:中2)	75.0%以上 (平成29年度:中2)		
体力テストの結果 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査) ※神奈川県の前年度値を100とした際の本市の割合	99.7 (平成26年度:小5男)	100 以上 (平成29年度:小5男)	100 以上 (平成33年度:小5男)	100 以上 (平成37年度:小5男)
	99.4 (平成26年度:小5女)	100 以上 (平成29年度:小5女)	100 以上 (平成33年度:小5女)	100 以上 (平成37年度:小5女)
	92.9 (平成26年度:中2男)	100 以上 (平成29年度:中2男)	100 以上 (平成33年度:中2男)	100 以上 (平成37年度:中2男)
	94.5 (平成26年度:中2女)	100 以上 (平成29年度:中2女)	100 以上 (平成33年度:中2女)	100 以上 (平成37年度:中2女)

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
キャリア在り方生き方教育推進事業 将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を平成28年度から全校で実践するため、手引きの配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●手引を活用した各学校の実践の支援 ●「キャリア在り方生き方ノート」の作成・配布・活用 ●「キャリア在り方生き方ノート教師用指導資料」作成・配布 ●モデル校での先進的な実践の支援と検証 ●保護者への啓発用リーフレットの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●手引を活用した各学校の実践の支援 ●「キャリア在り方生き方ノート」の作成・配布・活用 ●「キャリア在り方生き方ノート教師用指導資料」作成・配布 ●モデル校での先進的な実践の支援と検証 ●保護者への啓発用リーフレットの作成・配布 	事業推進

総論
10年戦略
基本政策1
基本政策2
基本政策3
基本政策4
基本政策5
区計画
資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
学力調査・授業改善研究事業 学力の状況を的確に把握するために、調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市学習状況調査・市学習診断テストの実施（小5、中1～中3）及び結果の個票配布（小5、中2） ●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における結果報告書の作成・数値目標の設定等による授業改善の推進 ●学習指導要領実践事例集の作成と配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●市学習状況調査・市学習診断テストの実施（小5、中1～中3）及び結果の個票配布（小5、中2） ●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における結果報告書の作成・数値目標の設定等による授業改善の推進 ●学習指導要領実践事例集の作成と配布 	事業推進
きめ細やかな指導推進事業 習熟の程度に応じた、きめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。また、少人数学級・少人数指導等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●きめ細やかな指導・学び研究推進校の指定による研究の推進 ●「きめ細やかな指導 手引き編」の作成と活用 ●少人数学級・少人数指導等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●きめ細やかな指導・学び研究推進校の指定による研究の推進・3年間（平成26年度～平成28年度）の研究の総括 ●研究成果を活かした、習熟度別学習などきめ細やかな指導・学びの推進 ●「きめ細やかな指導 手引き編」の作成と活用 ●少人数学級・少人数指導等の推進 	事業推進
英語教育推進事業 外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、小・中・高等学校へALTを配置します。また、教員研修の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ALTの配置による外国語（英語）教育の推進（小学校35名、中学校33名、高等学校5名、附属中学校1名） ●英語教育推進リーダー研修の実施 ●英語教育推進リーダーによる、小・中・高等学校外国語（英語）教育指導力向上研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●ALTの配置による、小・中・高等学校における外国語（英語）教育の充実 ●英語教育推進リーダー研修の実施による、他の教員を指導する立場の教員の育成 ●英語教育推進リーダーによる、小・中・高等学校外国語（英語）教育指導力向上研修の実施 	事業推進
理科教育推進事業 企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者の派遣授業などを実施するとともに、理科支援員の配置や中核理科教員(CST)の養成などにより、観察・実験の機会を充実することで、魅力ある理科教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●理科支援員を全小学校に配置 ●横浜国立大学と連携した中核理科教員(CST)養成プログラムの実施 ●市内小・中学校でのCST実習生の受入 ●CST修了者による教員研修の実施と市内理科指導教員の育成 ●先端科学技術者の派遣授業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●理科支援員を全小学校に配置 ●横浜国立大学と連携した中核理科教員(CST)養成プログラムの実施 ●市内小・中学校でのCST実習生の受入 ●CST修了者による教員研修の実施と市内理科指導教員の育成 ●先端科学技術者の派遣授業の実施 	事業推進
小中連携教育推進事業 新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などにつながる「中1ギャップ」が見られることから、小中9年間の系統的な教育の実施と、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●全中学校区での小中連携教育の推進 ●指定中学校区でのカリキュラム開発研究の推進（平成27年度：2中学校区で実施） ●小中連携教育担当者会議の開催や、実践報告集による有効な取組の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●全中学校区での小中連携教育の推進 ●指定中学校区でのカリキュラム開発研究の推進 ●小中連携教育担当者会議の開催や、実践報告集による有効な取組の共有 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
読書のまち・かわさき推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 子どもから大人までが読書に親しめるよう、さまざまな読書活動を推進するため、学校司書等の配置を含めた読書環境の整備を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●総括学校司書（学校図書館コーディネーター）の配置（21名） ●学校司書のモデル配置（7校） ●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●総括学校司書の配置 ●学校司書のモデル配置の検証及び検証結果に基づく学校図書館の充実 ●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進 	事業推進
子どもの音楽活動推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 子どもが音楽に親しみ、豊かな感性を育めるよう、本格的なオーケストラ鑑賞や、市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 ・ミュージア川崎シンフォニーホールで小学生 8,654 人が体験（平成 26 年度） ●「子どもの音楽の祭典」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 ●「子どもの音楽の祭典」の実施 	事業推進
人権尊重教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 子どもたちの人権感覚や、人権意識の向上を図ります。また、「子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重教育推進会議の開催を通じた情報交換 ●人権研修の実施及び研究校への研究支援 ●人権尊重教育補助教材・子どもの権利学習資料の作成、配布 ●子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習への講師派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重教育推進会議の開催を通じた情報交換 ●人権研修の実施及び研究校への研究支援 ●人権尊重教育補助教材・子どもの権利学習資料の作成、配布 ●子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習への講師派遣 	事業推進
多文化共生教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を講師として派遣 ●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 ●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ●民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を講師として派遣 ●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 ●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換 	事業推進
子どもの体力向上推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動を充実します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ●モデル校で「地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業」を実施 ●武道等指導者の派遣 ●部活動の支援 ・部活動指導者の派遣 ・全国大会出場者への旅費等の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ●モデル校で、地域のスポーツ指導者の派遣やトップアスリートによるスポーツ教室などを行う、「地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業」を実施 ●武道等指導者の派遣 ●部活動の支援 ・部活動指導者の派遣 ・全国大会出場者への旅費等の補助 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

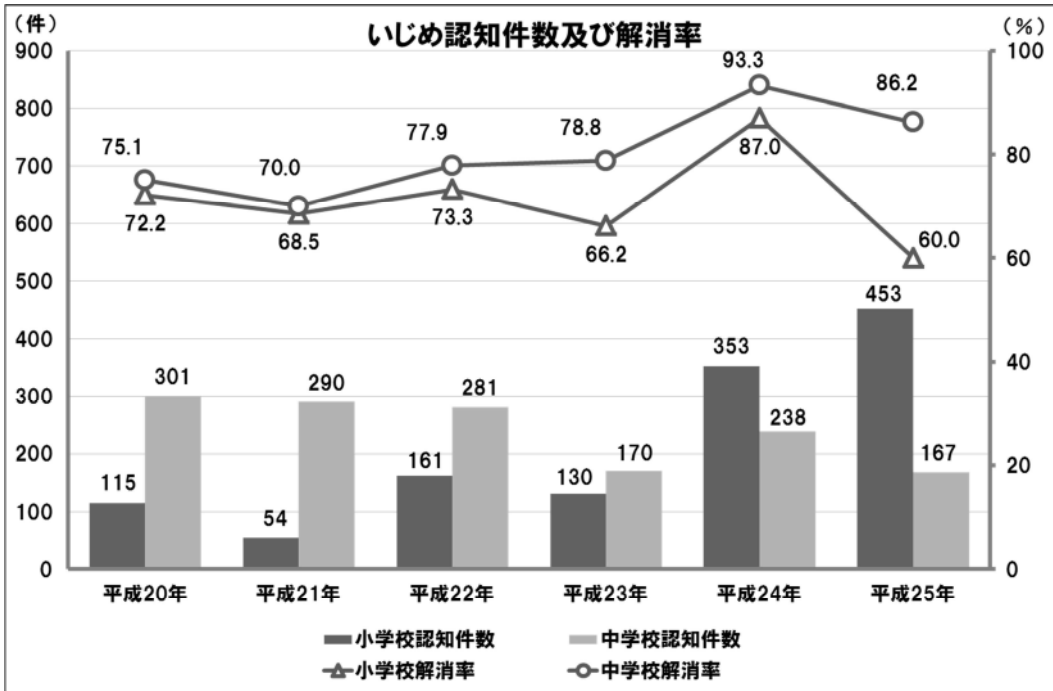
資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
健康教育推進事業 すこやかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育の推進 ●児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ●学校保健安全法施行規則の改正に伴う定期健康診断の実施方法の検討 ●スクールヘルスリーダーの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育の推進 ●児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ●学校保健安全法施行規則の改正に伴う定期健康診断の実施方法の検討・実施 ●スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等の支援 	事業推進
中学校給食推進事業 中学校完全給食の全校実施に向けた取組を進めます。また、中学校完全給食を活用した食育推進の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市立中学校完全給食実施方針の策定 ●中学校完全給食の試行実施（東橋中学校） ●民間活力を活かした手法による給食施設等の整備推進 ●中学校完全給食を活用した食育の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心で温かい中学校完全給食の一部実施（平成 28 年度） ・自校方式 2 校（犬蔵中学校、中野島中学校） ・小中合築校 2 校（東橋中学校、はるひ野中学校） ●安全・安心で温かい中学校完全給食の全校実施（平成 29 年度）（センター方式 3 か所） ●中学校完全給食を活用した食育の実践 	事業推進
学校給食運営事業 児童生徒の健全な身体の発達に資するため、小学校等において、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●食の指導に関する全体計画、年間指導計画に基づく食育の推進 ●地場産の食材を活用した食育の推進 ●給食室機器の計画的更新に着手 ●学校給食調理業務の委託（49 校）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●食の指導に関する全体計画、年間指導計画に基づく食育の推進 ●地場産の食材を活用した食育の推進 ●老朽機器の計画的更新による安全な給食の安定供給 ●学校給食調理業務の委託化の推進 	事業推進
教育の情報化推進事業 授業等を通して、児童生徒に情報の利活用能力を育成するとともに、それに必要な ICT 機器を学校に整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の実施 ●教員の ICT 活用能力の向上・授業における ICT 機器の活用推進 ● ICT 機器の更新・整備 ●校務支援システムの本稼動（平成 26 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の推進 ●教員の ICT 活用能力の向上・授業における ICT 機器の活用推進 ● ICT 機器の更新・整備 ●校務支援システムの安定運用 	事業推進
魅力ある高校教育の推進事業 「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組を進めるとともに、生徒・保護者・市民のニーズに応じた、魅力ある高校づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●商業高校定時制商業科の移管に向け、川崎総合科学高校の必要施設の改修等、環境整備 ●商業高校全日制普通科の教育理念、教育活動等の周知活動の支援 ●聴講生制度、図書館の開放、開放講座の実施 ●専門学科の魅力づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●商業高校定時制商業科の川崎総合科学高校への一斉移管、募集開始（平成 29 年度） ●商業高校全日制普通科の開設。必要施設の改修、環境整備、募集開始（平成 29 年度） ●聴講生制度、図書館の開放、開放講座の実施 ●専門学科の魅力づくりの推進 ●定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の充実 	事業推進
中高一貫教育推進事業 川崎高校及び附属中学校において、6年間の体系的・継続的な、特色ある教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●中高一貫教育校外構工事完了、施設全面供用開始 ●6年間の体系的・継続的な教育の研究の推進 ●教員養成・研修等の人材育成の推進 ●附属中学校入学者の募集及び決定事務の適正な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●高い志を持って主体的に学び、これからの国際社会で活躍する資質を身につけた生徒の育成 ●6年間の体系的・継続的な教育の研究の推進 ●教員養成・研修等の人材育成の推進 ●附属中学校入学者の募集及び決定事務の適正な実施 	事業推進

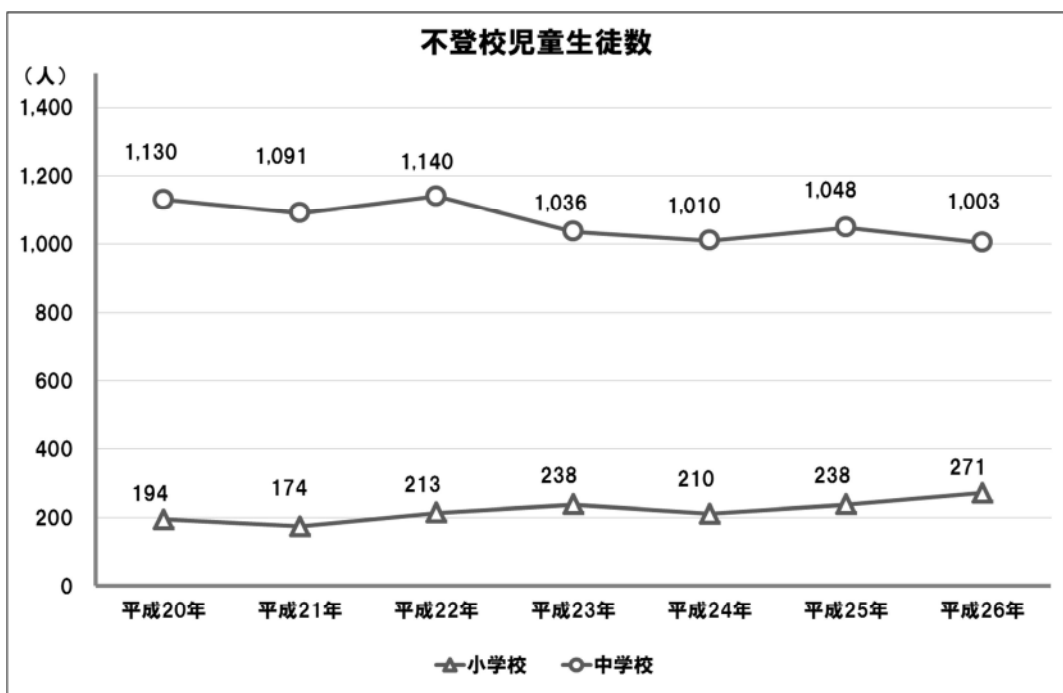
施策2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

施策の概要

- ✓ 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても、発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、さまざまな支援を必要とする子どもが増加している現状があります。
- ✓ そのような状況の中、すべての子どもが生き生きと個性を發揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援を実施します。



資料：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果



資料：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

● 支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
支援が必要な児童(※)の課題改善率(小学校) (教育委員会調べ) ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	81.8% (平成26年度)	88.0%以上 (平成29年度)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	
1,000人あたりの暴力行為発生件数(中学校) (教育委員会調べ)	8.29 件 (平成26年度)	8.22 件以下 (平成29年度)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	
いじめの解消率 (教育委員会調べ) ※解消した件数/認知件数×100	60.0% (平成25年度:小学校)	80.0%以上 (平成29年度:小学校)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	
不登校児童生徒の出現率 (教育委員会調べ) ※不登校児童生徒数/全児童生徒数×100	0.38% (平成26年度:小学校)	0.30%以下 (平成29年度:小学校)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	
	3.48% (平成26年度:中学校)	3.39%以下 (平成29年度:中学校)		

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
児童支援コーディネーター専任化事業 小学校における児童支援コーディネーター専任化により、ニーズに応じた支援体制を構築し、外部機関や幼稚園・保育園との連携、中学校への引継ぎ、若手教員の育成など、小学校段階における早期の適切な支援と教育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童支援コーディネーターを務める教員の専任化の推進(小学校65校) ●コーディネーターを中心とした児童支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童支援コーディネーターを務める教員の専任化の推進 ●外部機関との連携や、若手教員の育成など、コーディネーターが中心となった、適切な支援と教育の推進体制の構築 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
特別支援教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 第2期特別支援教育推進計画に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●支援教育の理念の理解促進 ●特別支援教育サポーターの配置（120名） ●小・中学校通級指導教室の運営 ●入院児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒の学習支援の実施 ●中央支援学校高等部分教室拡充等改修工事の実施設計 ●専門性を高めるための研修の実施 ●サポートノートの効果的な活用の推進 ●「川崎こども心理ケアセンターかなで」施設内学級の教育課程の編成等開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育サポーターの配置による、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援の充実 ●小・中学校通級指導教室の課題への対応の検討 ●入院児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒の学習支援の実施 ●中央支援学校高等部分教室拡充等の改修工事・供用開始 ●専門性を高めるための研修の実施 ●支援が必要な児童生徒一人ひとりの指導計画となる、サポートノートの効果的な活用の推進 ●「川崎こども心理ケアセンターかなで」施設内学級の開設 	事業推進
共生・共育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」年間6時間の授業の実施 ●担当者研修の実施 ●研究推進校での効果測定・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」年間6時間の授業の実施 ●担当者研修の実施（年間2回） ●研究推進校での効果測定・検証 	事業推進
児童生徒指導・相談事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> スクールカウンセラーを市立全中学校に配置するとともに、市内小学校・高等学校に学校巡回カウンセラーを派遣し、各学校で不登校やいじめの問題への対応だけでなく、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生死亡事件の再発防止策の検討 ●スクールソーシャルワーカーの各区への配置 ●市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 ●市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生死亡事件の再発防止策の検討結果に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市立学校の児童生徒指導体制の整備・充実 ・長期欠席傾向のある児童生徒の早期把握・早期対応 ・教育委員会と関係局区、警察等との連携の推進 ●各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの継続配置及び効果的な活用による、子どもが置かれている状況に応じた支援の充実 ●市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 ●市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
総論 10年戦略 基本政策1 基本政策2	適応指導教室事業 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細やかな相談活動を通して、子どもたちの自主性の育成や、人間関係の適性・自尊感情を高めることにより、状況の改善を図り、学校や社会への復帰につながるよう取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市内6か所での適応指導教室の運営 ●メンタルフレンド（ボランティア学生）の募集及び配置 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内6か所での適応指導教室の運営による、不登校等の子どもたちの自主性の育成や、人間関係の適性・自尊感情を高めることによる、学校や社会への復帰に向けた取組の推進 ●メンタルフレンド（ボランティア学生）の募集及び配置による、子どもたちの目線により近い、支援・相談の充実 	事業推進
基本政策1 基本政策2	海外帰国・外国人児童生徒相談事業 学校と関係機関が連携して、日本語が不自由な児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ●日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の推進 ●帰国・外国人児童生徒教育担当者会の実施（年間2回） ●国際教室（日本語教室）における特別の教育課程の実施に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ●日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ●帰国・外国人児童生徒教育担当者会の実施（年間2回） ●国際教室（日本語教室）における特別の教育課程の実施に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進 	事業推進
基本政策3	就学援助・就学事務 経済的理由のため就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助金を支給します。また、法令に基づき、就学事務を適正に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会など、援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給 ●学齢簿のオンライン化に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ●全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことにより、援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給の継続 ●学齢簿のオンライン化（就学事務システムの稼働）による就学事務の円滑な実施 	事業推進
基本政策4 基本政策5	奨学金認定・支給事務 経済的理由のため修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給します。また、経済的理由のため修学が困難な大学生に対し、奨学金を貸与します。	<ul style="list-style-type: none"> ●新制度の実施（高等学校奨学金） ●大学奨学金の貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校奨学金の支給による支援 ●大学奨学金の制度見直しに向けた検討 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

安全で快適に過ごせる学習環境を整える

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
児童生徒の登下校中の 交通事故件数 (教育委員会調べ)	29 件 (平成22～26年の平均)	27 件以下 (平成25～29年の平均)	25 件以下 (平成29～33年の平均)	23 件以下 (平成33～37年の平均)

※ その他の成果指標として、学校施設に関する指標を設定しますが、現在、精査中のため、精査の結果をもとに目標値を今後設定します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
学校安全推進事業 スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置、通学路の交通危険箇所の解消・改善に取り組み、児童の安全対策を推進します。また、防災教育研究推進校の指定や学校防災担当者の研修により、防災教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールガード・リーダーの配置 (20 人) ●地域交通安全員を 96 か所配置 ●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険箇所の改善を推進 ●学校防災教育推進校による先導的な研究を推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校を巡回し、通学路の危険箇所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの継続配置 ●踏切等の危険箇所への地域交通安全員の適正な配置 ●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険箇所の改善を推進 ●学校防災教育推進校による先導的な研究を推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進 	事業推進
学校施設長期保全計画推進事業 既存学校施設の改修等の再生整備手法により、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、老朽化対策、質的改善、環境対策による長寿命化を推進します。また、計画的に予防保全を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●校舎再生整備モデル校 2 校工事・完成 ●築後 31 年以上の再生整備の校舎 8 校・体育館 10 校設計着手 ●築後 21 年以上の再生整備の校舎 4 校・体育館 9 校設計着手 ●築後 20 年以下の予防保全の校舎 2 校・体育館 2 校設計着手 	<ul style="list-style-type: none"> ●築後 31 年以上の校舎・体育館の再生整備の推進 ●築後 21 年以上の校舎・体育館の再生整備の推進 ●築後 20 年以下の校舎・体育館の予防保全の推進 	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
学校施設環境改善事業 教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、エコスクール化を進めます。また、地域の防災力の向上のために、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●学校トイレの環境整備(86校、273か所完了) ●既存校のエレベータ設置(107校完了) ●緑のカーテン設置(92校完了) ●体育館・格技室の吊り天井落下防止対策の実施(全校対策完了) ●体育館の灯油式自家発電機の設置(51校完了) 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校トイレの環境整備の推進 ●既存校のエレベータ設置の推進 ●緑のカーテン設置の推進 ●体育館の灯油式自家発電機の設置の推進 	事業推進
学校施設維持管理事業 学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。	●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施	●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施	事業推進
児童生徒増加対策事業 児童生徒の増加に的確に対応した教育環境整備を実施します。また、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の対応策を検討し、良好な教育環境の維持に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●小杉駅周辺地区の小学校新設に向けた取組の推進 ●新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ●子母口小・東橋中の合築工事・完成 ●上丸子小校舎改築工事・完成 ●久末小校舎増築・久末小体育館改築の実施 ●御幸小・大師中・富士見中・白鳥中・渡田小・日吉小・片平小・古川小・下沼部小・臨港中・下小田中小・末長小・西梶ヶ谷小校舎増築の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●小杉駅周辺地区の小学校新設に向けた取組の推進 ●新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ●久末小校舎増築・久末小体育館改築の実施 ●古川小・下沼部小・臨港中・下小田中小・末長小・西梶ヶ谷小校舎増築の実施 ●児童生徒数の動向等に応じた地域ごとの対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●開校予定(平成31年度) ●開校予定(平成32年度以降)

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

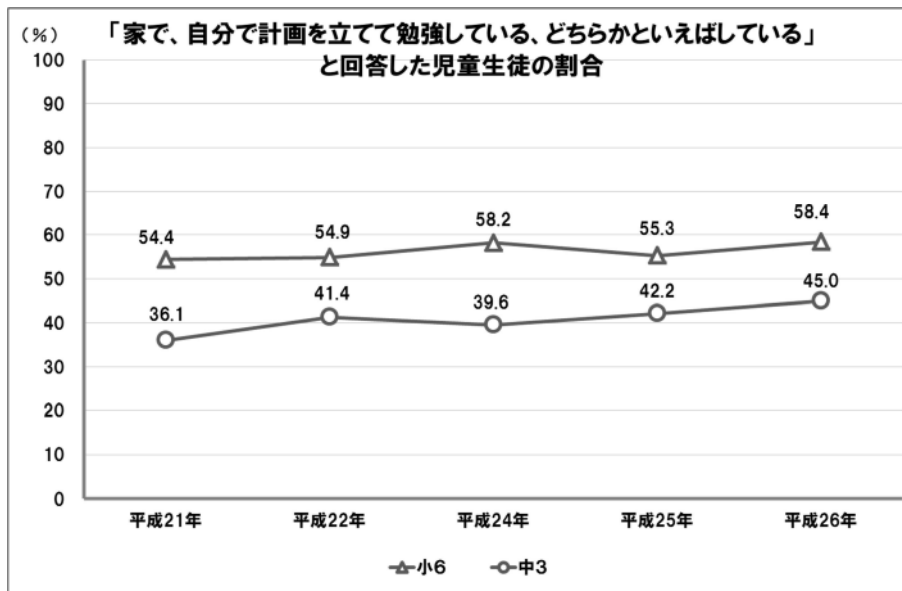
区計画

資料編等

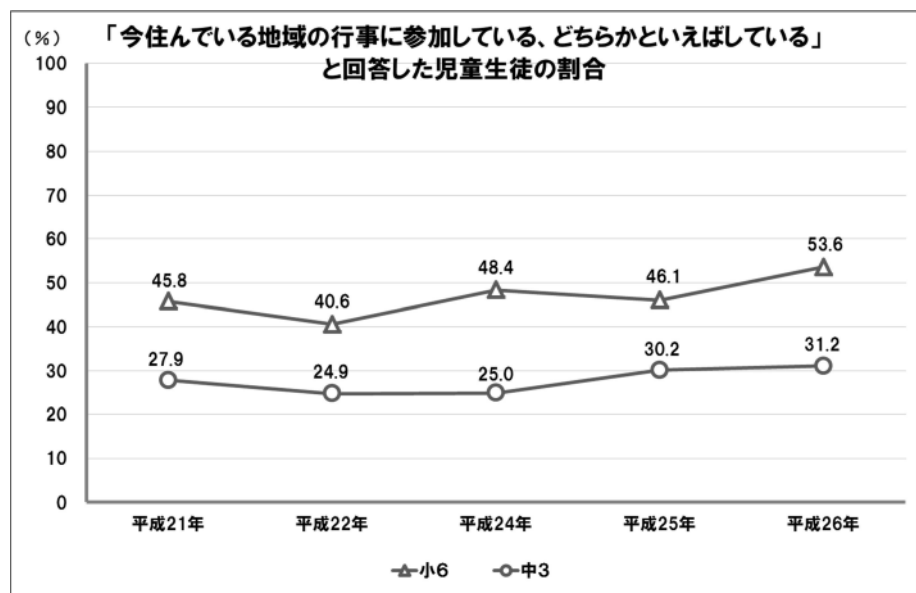
施策4 学校の教育力の向上

施策の概要

- ✓ 地域に開かれた信頼される学校となるためには、学校の情報を地域と共有し、その運営に多くの地域住民が参加するとともに、子どもたちが地域の行事等に積極的に関わるなど、双方向の交流が大切です。そのため、保護者・地域住民が一体となって学校運営に取り組む、コミュニティ・スクールの成果を他の学校に波及させることなどにより、学校・家庭・地域が連携して、よりよい教育の実現をめざします。
- ✓ 子どもたちが、生き生きと学校生活を送るためには、誠実で、人間味や活力に富む教職員の存在が不可欠です。そのため、優秀な人材確保に努めるとともに、研修等の機会を通じて資質や指導力の向上を図ります。
- ✓ 平成29年度から、市立小・中学校等における学級編制基準（40人以下で1学級あたりの児童生徒の人数を定める基準）や、教職員の給与費の負担が、神奈川県から本市へ移管されます。より一層子どもたちの実情に沿った学校運営ができるよう、教職員配置のあり方を定めるとともに、円滑な移管に向けて準備を進めます。



資料：全国学力・学習状況調査（平成23年は震災のため調査せず、平成22年・24年は抽出調査）



資料：全国学力・学習状況調査（平成23年は震災のため調査せず、平成22年・24年は抽出調査）

直接目標

- 教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動(授業等)を実現する

主な成果指標

名称 (指標の典拠)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
「家で、自分で計画を立てて勉強をしている、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	58.4% (平成26年度:小6)	59.0%以上 (平成29年度:小6)	60.0%以上 (平成33年度:小6)	61.0%以上 (平成37年度:小6)
	45.0% (平成26年度:中3)	45.5%以上 (平成29年度:中3)	46.0%以上 (平成33年度:中3)	46.5%以上 (平成37年度:中3)
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	53.6% (平成26年度:小6)	55.0%以上 (平成29年度:小6)	57.5%以上 (平成33年度:小6)	60.0%以上 (平成37年度:小6)
	31.2% (平成26年度:中3)	32.0%以上 (平成29年度:中3)	33.0%以上 (平成33年度:中3)	34.0%以上 (平成37年度:中3)
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合 (市学習状況調査)	93.3% (平成26年度:小5)	93.3%以上 (平成29年度:小5)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	
	89.9% (平成26年度:中2)	90.0%以上 (平成29年度:中2)		

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域等による学校運営への参加促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 ●学校運営協議会の運営支援(10校) ●コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラム等の開催 ●取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 ●学校運営協議会の運営支援による、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む先導的な学校運営の実践 ●コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラム等の開催による、先導的な実践成果の普及・啓発 ●コミュニティ・スクールの取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布による、先導的な実践成果の普及・啓発 	事業推進

学校教育推進会議の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって学校運営に取り組む学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を各区に指定し、その取組成果を他の学校に波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現をめざします。

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
区における教育支援推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 各区に配置した区・教育担当を中心に、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細やかな支援を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●区における教育支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①学校運営全般に対する支援 ②学校間及び学校と地域の連携強化 ③地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ●「区・学校支援センター」による取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●区における教育支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①学校運営全般に対する支援 ②学校間及び学校と地域の連携強化 ③各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ●「区・学校支援センター」による学校教育ボランティアの登録・学校への紹介等の取組の推進 	事業推進
地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、学校の取組を自主的・自律的に改善するためのしくみとして学校評価を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「夢教育 21 推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進 ●学校評価の推進 ●学校教育ボランティアの活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育 21 推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進 ●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の推進 ●学校教育ボランティアの活動の支援 	事業推進
教職員研修事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員の資質向上とミドルリーダー育成の充実を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施 ●教職をめざす人のための「輝け☆明日の先生の会」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施 ●教職をめざす人のための「輝け☆明日の先生の会」の実施 	事業推進
県費教職員移管業務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 学級編制基準や給与負担等の事務・権限移譲に向けて、円滑な移管及び移譲後の運用に向けた準備・検討を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●学級編制基準・教職員定数の決定権限の移譲後の学校教育・学校運営体制の在り方の検討 ●人事給与システム、職員情報システム、旅費管理システム及び健康管理システムの改修 	<ul style="list-style-type: none"> ●学級編制基準・教職員定数の決定権限の移譲後の学校教育・学校運営体制の在り方の決定・実施（平成 29 年度） ●人事・服務・給与・勤務時間等の各制度について、条例規則等の改正・運用（平成 29 年度） ●人事給与システム、職員情報システム、旅費管理システム及び健康管理システムの改修・運用（平成 29 年度） 	
教職員の選考・任免業務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 教職員採用に関する広報活動を充実させるとともに、試験方法や試験対象等について検討改善を加えながら、創意と活力にあふれた優秀な人材の確保を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●特別選考試験や大学推薦制度の実施、地方会場での説明会・試験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方会場・各大学等で実施する採用試験説明会での広報活動の充実による受験者数の確保や、大学推薦、教職経験・TOEIC等の資格を考慮した特別選考試験等による人物重視の採用選考の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

政策2-3 生涯を通じて学び成長する

政策の方向性

- ✓ 家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。
- ✓ 市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
「1年間に生涯学習をしたことがある」と回答した市民の割合 (市民アンケート)	25.2%	30%以上
「自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思う」と回答した市民の割合 (市民アンケート)	50.8%	55%以上

施策の体系

政策2-3 生涯を通じて学び成長する

施策2-3-1 家庭・地域の教育力の向上

施策2-3-2 自ら学び、活動するための支援

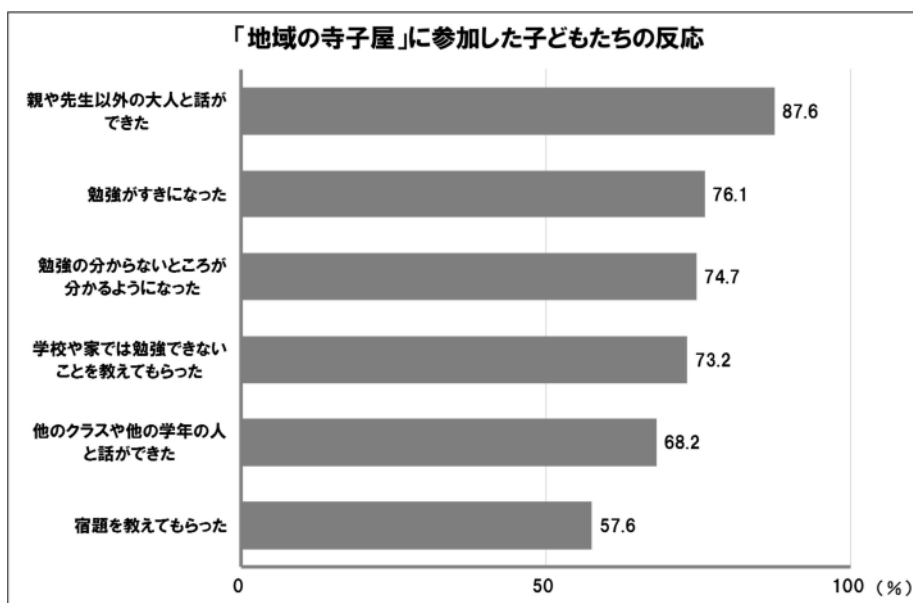
総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策1 家庭・地域の教育力の向上

施策の概要

- ✓ 家庭での教育や子育ては、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操などを身につける上で重要な役割を果たしています。多くの家庭が家庭教育に力を注いでいる一方で、家庭環境の複雑化や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、教育や子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えています。
- ✓ このような中で、市民館などにおける家庭・地域教育学級、PTAによる家庭教育学級に加えて、企業等と連携して家庭教育事業を展開するなど、仕事を持つ父親や母親のほか、これまで各種事業を受講できなかった人が学べる機会を提供します。
- ✓ 中学校区や行政区単位で活動している地域教育会議では、青少年の健全育成に取り組む団体や、地域住民、教職員などが一体となって、顔の見える関係づくりや地域の教育課題の解決に取り組みます。
- ✓ 本市には、さまざまな経験や知識、社会貢献の意欲を持つシニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の市民という、素晴らしい財産があります。このような市民が主体となって、子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」を推進することにより、地域の多様な大人との関わりの中で、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の育成を図るとともに、さまざまな世代がそれぞれの社会的役割を実感しながら、育ち合う地域づくりを進めます。



資料：寺子屋事業参加者アンケート（平成26年度）



【「地域の寺子屋」ってなに？】

地域の寺子屋は、退職した教員、PTA、地域住民、学生などに寺子屋の先生を担っていただきながら実施している多世代交流型の学びの場所です。

平日週1回放課後に実施している学習支援と、土曜日毎月1回実施している各寺子屋ならではの体験活動や世代間交流のプログラムがあります。

放課後の学習支援の様子



直接目標

- 大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合 (寺子屋事業参加者アンケート)	87.6% (平成26年度)	90%以上 (平成29年度)	92%以上 (平成33年度)	93%以上 (平成37年度)

※ その他の成果指標として、「家庭教育事業を通じて悩みや不安の解消・軽減した人の割合」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
家庭教育支援事業 子育て期の市民を地域全体で支え合う家庭教育環境を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供 ●PTAによる家庭教育学級開催の支援 ●全市・各区家庭教育推進協議会の開催 ●企業等との連携による家庭教育事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供 ●PTAによる家庭教育学級開催の支援 ●全市・各区「(仮称)家庭教育推進連絡会」の開催 ●企業等との連携による家庭教育事業の実施 	事業推進
地域における教育活動の推進事業 市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各行政区・中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援 ●地域教育会議交流会の開催 ●市子ども会議の推進と各行政区・各中学校区子ども会議との連携 ●市内スイミングスクールと連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの開始(平成27年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●各行政区・中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援による、地域社会で生き生きと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り、支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげる取組の推進 ●地域教育会議交流会の開催 ●市子ども会議の推進と各行政区・各中学校区子ども会議との連携 ●子どもの泳力向上プロジェクトの充実 	事業推進
地域の寺子屋事業 地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●全市 21 か所のモデル実施 ●寺子屋先生養成講座の実施 ●地域の寺子屋フォーラム等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●本格実施・地域の実情に応じて柔軟に拡充 ●寺子屋先生養成講座の実施 ●地域の寺子屋フォーラム等の開催 	●全小学校へ拡充(地域の実情に応じて柔軟に拡充)

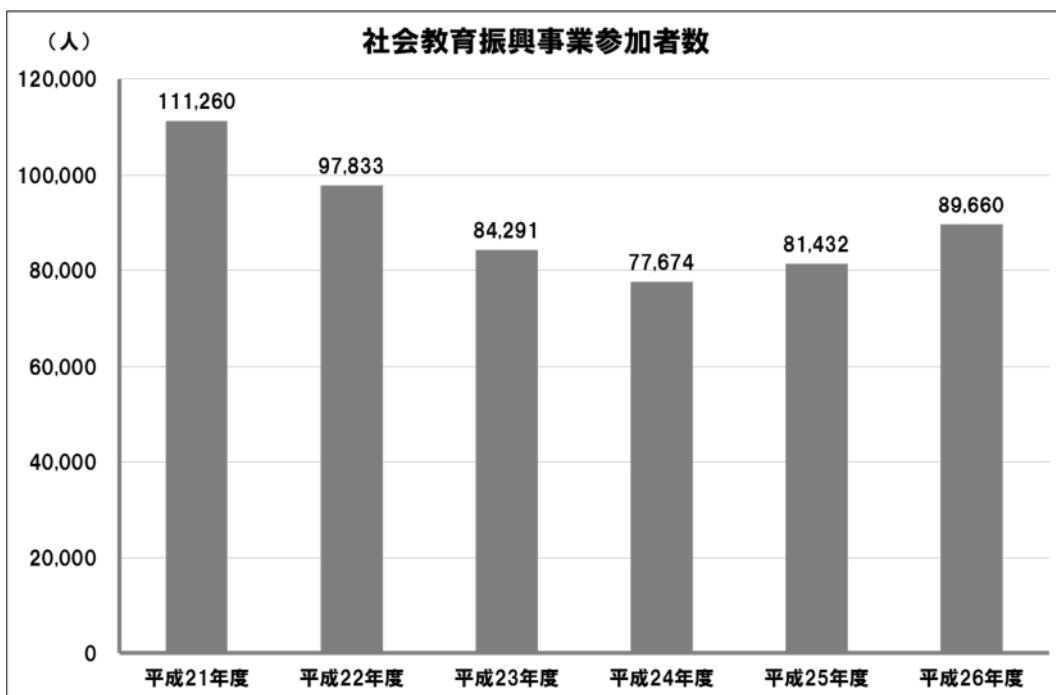
総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

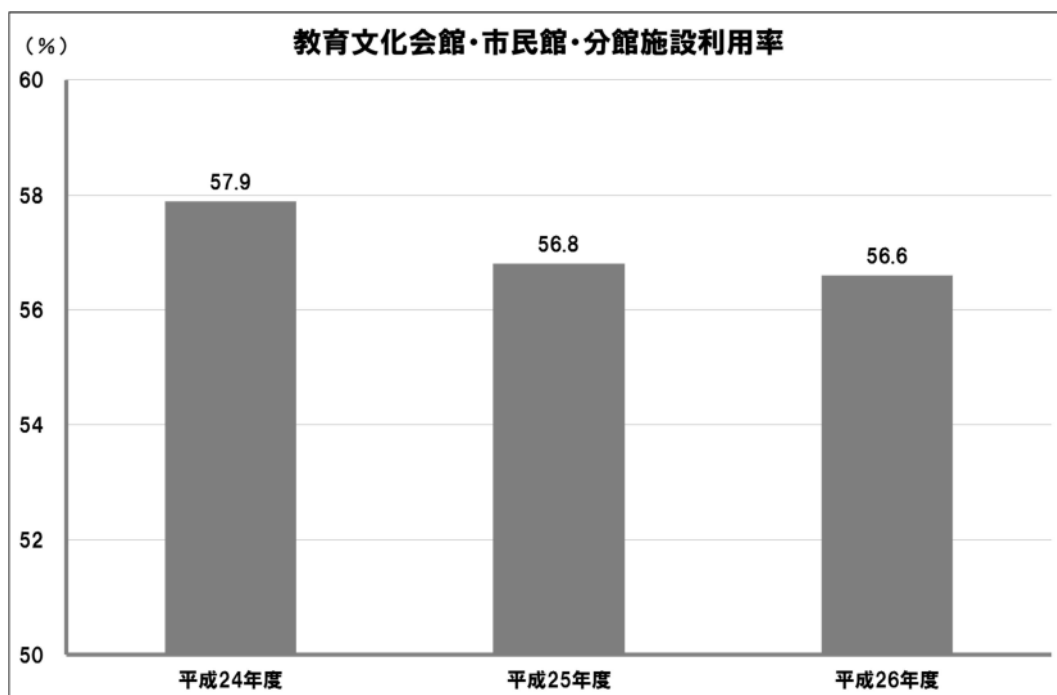
施策2 自ら学び、活動するための支援

施策の概要

- ✓ さまざまな市民団体、大学等と連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす生涯学習事業を展開し、いわゆる「知縁」による新たな絆や、コミュニティを創造するとともに、地域を支える活動や市民主体の学習を担う人材を育成します。
- ✓ 市民の主体的な学びを支援するため、子どもたちの教育活動に支障のない時間は校庭や体育館を開放するなど、学校施設の有効活用を促進するとともに、市民館や図書館など、市民が自ら学ぶ拠点となる社会教育施設におけるサービスの向上や長寿命化を推進し、生涯学習環境の充実を図ります。



資料：教育委員会調べ



資料：教育委員会調べ

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

- 市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数 (教育委員会調べ)	89,660 人 (平成26年度)	9 万人以上 (平成29年度)	9.1 万人以上 (平成33年度)	9.2 万人以上 (平成37年度)
教育文化会館・市民館・分館施設利用率 (教育委員会調べ)	56.6% (平成26年度)	56.9%以上 (平成29年度)	57.3%以上 (平成33年度)	57.7%以上 (平成37年度)
市立図書館・分館における図書館の入館者数 (教育委員会調べ)	4,337,308 人 (平成26年度)	435 万人以上 (平成29年度)	437 万人以上 (平成33年度)	439 万人以上 (平成37年度)
学校施設開放の利用者数 (教育委員会調べ)	2,609,747 人 (平成26年度)	261 万人以上 (平成29年度)	261.5 万人以上 (平成33年度)	262 万人以上 (平成37年度)

※ その他の成果指標として、「社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
社会教育振興事業 教育文化会館・市民館・分館において、市民の学習や活動の支援、社会教育に係る団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行うとともに、学習の成果や地域の人材資源の活用を図り、市民の力による地域の教育力とまちづくり力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな課題別の学習の場の提供・市民主体の学習活動の推進 ●寺子屋コーディネーターの養成 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てや、平和・人権・男女平等など、さまざまな学習の場の提供による、市民の「学ぶ力」の育成 ●市民が学びにより得た知識や経験等を身近な地域で活かす市民講師の養成・活用 ●市民提案・協働による課題解決型事業の推進、地域の生涯学習をコーディネートする人材の育成 ●寺子屋コーディネーターの養成 	事業推進

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

